

# 福島県川内村小田代集落の儀礼文書(一)

——山之神講文書——

金子祥之

## 一、儀礼文書からみる祭祀の変遷

本稿の目的は、福島県川内村小田代集落に残された、「順廻帳」といわれる儀礼文書を通して、山の神への祭祀がいかに変遷していったのかを検討することにある。本稿の前半では、「順廻帳」の分析を行ない、後半では「順廻帳」の翻刻を示す。

本稿の事例地は、福島県双葉郡川内村にある小田代集落である。そこでまず、本稿のいわば舞台となる地域社会についての理解を深めていきたい。

川内村は、福島県内の地域区分によると浜通りに位置している。浜通りという言葉からは、海に面した場所であるように受け取られるかもしれない。だが実際には、浜通りのうち内陸部に位置しており、阿武隈高地の山村である。川内村とその近隣地域を、俗に「山榎葉」や、「榎葉山中」と呼んできたことから、そのことがうかがえる。

二〇一一年の東日本大震災とそれに伴う原発災害によって、川

内村の名は広く知られるようになった。川内村は福島第一原子力発電所から、わずか二〇から三〇kmに位置している。そのため、全村避難を決定することとなったが、震災から一年もたたない二〇一二年一月二十六日に帰村宣言を行なった。強制避難が実施された多くの自治体で、いまだ帰還の目途が立たないなか、川内村はいちはやく、行政として帰村の意思を明確に示した。賛否それぞれ、大きな反響があった。現在までに、人口は震災前の約三分の二まで回復している<sup>1)</sup>。

川内村の歴史を、『川内村史』によって、概観しておきたい。この地域の歴史が史料上明確になるのは、中世末の文禄検地からである。文禄検地では、「上河内村」、「下河内村」とみえており、「上河内村」が二百五十石、「下河内村」は五百六十石余りであった。

江戸時代に入り、川内では、新田開発が何度も行なわれていった。寛永六(一六二九)年から元禄十二(一六九九)年にかけて、高田島新田・小田代新田・子安川新田・毛土新田・糠塚新田・吉野田和新田・木葉橋新田・五枚沢新田などが誕生していった。

表 1：川内村の社会組織

レベル 1	近世村 《大字》*1	下川内村 225 戸→109 戸*2																						
レベル 2	村組 《行政区》	町組 72 戸→31 戸					西山組 60 戸→32 戸					東山組 69 戸→35 戸					下川内新田 24 戸→11 戸							
レベル 3	ヤシキ (屋敷) 《班》	大町	横町	根子町	新町	宮ノ下	宮渡	西山	中平	上ノ台	沼田	堂小屋	松原	荒宿	坊之内 (原)	東山	東山下	小田代	わらび平	萩新田	五枚沢	ぬか塚	毛戸	吉野田和
	1764 年	15	13	16	12	4	12	33	8	4	8	6	1	5	15	13	12	19	5	1	3	5	8	7
	1875 年	22					9		24			8		11		16			8		11			

\*1《 》内には現在の該当する社会組織を示した。\*2 戸数はいずれも 1764 年と 1875 年のものを記した。天保の大飢饉の前後の変化を示す。下川内諏訪神社文書『旧記録』に筆写された 1764 年「楢葉郡下川内村人別記」、1875 年「十戸組合帳」をもとに筆者作成

新田開発の結果、両村の石高は大幅に増加する。天保七（一八三七）年には上川内村が一五八七石を越え、下川内村も一四〇〇石余という大規模な村落を形成するにいたった。すなわち、新田開発によって、村高は、三〜六倍にも増加したのである。「川内村史編纂委員会編、一九九二、二七八〜二八〇」。

本稿で対象とする小田代集落は、旧下川内村に属した。集落は江戸初期の新田開発により拓かれ、寛永十三（一六三六）年に成立した。川内で行なわれた新田開発でも、初期のものであった。

このようにして成立した、川内村の社会組織を考えるには、三つのレベルを念頭におく必要がある（表 1 参照）。

第一に大字Ⅱ旧村である。川内村は、明治二十二

（一八八九）年に、二つの近世村（上川内村・下川内村）の合併により成立した。旧村は現在、大字として残り、役場や学校は両大字の境界に建てられている。先にもふれた通り、小田代集落は、このうち旧下川内村（現在の大字下川内）に属した。

第二は、行政区Ⅱ村組である。旧下川内村は大村であり、四つの村組に分かれていた。町組・西山組・東山組、そして下川内新田である。現在、これらは行政区に再編され、それぞれ第五区（坂シ内）・第六区（西山）・第七区（東山）・第八区（毛戸ほか）となっている。小田代集落は、旧東山組、現在の第七区行政区内の集落である。

そして第三に、班Ⅱヤシキである。②第二の行政区Ⅱ村組の下位組織として、班Ⅱヤシキがある。集落内が五軒から十軒程度の班に分かれていることは、ごく一般的な事柄である。ただ川内村の場合、班が近代に新たに作られたものではなく、その多くが近世以来のヤシキ（屋敷）を再編したものである点特徴的である。第七区の場合には、荒宿・原・東山・小田代の四つの班Ⅱヤシキがある。ヤシキは地縁組織であるだけでなく、荒宿ヤシキのように同族団で構成され、血縁集団となる場合もみられる。

見てきたように、小田代集落は、大字下川内（旧下川内村）のうち、第七行政区（旧東山組）を構成する班（ヤシキ）のひとつである。集落の成立は新田開発によるため、七区の中心部からやや離れた山中に位置する。江戸時代中期には、二十四軒で構成されていたが、天保の大飢饉により人口が急減し、明治初年にはわずか八軒にまで減少している。その後も、現在に至るまで十軒程

度の小集落である。

## 二、小田代の山の神と「順廻帳」

### (一) 小田代集落にとつての山の神

小田代集落は、たしかに小集落であるが、多くの神仏が祀られてきた。氏神である八雲神社のほか、山祇神社(山神社)・稲荷神社・金刀比羅神社・秋葉神社・石尊社などがある。このうち山の神については、男女それぞれに山之神講が組織されていた。男山の神(山之神講)は集落内の山祇神社の祭祀を行ない、女山の神(小牛田山之神講)は安産祈願で知られる、宮城県遠田郡美里町の山神社を信仰対象としてきた。<sup>3)</sup> 本稿で見えてゆくのは、男性が祀り手となった山之神講である。

小田代集落の山の神は、歴史的にみて、どのような存在であったのだろうか。下川内村の佐久間義隣が記した『下川内村寺社由緒記』<sup>4)</sup>(以下、『寺社由緒記』とする)を紐解いてみたい。

『寺社由緒記』は、下川内村の庄屋相役を務めた、佐久間義隣(一八二三—一八九九)の手によるもので、下川内村の寺社由緒を丁寧に記録している。廃仏毀釈によって失われた修験寺院に関する記述が豊富であり、近世から明治にかけてのこの地域の社寺の実態を知るうえで貴重な史料である。著者である義隣の実証的な態度は、この史料の価値をさらに高めている。寺社に残されていた歴史史料や棟札などを、自ら各所をめぐって筆写した。それらの一次史料を基礎にしながら、自らの実体験や地域の故老が語

る口承も交え、本書を編纂している。

『寺社由緒記』には、小田代の山の神について、二つの記述がある。第一は、明和四(一七六七)年の棟札の写しである。棟札の大きさとまで記録されており、義隣が実見し筆写していることがうかがえる。記載からは新造立であったか、再建であったかは判断できないが、少なくともこの時点で社殿をもつに至ったことがわかる。

小田代向坂相立 棟札施主 太右衛門  
奉建立山神宮一社 小田代郷中

明和四丁亥年載閏九月吉日 別当 地藏院

棟札長サ一尺一寸四分、 名主 猪狩藤治右衛門

横三寸二分、下タ二寸八分 大工 西山定右衛門

第二は、寛保二(一七四二)年十月、光山院幣先宮書上である。この史料は修験光山院が祭祀に関わった、上川内・下川内の三十分あまりの神仏を書き記したものである。

### 覚

<sup>ダシノコシ</sup>一、山ノ神 氏子持

一、西内稲荷 右同断

### 【中略】

<sup>東山</sup>一、山ノ神 氏子持

一、山ノ神 右同断

小田代  
一、山ノ神

右同断

【中略】

寛保二年戊十月 右之通幣先御座候

これら二つの史料から、つぎの事実が確認できる。小田代の山の神は「小田代郷中」、すなわち小田代集落全体で祀った神であること、江戸中期には社殿を構える規模になったこと、そして祭祀には宗教者（幣先は光山院、建立別当は地藏院）が関与していたことである。

つまり山の神は、小田代集落にとっては、氏神である牛頭天王宮（現・八雲神社）に次ぐ重要な祭祀対象であった。そうであるがゆえに、すでに江戸中期には社殿をもつ規模になっており、祭祀にも宗教者が関与していたのであろう。

（二）「順廻帳」の保管状況と基本的な記載内容

本稿で扱う「順廻帳」<sup>5</sup>は、この山の神を祭祀してきた山之神講に残された儀礼文書である（写真1）。残念ながら近世の記録は失われているが、それでも明治七（一八七四）年から、祭祀が八雲神社の祭祀（天王講）に統合される平成十七（二〇〇五）年まで、約百三十年にわたる、村落祭祀の記録が残された。

「順廻帳」の約百三十年にわたる記録のなかで、本稿では、昭和六十三（一九八八）年までを対象として分析を行なう。これは後掲の翻刻と対応させるためである。すなわち、明治七（一八七四）年から昭和六十三（一九八八）年までの記載を検討してゆく。

この「順廻帳」は、二〇一九年度に第七行政区で実施した、集落調査の際に確認することができた。集落調査は、福島県地域振興課「福島県大学生の力を活用した集落復興支援事業」の助成を受けて実施したものであり、地域文化を記録することを目的として実施した<sup>6</sup>。

その際に、志賀喜代登氏が「順廻帳」をご紹介くださり、実見させていただいた。山之神講は天王講へと統合され継続されてきたが、長くつづいた祭祀は、震災によって、「平成二十二年十一月七日」を最後に途絶えてしまった。山之神講も天王講も、集落内の一軒を当番として行なわれるトウヤ祭祀であった。「順廻帳」には、その年の祭祀に関する記述が残され、当番となるヤド（宿）が保管してきた。喜代登氏は、平成二十三（二〇一一）年の当番を務める予定であったため、震災後は喜代登氏宅に保存されていたのであった。

では、「順廻帳」には、どのような内容が記されてきたのだろうか。最も古い記録である、明治七（一八七四）年十月の内容はつぎの通りである（写真2）。

一、三ノ式百文 酒代  
一、拾壹ノ文 鹿代

メ拾四ノ式百文  
内御祝儀  
一、三ノ四百拾文  
一、二付  
一、壹ノ四百拾文宛  
有銭  
一、貳ノ百八拾文

戊十月廿一日 常陸戸右衛門方相渡シ志賀久左衛門様

志賀熊治郎

常陸豊三郎

志賀孫左衛門

志賀豊蔵

常陸戸右衛門

志賀久左衛門

猪狩亀吉

右之通り正二相渡シ申候、以上

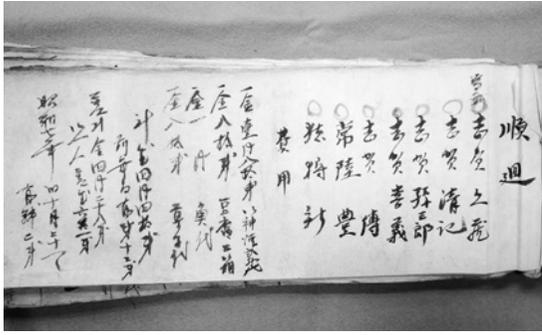


写真1: 巡廻帳

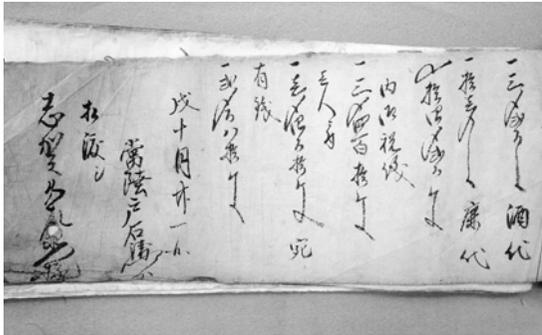


写真2: 明治7(1874)年の記録

このように基本的な記載内容は、①山の神講の成員(史料後段の七名)、②当前の受渡し〔中段の戸右衛門から久左衛門への記載〕、③祭祀の費用負担〔前段の費用と割当の記載〕である。これらに加え、その後、新しく記載されるようになった内容が二つある。④祭祀規約と、⑤その年の出来事の記録である。それぞれの初出は、④祭祀規約が明治二十三(一八九〇)年、⑤は明治二十七(一八九四)年である。

「巡廻帳」の記載内容の一覧を示すと、表2のように整理することができる。①成員と③費用負担については、百二十回いちども欠けることなく記載されている。また②の当前の受渡しについても、不完全なものも含め、百十二回記載があり、記載された割合は九三・三%にも及んでいる。

このように、①②③のほぼ毎回記載される項目に対して、④規約や⑤記録は記載率が低い。④は六八回(五六・七%)、⑤は八八回(七三・三%)である。両者ともに新たに書き加えられた項目であるため、記載率が低くなるのは当然であるが、両者を比較すると、つぎのような違いがある。④規約はとくに昭和三十二年以降、記載されないことも多い。一方で⑤記録は、ほぼ途切れることなく記載されている。つまり、④は断続的であるが、⑤は書かれることが通例となっていたといえる。

### (三) 「順廻帳」とは何か

こうした内容が記載された「順廻帳」とは、いったいどのような性格の儀礼文書なのであるのか。

表2:「順廻帳」の記載内容一覧

番号	年	①成員	②当前の引継ぎ	③費用	④規約	⑤記録
1-1	明治7年 1874	○	常陸戸右衛門 → 志賀久左衛門	○		
1-2	明治8年 1875	○	志賀久左衛門 → 猪狩亀吉	○		
1-3	明治9年 1876	○	猪狩亀吉 → 志賀孫左衛門	○		
1-4	明治10年 1877	○	志賀孫左衛門 → 常陸初太郎	○		
1-5	明治11年 1878 2月	○	志賀熊次郎 → 常陸初太郎	○		
1-6	明治11年 1878 10月	○	△ (志賀) 熊二郎 →	○		
1-7	明治12年 1879 2月	○	志賀丹吾 → 常陸戸右衛門	○		
1-8	明治12年 1879 10月	○	○ (常陸) 戸右衛門 → 志賀豊蔵	○		
1-9	明治13年 1880 2月	○	志賀豊蔵 → 志賀久左衛門	○		
1-10	明治13年 1880 10月	○	○ (志賀) 久左衛門 → (猪狩) 亀吉	○		
1-11	明治14年 1881 2月	○	○ (猪狩) 亀吉 → (志賀) 孫左衛門	○		
1-12	明治14年 1881 10月	○	志賀孫左衛門 → 常陸初太郎	○		
1-13	明治15年 1882 2月	○	○ (常陸) 津右衛門 → 志賀熊次郎	○		
1-14	明治15年 1882 10月	○	志賀熊次郎 → 志賀丹吾	○		
1-15	明治16年 1883	○	志賀丹吾 → 志賀豊造	○		
1-16	明治17年 1884	○	志賀豊造 → 常陸戸右衛門	○		
1-17	明治18年 1885	○	○ 常陸戸右衛門 → 志賀久左衛門	○		
1-18	明治19年 1886	○	志賀久吉 → 猪狩亀吉	○		
1-19	明治20年 1887	○	○ 猪狩亀吉 → 常陸初太郎	○		
1-20	明治21年 1888	○	○ 常陸初太郎 → 志賀喜治郎	○		
1-21	明治22年 1889	○	△ 志賀喜治郎 →	○		
1-22	明治23年 1890	○	△ 志賀松之助 →	○	○	
1-23	明治24年 1891	○	○ 常陸豊次 → 志賀久吉	○	○	
1-24	明治25年 1892	○	志賀久吉 → 猪狩田丸	○	○	
1-25	明治26年 1893	○	○ 志賀亀吉 → 志賀喜次郎	○	○	
1-26	明治27年 1894	○	○ 志賀喜治郎 → 志賀松之助	○	○	○
1-27	明治28年 1895	○	○ 志賀松之助 → 常陸豊治	○	○	○
1-28	明治29年 1896	○	○ 常陸豊治 → 志賀久吉	○	○	○
1-29	明治30年 1897	○	○ 猪狩亀吉 → 志賀久吉	○	○	○
1-30	明治31年 1898	○	○ 志賀久吉 → 志賀喜治郎	○	○	○
1-31	明治32年 1899	○	○ 志賀喜治郎 → 志賀松之助	○	○	○
1-32	明治33年 1900	○	○ 志賀松之助 → 常陸留五郎	○	○	○
1-33	明治34年 1901	○	○ 志賀久蔵 → 常陸留五郎	○	○	○
1-34	明治35年 1902	○	○ 常陸留五郎 → 猪狩積	○	○	○
1-35	明治36年 1903	○	○ 猪狩積 → 志賀主殿	○	○	○
1-36	明治37年 1904	○	○ 志賀主殿 → 志賀孫三郎	○	○	○
1-37	明治38年 1905	○	○ 志賀孫三郎 → 志賀喜治郎	○	○	○
1-38	明治39年 1906	○	○ 志賀喜次郎 → 志賀保	○	○	○
1-39	明治40年 1907	○	○ 志賀保 → 常陸留五郎	○	○	○
1-40	明治41年 1908	○	○ 常陸留五郎 → 猪狩積	○	○	○
1-41	明治42年 1909	○	○ 猪狩積 → 志賀久三	○	○	○
1-42	明治43年 1910	○	○ 志賀久三 → 志賀主殿	○	○	○
1-43	明治44年 1911	○	○ 志賀主殿 → 志賀孫三郎	○	○	○
1-44	大正元年 1912	○	○ 志賀孫三郎 → 志賀喜義	○	○	
1-45	大正2年 1913	○	○ 志賀喜義 → 志賀保	○	○	○
1-46	大正3年 1914	○	○ 志賀保 → 常陸留五郎	○	○	○
1-47	大正4年 1915	○	○ 常陸留五郎 → 猪狩積	○	○	○
1-48	大正5年 1916	○	○ 猪狩積 → 志賀久蔵	○	○	○
1-49	大正6年 1917	○	○ 志賀久蔵 → 志賀主殿	○	○	○
1-50	大正7年 1918	○	○ 志賀主殿 → 志賀孫三郎	○	○	○
1-51	大正8年 1919	○	○ 志賀孫三郎 → 志賀喜義	○	○	○
1-52	大正9年 1920	○	○ 志賀喜義 → 志賀保	○	○	○
1-53	大正10年 1921	○	○ 志賀保 → 常陸留五郎	○	○	○
1-54	大正11年 1922	○	○ 常陸豊 → 猪狩新	○	○	○
1-55	大正12年 1923	○	○ 猪狩新 → 志賀久蔵	○	○	○
1-56	大正13年 1924	○	○ 志賀久蔵 → 志賀清記	○	○	○
1-57	大正14年 1925	○	○ 志賀清記 → 志賀兵蔵	○	○	○
1-58	大正15年 1926	○	○ 志賀兵蔵 → 志賀伝三郎	○	○	○
1-59	昭和2年 1927	○	○ 志賀伝三郎 → 志賀喜義	○	○	○
1-60	昭和3年 1928	○	○ 志賀喜義 → 志賀伝	○	○	○
1-61	昭和4年 1929	○	○ 志賀伝 → 常陸豊	○	○	○
1-62	昭和5年 1930	○	○ →	○	○	○
1-63	昭和6年 1931	○	○ 猪狩新 → 志賀久蔵	○	○	○
1-64	昭和7年 1932	○	○ 志賀久蔵 → 志賀清記	○	○	○

番号	年	①成員	②当前の引継ぎ	③費用	④規約	⑤記録
1-65	昭和8年 1933	○	志賀清記 → 志賀孫三郎	○	○	○
1-66	昭和9年 1934	○	志賀孫三郎 → 志賀喜義	○	○	○
1-67	昭和10年 1935	○	△ 志賀喜代治 →	○	○	○
1-68	昭和11年 1936	○	○ 志賀伝 → 常陸豊	○	○	○
1-69	昭和12年 1937	○	△ → 猪狩新	○	○	○
1-70	昭和13年 1938	○	→	○	○	○
1-71	昭和14年 1939	○	△ → 三瓶忠美	○	○	○
1-72	昭和15年 1940	○	○ 三瓶忠美 → 矢内鹿蔵	○	○	○
1-73	昭和16年 1941	○	○ 矢内鹿造 → 菅野清	○	○	○
1-74	昭和17年 1942	○	○ 菅野清 → 志賀主殿	○	○	○
1-75	昭和18年 1943	○	○ 志賀清記 → 志賀伝三郎	○		○
1-76	昭和19年 1944	○	○ 志賀伝三郎 → 志賀喜義	○		○
1-77	昭和20年 1945	○	○ 志賀喜義 → 志賀伝	○		○
1-78	昭和21年 1946	○	○ 志賀伝 → 常陸豊	○	○	○
1-79	昭和22年 1947	○	○ 常陸豊 → 猪狩新	○		○
1-80	昭和23年 1948	○	○ 猪狩新 → 志賀泰明	○	○	○
1-81	昭和24年 1949	○	○ 志賀泰明 → 三瓶忠美	○		○
1-82	昭和25年 1950	○	○ 三瓶忠美 → 菅野伊佑	○		○
1-83	昭和26年 1951	○	○ 菅野清 → 志賀栄	○		○
1-84	昭和27年 1952	○	○ 志賀栄 → 志賀留夫	○	○	○
1-85	昭和28年 1953	○	○ 志賀清記 → 志賀伝三郎	○	○	○
1-86	昭和29年 1954	○	○ 志賀伝三郎 → 志賀喜代治	○	○	○
1-87	昭和30年 1955	○	○ 志賀喜代治 → 志賀弘	○	○	○
1-88	昭和31年 1956	○	○ 志賀弘 → 常陸茂	○	○	○
1-89	昭和32年 1957	○	○ 常陸茂 → 猪狩俊二	○	○	○
1-90	昭和33年 1958	○	△ 猪狩俊二 →	○		
1-91	昭和34年 1959	○	○ 志賀貞夫 → 三瓶忠美	○		
1-92	昭和35年 1960	○	○ 三瓶忠美 → 菅野伊祐	○		○
1-93	昭和36年 1961	○	○ 菅野清 → 志賀栄	○		○
1-94	昭和37年 1962	○	→	○		○
1-95	昭和38年 1963	○	○ ④ → 志賀英記	○		○
1-96	昭和39年 1964	○	→	○		○
1-97	昭和40年 1965	○	○ 志賀伝三郎 → 志賀喜代治	○		○
1-98	昭和41年 1966	○	→	○		○
1-99	昭和42年 1967	○	→	○		○
1-100	昭和43年 1968	○	→	○		○
1-101	昭和44年 1969	○	○ 猪狩俊二 → 志賀泰明	○		○
1-102	昭和45年 1970	○	○ 志賀泰三 → 三瓶忠美	○		○
1-103	昭和46年 1971	○	○ 三瓶忠美 → 志賀英記	○	○	○
1-104	昭和47年 1972	○	○ 志賀英記 → 志賀泰臣	○	○	○
1-105	昭和48年 1973	○	△ 志賀泰臣 →	○	○	○
1-106	昭和49年 1974	○	○ 志賀喜代治 → 志賀盛	○		○
1-107	昭和50年 1975	○	○ 志賀盛 → 常陸茂	○	○	○
1-108	昭和51年 1976	○	○ 常陸茂 → 猪狩俊二	○		○
1-109	昭和52年 1977	○	○ 猪狩俊二 → 志賀泰三	○	○	○
1-110	昭和53年 1978	○	○ 志賀泰三 → 三瓶哲夫	○		○
1-111	昭和54年 1979	○	○ 三瓶哲夫 → 志賀英記	○		
1-112	昭和55年 1980	○	△ → 志賀泰臣	○		○
1-113	昭和56年 1981	○	→	○		○
1-114	昭和57年 1982	○	○ 志賀喜代治 → 志賀泰臣	○		○
1-115	昭和58年 1983	○	○ 志賀盛 → 常陸茂	○		○
1-116	昭和59年 1984	○	○ 常陸茂 → 猪狩新	○		○
1-117	昭和60年 1985	○	○ 猪狩新 → 志賀泰三	○	○	○
1-118	昭和61年 1986	○	○ 志賀泰三 → 三瓶忠美	○		○
1-119	昭和62年 1987	○	○ 三瓶忠美 → 志賀英記	○		○
1-120	昭和63年 1988	○	○ 志賀英記 → 志賀泰臣	○	○	○
2	大正8年 1919		「御神幸記録」猪狩積譚記			
3	昭和12年 1937		「小田代山津見神社々御移記録」			
4	昭和15年 1940		「紀元二千六百年奉祝祭典 御神幸記録」猪狩新譚記			
5	昭和39年 1964		「金毘羅神社・山祇神社 雨覆修繕遷宮記録」記録係猪狩新			
6	昭和43年 1968		「明治百年を記念して 御神幸記録」猪狩新譚記			

凡例 ○：記載あり、△：不完全であるが記載あり、空欄：記載なし  
「順廻帳」をもとに筆者作成

『寺社由緒記』には、小田代集落の氏神である、牛頭天王宮の「廻り宿連名記」が書き留められている。この史料は、安永四（一七七五）年二月の「疫癘除村祈禱帳」の一部である。その内容を示すと左の通りである。

当所村祈禱始覚、同廻り宿連名記

半蔵	徳之丞	武兵衛	幸吉	彦之丞	豊松	喜幸治
吉弥	孫七	喜惣兵衛	孫三郎	喜伝治	孫左衛門	
富七	元右衛門	庄兵衛	勘七	忠七	杢七	恒七
甚之丞	運七	多左右衛門	久太郎	与五郎		
勘右衛門						

右父市兵衛代宮立致し、惣世話致来申候

「疫癘除村祈禱帳」には、安永六（一七七七）年二月の祭祀規約も残されている。その一部を示してみよう。

右村祈禱等者牛頭天王於社内、毎年二月朔日ニ勤来申候

【中略】

一、廻り宿之儀者帳面之通相廻可被勤候、尤其節血忌・服忌等有之衆中ハ、次番之衆へ相廻シ順達ニ可被致候、此帳面末世ニ罷成むし喰候ハ、御書写し置可然候、以上

牛頭天王社で疫癘除の村祈禱を始めるにあたって、そのメンバーシップと、祭祀の執行方法が確認されたことがわかる。祭祀規約では、「廻り宿」の務め方を定めている。近年まで続いてき

たように、集落内の一軒が祭祀を担当するトウヤ制がとられてきたことを示している。またこの帳面が破損した場合でも、書き直す様にと記されているが、それは「廻り宿」を確認するうえで、「廻り宿連名記」が重要であったことを示すのであろう。これらの内容は宗教者（地藏院第二十五世・宥英法印舜応）が関与して定められている。

つまり、牛頭天王宮「廻り宿連名記」は、祭祀を担うメンバーシップと、トウヤの順序とを示した儀礼文書といえる。すると、山之神講の「順廻帳」は、その呼称からしても、また内容からしても、「廻り宿連名記」と同じ性格の記録であると考えられることができる。すなわち、本来、「順廻帳」は①や②を基礎とするものであったことがわかる。

このようなトウヤ祭祀にかかわる儀礼文書として、近年、関東地方のオビシヤ文書研究が展開されつつある「水谷、二〇一七、水谷・渡部編、二〇一八など」。このなかで水谷は、畿内・近畿地方の村落祭祀研究の豊富な蓄積に対し、「関東・東北では、そもそも中世はおろか、近世初期にまで遡る史料自体が極めて稀であり、とりわけ村落や村落祭祀に関する古文書、記録は近世に至ってからのものさえ、ほとんど知られてこなかった」「水谷、二〇一七、五〇」といい、関東地方に残された、オビシヤ文書の重要性を指摘している。

「順廻帳」の場合、現存する範囲は明治初期からであり、歴史的に遡るには限界がある。だが、「順廻帳」は、少なくとも近世中期からの連続性をもっていたことは明らかである。また、天王

講に関しては近世末からの帳簿が残っており比較研究が可能である。そうしたことから、「順廻帳」の内容を検討してゆくことに積極的意義が見出せる。

以下、本稿では「順廻帳」の記載内容にしたがい、つぎのような分析を行なう。三章では①②③の内容をもとに、祭日・講員・費用など祭祀の基本構造について、四章では④祭祀規約について、五章では⑤その年の記録のうち、臨時祭祀の記録について、検討してゆくこととする。相互にやや重複する内容もあるが、これらの検討を通じて、六章では「順廻帳」からみえる村落祭祀の変化を整理する。

### 三、祭祀の基本構造の変化

#### (一) 祭日および講員

山之神講の祭日については、山本明の聞き取りにより、「旧十月十七日が集りの日で、この日は県下の山神講と共通している」<sup>〔山本、一九八八〕</sup>と記録されている。

「順廻帳」の記述から祭日を整理すると、表3のようにまとめられる。たしかに、山本の記したように、戦後の山之神講の祭日は、旧暦十月十七日ではほぼ一定しており、少なくとも戦後の動向に関しては、記録された通りであることがわかる。

だが、それ以前にさかのぼってみると、明治期の祭日は旧暦十月末日を基本としていたように思われる。この期間には、山之神講は十月十七日に、まったく行なわれていないのも特徴的である。

表3：山之神講と祭日

年代	旧暦						新暦				
	10月17日			10月晦日			11月			12月	
	10日～16日	17日	18日～24日	25日～28日	29日30日	～11月7日	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬
～1890	1		3	8	4				7	6	3
1891～1910	1		2	4	11	2 <sup>*1</sup>			5	9	6
1911～1930	3 <sup>*2</sup>	3	6	3	3			3	6	7	2 <sup>*3</sup>
1931～1950	5 <sup>*4</sup>	10	3	1			2	3	9	5	
1951～1970		17						8	4	5	
1971～	3	14					1	6	5	5	
小計	13	44	14	16	18	2	3	20	36	37	11
計	107 <sup>*5</sup>						107 <sup>*5</sup>				

\*1: 1894年は、旧11月8日開催であるがこちらに含めた(以下同様)。\*2: 1914年は、旧10月7日開催である。

\*3: 1911年は、新12月19日開催である。\*4: 1941年は、旧10月7日開催である。

\*5: 記載のない8年間(1883、1913、1920、1946、1955、1965、1969、1980)、および2月祭礼(1878-1882)を除く。

〔順廻帳〕をもとに筆者作成

それが大正期から昭和戦前期にかけて、徐々に旧十月十七日へと移行していったことが、表3からは理解されよう。この変化に対応するように、明治期までは新暦に換算すると、十一月下旬から十二月中旬にかけて行なわれていたものが、時代が下るにつれ、十一月中旬から十二月上旬へと移行したことがみてとれる。

加えて、全期間を通じて、必ずしも祭日が固定されていたとは言い切れないことも特徴的である。旧十月末日や旧十月十七日を中心としていたことはたしかであるが、とはいえ、それ以外の日も多く見られる。これは祭祀規約にあるように、忌服の場合には、協議の上で祭日を変更することが認められていたことと関連すると思われる。

また、明治十一（一八七八）年から明治十五（一八八二）年にかけては、二月にも祭祀を行なっていた。祭日は二月九日・十日・十四日の記載がみられる。残念ながら、なぜこの五ヶ年のみ二月に祭祀が行なわれたのか、その理由が明らかとなる記載は、「順廻帳」にはみられなかった。いずれにせよ、この時期に祭祀の拡大が模索されたようである。

つづいて、「順廻帳」の記載から、講員についての理解を深めていきたい。

さきに、「順廻帳」は、本来、講員と当番を記すことが目的であった可能性を指摘した。表4は、「順廻帳」から講員と当番にかかわる記述を整理したものである。具体的には、講員の氏名を記す際にどのような表題が用いられているか、また、当番をどのような名称で記しているかを整理した。

表4：講員・当番にかかわる記載

年代	人名の記載				当番の記載		
	順廻*1	記*2	講員名	なし	当前	宿	なし
～1890	4	2		16	9	2	11
1891～1910	10	8	1	1	20		
1911～1930	20				18	2	1
1931～1950	20				14	1	5
1951～1970	20				3	4	15
1971～	18				5	5	10
小計	92	10	1	17	69	14	42
計	120				125*3		

\*1：順廻には、宿廻（1915）・順廻記（1883）を含めた。

\*2：記には、キ（1895、1898）・覚（1899）を含めた。

\*3：5ヶ年（1915、1956、1957、1971、1972）は、宿・当前ともに記載がある。「順廻帳」をもとに筆者作成

表題としては、「順廻」という表記が多数を占めていることがわかる。「順廻帳」が、講員の間で、当番を順に回していくために用いられてきたことは、この点からも明白である。

つぎに当番の名称としては、宿と当前（当まい、当まへ）が用いられている。昭和二十年代までは、当前という言葉が頻繁に用いられていたが、時代が下るなかでその頻度が少なくなっている。「順廻帳」の後段には、誰から誰へ当番が渡されたかを記すことが通例となっている。この記載方法は変わらないが、そこで当前という表記が見られなくなっていく。

宿も当前も当番を指す用語であるが、宿は空間を、当前は役職を指す文脈で用いられる傾向がある。すなわち、宿はどの家を当番として執行したか、当前は、誰から誰に役職が移ったかを記す文脈で、用いられる傾向が見てとれる。

つぎに「順廻帳」の記載から講員数の変化をみよう。講員数の変化は、図1のように整理できる。講員数の最小値は五軒、最大

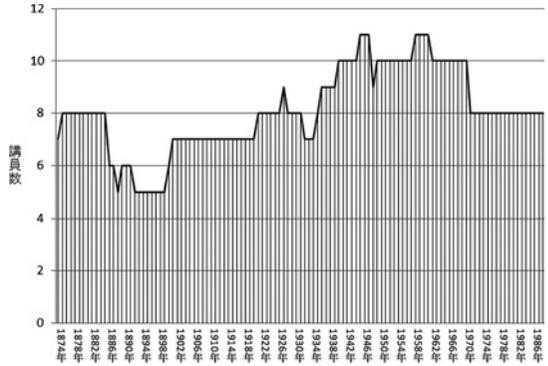


図1：講員数の変化

昭和十(一九三五)年までは、講員数は全戸数より二、三軒少ない状態が続く。なぜ講を離れた家があるのか、記載からは判断がつかない。ただ、この時期には、祭祀が大きく変化したことはたしかである。

一方でこの講は、新規に講へ加入することに寛容であったといえる。戦後、講員数が増加するが、このなかには少なくとも二軒の移住者が含まれている。移住者が加入する際には、十円から三十円の寄付を行なっている。これはその年の各戸の割り当ての一・六七〜二・一四倍にあたる金額である。

つまり、割当の二倍程度の金額を寄付することで、移住者であっても加入できたのである。おそらくは、移住者が木炭産業や林業

値は十軒で、平均は、七八九軒であった。小田代は小集落であり、講も小規模である。

山之神講は、基本的には、集落の全戸が加入するものであったと考えられる。だが、実際には数軒が加入していない時期がある。明治初期から明治十八年までは、集落全戸が山之神講に属していた。ところが、明治十九(一八八六)年から

に携わったことから、山之神講への加入が容易であったのかもしれない。ただし、宗教講への移住者の加入は容易であるとはいえず、川内村内には、加入させない判断をした講もあった。

## (二) 費用負担と購入品目

つぎに祭祀にかかわる費用負担を検討してみよう。

山之神講の場合、費用負担は戸数割であった。かかった費用を加入している成員数で割り、それを各家に割り当てる方式である。この割り当てには、忌服によって参加ができない家は、免除なし、割引きを受けていた。明治二十四(一八九一)年規約では、「忌服によって参加できない場合には」掛差金半額ヲ割まいとス」とあり、半額を割り当てていたことがわかる。

一方で、大正二(一九一三)年の祭祀規約では、「(忌服によって)出合ザル者へハ会費掛ザルコト」とあり、免除が規定されている。昭和四十六(一九七二)年規約にも、同様の規定があり、この規定が長く適用されてきたことがわかる。また昭和十六(一九四一)年には、「出征ノタメ会ヒカケザルコト」と記されており、出征した講員に対しても負担を求めていなかった。このように、忌服や出征という本人の意思に依らない欠席には、寛容な措置がとられていた。

では、このように集めた金銭を、山之神講では、どのような物品の購入に充てていたのだろうか。表5は、それらを一覧表にまとめたものである。表5からは、購入した物品が、時代により大きく変化していることがみてとれる。

表5：祭祀にあったって購入した物品

年	神酒	豆腐	大型動物		大型鳥類		小動物	食肉		魚	菓子
			シカ	イノシシ	ヤマドリ	キジ		ウサギ	鶏肉		
明治7年 1874	○		○								
明治8年 1875	○		○								
明治9年 1876	○	○	○								
明治10年 1877	○	○	○								
明治11年 1878 2月	○	○	○	○							
明治11年 1878 10月	○	○					○			○	
明治12年 1879 2月	○	○	○								
明治12年 1879 10月	○	○		○							
明治13年 1880 2月	○	○	○								
明治13年 1880 10月	○			○							
明治14年 1881 2月	○	○	○	○							
明治14年 1881 10月	○	○	○								
明治15年 1882 2月	○	○		○							
明治15年 1882 10月	○	○	○								
明治16年 1883	○	○	○								
明治17年 1884		○		○							
明治18年 1885		○		○							
明治19年 1886		○	○								
明治20年 1887		○								○	
明治21年 1888		○								○	
明治22年 1889		○	○								
明治23年 1890	○									○	
明治24年 1891	○	○					○			○	
明治25年 1892	○	○					○				
明治26年 1893	○	○			○	○					
明治27年 1894	○	○			○						
明治28年 1895	○	○			○						
明治29年 1896	○	○								○	
明治30年 1897	○	○									
明治31年 1898	○	○								○	
明治32年 1899	○	○								○	
明治33年 1900	○	○									
明治34年 1901	○	○									
明治35年 1902	○	○									
明治36年 1903	○	○								○	
明治37年 1904	○	○									
明治38年 1905	○	○									
明治39年 1906	○	○									
明治40年 1907	○	○									
明治41年 1908	○	○									
明治42年 1909	○	○									
明治43年 1910	○	○									
明治44年 1911	○	○									
大正元年 1912	○	○			○						
大正2年 1913	○	○									
大正3年 1914	○	○									
大正4年 1915	△	○									
大正5年 1916	○	○									
大正6年 1917	○	○			○						
大正7年 1918	○	○									
大正8年 1919	○	○									
大正9年 1920	○	○			○					○	
大正10年 1921	○	○			○						
大正11年 1922	○	○			○	○					
大正12年 1923	○	○									
大正13年 1924	○	○					○				
大正14年 1925	○	○				○					
大正15年 1926	○	○			○						
昭和2年 1927	○	○				○				○	
昭和3年 1928	○	○				○	○				○
昭和4年 1929	○	○				○					

年	神酒	豆腐	大型動物		大型鳥類		小動物	食肉		魚	菓子
			シカ	イノシシ	ヤマドリ	キジ		鶏肉	豚肉		
昭和5年 1930	○	○								○	
昭和6年 1931	○	○									
昭和7年 1932	○	○								○	○
昭和8年 1933	△	○								○	○
昭和9年 1934	○	○								○	
昭和10年 1935	○	○			○						○
昭和11年 1936	○	○								○	○
昭和12年 1937	○	○								○	○
昭和13年 1938	○	○					○				○
昭和14年 1939	○	○						○			
昭和15年 1940	○	○									○
昭和16年 1941	○	○									○
昭和17年 1942	○	○			○						
昭和18年 1943	○	○			○						
昭和19年 1944	○	○									
昭和20年 1945	○	○								○	
昭和21年 1946	○	○									
昭和22年 1947	○	○									
昭和23年 1948	○	○					○				
昭和24年 1949	○	○								○	
昭和25年 1950	○	○			○					○	○
昭和26年 1951	○	○								○	○
昭和27年 1952	○	○								○	○
昭和28年 1953	○	○								○	○
昭和29年 1954	○	○								○	○
昭和30年 1955	○	○			○					○	○
昭和31年 1956	○	○						○		○	○
昭和32年 1957	○	○			○					○	○
昭和33年 1958	○	○					○			○	○
昭和34年 1959	○	○					○		○	△	○
昭和35年 1960	○	○					○		○	○	○
昭和36年 1961	○	○						○	○	○	○
昭和37年 1962	○	○			○					○	○
昭和38年 1963	○	○					○			○	○
昭和39年 1964	○	○						○	○	○	○
昭和40年 1965	○	○							○	○	○
昭和41年 1966	○	○						○	○	○	○
昭和42年 1967	○	○						○	○	○	○
昭和43年 1968	○	○							○	○	○
昭和44年 1969	○	○							○	○	○
昭和45年 1970	○	○							○	○	○
昭和46年 1971	○	○						○	○	○	
昭和47年 1972	○	○					○	○			○
昭和48年 1973	○	○						○		○	○
昭和49年 1974	○	○							○	○	○
昭和50年 1975	○	○							○	○	○
昭和51年 1976	○	○						○	○	○	○
昭和52年 1977	○	○						○	○	○	○
昭和53年 1978	○	○						○	○	○	○
昭和54年 1979	○	○			○					○	○
昭和55年 1980	○	○			○					○	○
昭和56年 1981	○	○						○	○	○	○
昭和57年 1982		○						○	○	○	○
昭和58年 1983	○	○						○	○	○	○
昭和59年 1984		○						○	○	○	○
昭和60年 1985	○	○						○	○	○	○
昭和61年 1986	○	○						○	○	○	○
昭和62年 1987	○	○						○	○	○	○
昭和63年 1988	○	○						○	○	○	○

「順廻帳」をもとに筆者作成

購入された物品は、大きく三つに分けることができる。第一は、酒と豆腐で、これらの物品は必ず購入された物品である。言い換えれば、山之神講を開催するにあたっての必需品であったと言える。

ただ酒は、明治十七（一八八四）年から明治二十一（一八八九）年にかけて、購入されていない時期がある。この時期は、当番が酒を自家醸造していたと考えられる。この点は祭祀規約のところで再度ふれるが、明治中期までは、当番が自家醸造することが多くあったと考えられる。

第二は鳥獣で、これには時代により大きな変化がある。明治中期までは、シカやイノシシが山の神祭祀にあつて、欠かすことのできないものであった。ところが、明治中期以降になると、シカやイノシシにかわつて、ヤマドリ・キジ・ウサギといった鳥獣が購入されている。ここまでの、シカやイノシシ、ヤマドリ・キジ・ウサギといった鳥獣は、身近な里山に暮らす生き物であった。ところが、昭和三十年代以降は、こうした野生動物ではなく、鶏肉や豚肉が購入されるようになった。この点は次章に記す、山追いや行事とも、深くかかわるものと考えられる。

第三は、魚や菓子といった、付加的な物品である。魚や菓子は、毎年きまつて購入される物品ではなかった。とくに菓子は明治・大正期にはまったく購入されていない。魚に関しては、同時期には、タコやイワシが時おり購入される程度であった。

昭和七（一九三二）年頃から、魚や菓子を毎年購入するようになってゆく。もっとも戦時中はこれらの物品を購入することはな

かったが、戦後、昭和二十五（一九五〇）年以降は、つねに購入されることとなった。とくに魚代は経費の半額を占める規模になるまで膨らむ。つまり、身近な里山の鳥獣を山の神への祭祀で用いる形式から、肉や魚（海魚）、菓子といった、地元では手に入らない品を購入する形式へと変化したことがわかる。

以上の購入物品の変化は、おそらく、山之神講の性格の変化を示すのだろう。祭祀そのものよりも、徐々に親睦を目的とするものへと変化していったとみることができる。

#### 四、祭祀規約にみる儀礼の実態

##### （一）祭祀規約の記載

百二十回の記述のうち、祭祀規約が登場するのは六十八回である。ただそのうち、約半数の三十二回は、「規約例年の通り」「規約例年二同ジ」といった規約に変更点がないことを確認したものに過ぎない。残る三十六回が規約の全文を記載するか、あるいは、規約の変更点を記載したものである（表6参照）。

つまり、規約が書かれない年も多く、規約が書かれる場合でも変更点がないことを確認したにとどまる記述も多い。だがそれでも、重要な変更点は記載されており、これらに注目して祭祀の変化をとらえてみよう。

もっとも古い規約は、明治二十三（一八九〇）年もので、直会に用いる米を持参することを定めている。「右一飯二付五合宛時<sup>（時）</sup>参致へき事、此規則ハ志賀松之助様当前ヨリ相定め候也」とある。

表6：山之神講の祭祀規約

年	名称	内容
明治23年 1890		右一飯ニ付五合宛時(持)参致へき事、此規則ハ志賀松之助様当前ヨリ相定め候也
明治24年 1891		一、酒料ハ其年ノ米相場ヲ以テ御勘定致スヘキ事。一、山神定日之義ハ一昼夜ニ付、飯米ハ二飯やと持ニ相定メ。一、由ヒタシ差合等有之節者、此掛差金半額ヲ割まいとス。
明治26年 1893		酒料ハ其年之米相場ヲ以テ御勘定可致候事。山之神定日之儀者二日一ト夜ニ限ル。飯米ハ三度やと持とス。
明治27年 1894	山之神規約	山之神規約之儀ハ左ノ如ク、酒料ハ其年ノ米相場ヲ以テ御勘定可致候事。山之神定日ハ二日一夜ニ限ル。飯米ハ三度やと持ト定メ、若シ差合等有之候節ハ、仲間談事之上祭日ヲ定ムルコト。
明治28年 1895	山之神規約	一、山之神規約之義ハ左之如ク、酒料者其年ノ米相場ヲ以テ御勘定可致候事。山之神祭日者二日二夜に限り、飯米者四度やと持とす。若シ差合等有之候節者、仲間談事之上祭日を相定メ可申候事。
明治29年 1896	山之神規約	一、山之神規約之儀者、左之通り定メ候事 一、神社祭日者二日二夜ニ限り候事。一、飯米ハ四度家宿持トス。一、御神酒代ハ其年ノ米相場ヲ以定むべき事。一、加名者之内差合等有之節ハ、仲間協儀之上祭日を定むべし。右之通り相定メ候也
明治30年 1897	山之神取極メ之事	酒代者其年ノ米相場ヲ以御勘定可仕候事、祭日者二日二夜ニ限り、飯米者四度宿持トス。 差合等有之候節者、仲間談事之上祭日を定む可き候事。
明治31年 1898	山之神取極メ之事	一、酒代ハ其年ノ米相場ヲ以テ御勘定可仕候事。一、祭日ハ二日二夜ニ限り、一、飯米者四度宿持トス。 一、仲間にて差合等有之節ハ、談事之上祭日を定むべき事。
明治32年 1899	山神規約	一、酒代濁酒之節者、其年ノ米相場にて御勘定可仕候、一、祭日者二日二夜ニ限り、飯米者四度宿持トス。 一、仲間にて差合等有之候節者、談事之上祭日を定む事。
明治33年 1900	規約	一、祭日者二日二夜ニ限り、飯米者四度宿持トス。一、山神連中ニ而差合等有之候節ハ、談事之上祭日を定むべき事。
明治34年 1901	規約	一、祭典ハ二日二夜ニ限り、飯米者四度宿持トス。一、山神連中ニテ差合等有之候節ハ、談事之上祭日ヲ定ヘキ事。一、連中ニテ二日山追致シ、山鳥三羽狩猟アリ
明治35年 1902	規約	例年ニ相かはらず候、本年寅之不作ニ付、飯米者壹度宿持とす。仲間ニテ山追半日致シ、山鳥二羽狩猟アリ。
明治36年 1903	規約	一、祭典ハ二日二夜ニ限り、飯米者四度宿持とす。一、仲間ニテ差合等有之候節ハ、談事之上祭日定ムベキ事。 一、仲間ニテ二日山追致、山鳥五羽・鴨壹羽狩猟アリ。
明治37年 1904	規約	一、祭典ハ二日二夜ニ限り、米ハ四度宿持とす。一、仲間ニテ差合等有之候節ハ、談事之上祭日ヲ定ムルコト。 一、仲間ニテ老日半山追いたし、漸ク免壹羽狩猟アリ。又堂小屋普波西治氏ヨリ、御祝儀トシテ清酒老升被下、皆日出度相濟ス。
明治38年 1905	規約	本年は不作ニ付、飯米者壹度宿持とす。一、仲間ニ而山追壹日致、免壹羽狩猟アリ。本日ノ狩猟仲間、宿ヲ除クノ外六名。一、仲間にて差合等有之節者、談事之上祭日定むべき事
明治39年 1906	規約	本年半作ニ付、飯米ハ貳度宿持トス。一、本年ヨリ規約改正シテ、飯米ハ貳度宿持トス。一、仲間ニテ差合等有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムル事。一、仲間ニテ山追壹日致シ、山鳥貳羽・青ジ壹羽・ミ、ヅク壹羽狩猟アリ。
明治40年 1907	規約	祭典ハ改正ノ通り壹日一夜限リ。飯米ハ二度宿持トス。一、仲間ニテ差合等有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ルコト。一、仲間ニテ山追二日致シ、山鳥一羽・免二羽・バンドリ小三羽狩猟アリ。
明治41年 1908	規約	祭典ハ改正ノ通り壹日一夜限リ、飯米ハ二度宿持トス。一、仲間ニテ差合等有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ルコト。一、仲間ニテ山追壹日致シ、(キジ)壹羽・免三羽狩猟アリ。
明治42年 1909	規約	祭典ハ例(例)年ノ通り、壹日一夜限リ。飯米ハ二度宿持トス。一、仲間ニテ差合等有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ルコト。一、仲間ニテ山追壹日致シ、免三羽狩猟アリ。
明治43年 1910	規約	祭典ハ例(例)年ノ通り、壹日一夜限リ。飯米ハ二度宿持トス。一、仲間ニテ差合等有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ルコト。一、仲間ニテ山追二日致シ、山鳥一羽・免壹羽・カケス一羽・ミツク一羽狩猟アリ。
大正2年 1913	規約	一、祭典ハ一日一夜夜ニ限り、飯米ハ貳度宿持トス。一、仲間(氏子)ニテ差合等有之候節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルモ差合ナキ事。但シ出合ザル者へハ会費掛ザルコト。一、連中ニテ山追一日致シ、免三羽及ケーリ一羽狩猟アリ。
大正3年 1914	規約	一、例年之通り。祭典ハ壹日壹夜ニ限り、飯米ハ貳度宿持トス。
大正4年 1915	規約	一、祭典ハ壹日壹夜ニ限り、飯米ハ貳度宿持トス。一、氏子ニテ(連名)差合等有之候節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルモ差合ナキ事。一、出合ザル者へハ会費掛ザル事。
大正9年 1920	規約	一、祭典ニ付、飯米ハ宿持。一、祭日ハ一日一夜ニ限ル。一、連中ニテ差合等有之、出合セザル者へハ会費掛ザルコト。一、差合等有之候節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルコト。但シ祭日ハ十月中ニ祭典執行ノコト。
大正10年 1921	規約	一、祭典ニ付飯米ハ二度宿持トス。一、祭日ハ一日一夜ニ限ル。一、連中ニテ差合等有之、出合ハザル者へハ会費掛ザルコト。一、差合等有之候節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルコト。但シ祭日ハ旧十月中ニ祭典執行ノコト。
大正11年 1922	きやく	一、祭典ニ付飯米は二度宿持とす。一、祭日は一日一夜に限る。一、連中にて差合等有之、出合はざる者ニは会費掛ざる事。一、差合等有之候節者、談事の上祭日を定むる事。但シ祭日者旧拾月中に祭典執行の事。
大正15年 1926	規約	一、祭典ニ付飯米ハ二度宿持トス。一、祭典ハ一日一夜ニ限ル。一、連中ニテ差合等有之、出合ザル者ニハ会費掛ザル事。一、差合等有之節ハ、談事ノ祭日ヲ定ムル事。但シ祭典ハ旧拾月中ニ執行ノ事。
昭和5年 1930		本年ヨリ当前前後ニテ世話スルコトニ定ム。
昭和21年 1946	規約	一、祭典ニ付飯米ハ二度宿持トス。一、祭典ハ一日一夜ニ限ル。一、連中ニテ差合等有之、出合ハザル者へハ会費掛ケザルコト。一、差合等有之節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルコト。但シ祭典日ハ旧十月中ニ執行ノコト。
昭和23年 1948		今回ノ申合セデ、以後豆腐ハ壹箱トスルコト。
昭和27年 1952		昭和二十三年度ノ申合セニヨリ、豆腐ハ壹箱トスルコト。
昭和29年 1954	規約	一、来年度ヨリ山追ハ一時中止スルコトニ申合セスル。一、祭日ノ世話ハ宿ノ後光ニテスルコト。
昭和30年 1955		一、前年ノ申合により山追はやらず。一、祭日ノ世話は宿の後光にてスル。
昭和31年 1956	規約	一、祭典は一日とし、飯米は貳度宿持とす。一、祭典は旧十月十七日とするが、差合等有之場合は、談合の上祭典日を決ることを得。一、連中にて差合等有之出合せざる者へは、会費掛ること。
昭和46年 1971	規約	一、祭典は一日とし、飯米は貳度宿持とす。一、祭典は旧十月十七日とするも、差合等有之場合は、談合の上祭典日を決ることを得。一、氏子にて差合等有之出合せざる者へは、会費かけざること。
昭和60年 1985	規約	一、祭典は旧暦十月十七日とし、宿は順廻りとし、二回の食事は宿持とし、費用は頭割とす。一、出合せざる者へも割当てること。一、祭典の十七日前の日曜日を祭日と決定し、宿に都合ある場合は後日曜日とする。一、八雲神社祭日は、二月第一日曜日と決定する。

共食する米を各家が持参すべきことを定めた規則である。だが、翌年になると、米は宿が負担すべきものとして改められている。規約の形式が整うのは、明治二十九（一八九六）年の規約である。

#### 山之神規約之儀者、左之通り定メ候事

一、神社祭日者二日二夜二限り候事

一、飯米ハ四度家宿持トス

一、御神酒代ハ其年の米相場ヲ以定むべき事

一、加名者之内差合等有之節ハ、中間協儀之上祭日を定むべし

右之通り相定メ候也

このように、山之神講規約は、祭日の規定（第一条）、費用負担に関する規定（第二条・第三条）、そして、忌服に関する規定（第四条）から構成されている。

これらの内容は、以降もほぼ変わることなく、たとえば、昭和四十六（一九七一）年の規約は、つぎの通りである。

#### 規約

一、祭典は一日とし、飯米は式度宿持とす

一、祭典は旧十月十七日とするも、差合等有之場合は、談合の上

祭典日を決することを得

一、氏子にて差合等有之出会せざる者へは、会費かけざることを得  
以上

順序が入れ替わったり、条文が組み合わせられたりしているが、やはり祭日の規定（第二条）、費用負担に関する規定（第一条・第三条）、忌服に関する規定（第二条・第三条）から成っていることがわかる。

#### （二）規約内容の変化

この祭祀規約から読み取ることのできる変化が四つある。それらを順に整理してゆこう。

第一に、祭日の変化である。祭祀にかかる日数について、明治二十四（一八九二）年時点では、「山神定日之義ハ一昼夜」とある。これが明治二十六（一八九三）年には、「山之神定日之儀者二日一ト夜」となり、明治二十八（一八九五）年には、「山之神祭日者二日二夜」と増加してゆく。

このような祭日の拡大傾向は、明治十一（一八七八）年～明治十五（一八八二）年にかけてもみられる。この時期は成文規約が書かれていないが、十月と二月の二度にわたって祭祀が行なわれたことが記録されている。だが、明治十六（一八八三）年になると、従前通り、十月の一回に戻ったことが確認できる。

このように明治中期ごろは、祭日の拡大が模索されていた。米を中心として、祭祀にかかる食事は宿が負担すると定められていったことは先にふれた。そのため、日数の増加は、宿の負担増につながることは見逃せない。

明治後期になると、一転して、祭日は一日一夜に限定される。すなわち、明治四十（一九〇七）年の改正では、「祭典ハ改正ノ

通り壱日一夜限り」と定められた。前年が不作、前々年が半作と記されており、負担の大きさが自覚されたのかもしれない。たとえば、明治三十八（一九〇五）年規約には、「本年は不作二付、飯米者壹度宿持とす」とあり、四回の負担を一度に限定している。いずれにせよ、明治四十年以降、一日一夜が祭日であり、二度の食事を宿が負担する形が定まっていた。

第二に、宿の負担と関連するが、御神酒も大きく変化している。先に示した明治二十九（一八九六）年規約に、「一、御神酒代ハ其年の米相場ヲ以定むべき事」という規定があった。これは、宿が酒を造ったことを意味しているとみて良さそうである。

というのも、明治三十二（一八九九）年規約には、「一、酒代濁酒之節者、其年の米相場にて御勘定可仕候」とある。宿が濁酒を造り用意した場合には、それにかかった米代を、米相場をもとに負担するという意味であろう。清酒を購入した場合は、経費の精算が容易であるが、造酒の場合は、経費をどのように精算するかをあらかじめ定めておく必要があった。それに対応する規定である。じつは、この明治三十二年規約が、宿の造酒に関する最後の記述である。これ以降は、清酒を購入する形に変化したとみられる。

自家醸造の濁酒から、清酒の購入への変化に関し、見逃すことができない政策的動向がある。それは、同年に自家用酒税法が廃止され、さらに自家醸造の全面禁止が実施されたことである。「日本の食生活全集宮城編集委員会編、一九九〇」。福島県は比較的小なかつたとはいえ、東北地方では、自家醸造に対する厳しい摘

発が行なわれた。大正七（一九一八）年までの二十年間に、六万六九四件が摘発されている「内園、一九七八」。このような政策的動向を受け、当番が酒を造る慣習も失われていったと考えられる。

第三に、祭祀主体となる当番の負担軽減が模索されてゆく。昭和五（一九三〇）年には、「本年ヨリ当前前後ニテ世話スルコトニ定ム」とあり、当番の両隣家が手伝うことが規定されている。昭和二十九（一九五四）年・三十（一九五五）年規約には、「一、祭日ノ世話ハ宿ノ後光ニテスルコト」とあるが、「後光」が何を意味するか定かではないが、おそらくは、当番の補助をうたう規定ではないか。

こうした補助に加えて、祭日も当番の負担を軽減する方向が模索されている。昭和六十（一九八五）年規約では、「一、祭典の十七日前の日曜日を祭日と決定し、宿に都合ある場合は後日日曜日とする」とある。それ以前は講員に忌服がある場合は、祭日を変えろという規定であったが、当番の都合に合わせる形に変更されている。このことは、さきに表3に示しておいたように、むしろ戦後になってから、祭日が旧十月十七日に固定化されていた事実に対応している。祭日が固定化されたために不都合が生じ、規定を設けることになったのであろう。実際、この規定以降は、旧十月十七日の当日ではなく、近い日取りが設定されるケースが増加している。

このように第一から第三の変化は、山之神講が当番となる家（当前・宿）が祭祀を担うトウヤ祭祀であることを反映したものであ

る。明治中期の祭日拡大の要求と、当番の負担とのバランスをみるなかから、祭日は「一昼夜」に限るものと定まった。また、この時期までは、当番が濁酒を用意する慣行があったようであるが、政策的動向とも関係しながら、清酒の購入に切り替えられた。昭和に入ると、宿の負担軽減が模索され、隣家の補助を規定するに至った。また昭和末期になると、当番の都合で祭日を変更できることが明記された。

### （三） 山追い行事

第四の変化は、山追いである。山追いとは、「講日が来ると全員で山へ入って、雉、山鳥、兎など、見つけ次第狩って来る」しきたりであり、「それを肴に料理して酒を飲んだ」「山本、一九八八」という。

明治三十四（一九〇一）年規約を初出として、規定のなかに、山追いに関する記事が書き込まれるようになる。この記述は、山追いに關する規約ではなく、その年の、山追いの成果が規約の欄に書き込まれるようになったというものである。

### 規約

- 一、祭典ハ二日二夜ニ限り、飯米者四度宿持トス
- 一、山神連中ニテ差合等有之候節ハ、談事之上祭日ヲ定ヘキ事
- 一、連中ニテ二日山追致シ、山鳥三羽狩猟アリ

あえて規約に山追いの成果が書き込まれたのは、おそらくは、

山の神祭祀における山追い行事の重要性を示すのであろう。<sup>(8)</sup> やがて、山追いの成果は、規約欄ではなく、その年の出来事として独立して記載されるようになっていった。

山追いについては、この規約に先だつ、明治二十七（一八九四）年に、初めて山追いの記事があらわれた。その後も継続的に記録されていったが、昭和二十九（一九五四）年規約において、「本年度ヨリ山追ハ一時中止スルコトニ申合せスル」と中止が宣言されてくる。翌三十年には、前年の申合せに従い実際に中止した旨が記されており、この時まで実施されていたことが確認できる。

このように毎年の成果が記されており、それらを整理すると表7のようになる。かつては祭祀に合わせて、山から多様な鳥獣を捕獲していたことが明らかとなる。

この山追いという行事も、政策的動向の影響を受けながら、消えていったという。「かつては」地区に狩猟免許をとった者が一人でもいれば、それでよかった時代だったので、タマを分けあつて、ほとんど全員が鉄砲を持って出かけた。そのほかの者は勢子に加つたり、川で魚とりをしたりした。しかし戦後になると鳥獣類が減少して来て、…免許もやかましくなつて来たので、昭和<sup>(二十九)</sup>二十七年には旧来の慣行をやめて、その代りに経費を出し合して豚肉などを買って来て食べるようになった。「山本、一九八八」。

購入物品でみたように、山追いが失われたあとも、昭和三十年代はキジやヤマドリが購入されていた。だが、豚肉や鶏肉、そして魚に置き換えられていった。

## 五、臨時祭礼の記録と姿

### (一) 「順廻帳」に綴じられた史料

「順廻帳」には、その年に起きた出来事が記録されていた。時代が下るにしたがって、その内容は豊富化する。このような毎年の記録については、八雲神社の「人名帳」と合わせ、今後分析してゆくことにしたい。

じつは、こうした地域の記録が、「順廻帳」には、もうひとつ残されている。大正八年、昭和十二年、昭和十五年、昭和三十一年、昭和四十三年と、五度の臨時祭礼の記録である。これらは「順廻帳」の最後に綴じられている。

記録された臨時祭礼は、大きく二つに分類できる。それはすなわち、小田代という集落にとっての臨時祭礼（Ⅱ内的世界の臨時祭礼）と、川内村や全体社会にとっての行事に合わせた臨時祭礼（Ⅰ外的世界とかかわる臨時祭礼）である。

前者は、昭和十二年の山津見神社移転祭、および昭和三十九年の遷宮祭が該当する。後者には、大正八年の神饌幣帛料供進指定記念祭、昭和十五年の紀元二千六百年祭、昭和四十三年の明治百年祭が該当する。それぞれ順を追って検討しよう。

### (二) 内的世界の臨時祭礼

二つの内的世界の臨時祭礼のうち、昭和十二年の祭礼は、神社の移転を伴うものであった。移転の理由は、境内地に危険がある

ために実施された。「昭和十二年七月二至り、小田代大山津見神社ノ境内、松樅等数年前ヨリ枯レ、石段ハ其形ナク崩レ、之ガ暴風アルニ於テハ根ヨリ倒ル、ハ勿論、人家ニモ及ス恐レアル為メ、山神尊ヲ他ニ御移シスル事ヲ小田代氏子一決シ」たとある。移転先は、「調査ノ上、金比羅神社々宅ニ御移シスル事」としたという。このように、神社の移転を伴うものであったので、祭礼も盛大に行なわれた。「旧六月十五日ヲ以テ遷宮式ヲ挙行シ、神職ヲ招聘シ、又石出シ手伝及部落ノ年老者等ヲ招キ、女衆ノ手伝ニテ撒餅ヲシ、盛大ナル遷宮式ヲ挙行後、区長志賀喜義氏宅ニテ夜ノ九時頃迄大宴会アリ」。

昭和三十一年の臨時祭礼は、落雷により金刀比羅社と山神社の社殿が損傷し、修復が行なわれたことによる。「落雷のため、境内の松立木二本を損傷し、ついで雨屋の柱二本、及びツカ等を裂傷せしため、これが修理に右赤松を売却すべく、氏子総出で伐採搬出に当り、屋曲りをスジカイを入足して直し、周囲の雨すぶきを防ぐため、三方をトタン張となしたり」。

山の神の祭祀と、二つの神社の遷宮とを合わせて盛大に行なつた。「たまたま山ノ神講の祭典を期し、宮司久保田税氏を招聘し、遷宮せり。当日部落の古老連も招待し、宿に於いては婦人達も総出で投餅を作り、あんこ餅を馳走し、盛大裡に散会せり」。

このように二つの臨時祭礼は、神社の移転や修復に伴う臨時祭礼であり、通常のように、男性の講員だけが祭祀を担うかたちではなく、集落をあげて祭礼が執り行なわれた。

表7：山追いで捕えた鳥獣

年*1	大型の鳥類			小動物					小型の鳥類												
	ヤマドリ	キジ	タカ	ウサギ	リス	ネズミ	バンドリ	イタチ	カケス	スズメ	ハト	ツグミ	チヨウウマ	カモ	ミミズク	キツツキ	シギ	フクロウ	ヒヨドリ	アオジ	小鳥
明治27年 1894																					
明治28年 1895	2																				
明治29年 1896	1																				
明治30年 1897	1																				
明治32年 1899	2																				
明治33年 1900				6																	
明治34年 1901	3																				
明治35年 1902	2																				
明治36年 1903	5												1								
明治37年 1904				1																	
明治38年 1905				1																	
明治39年 1906	2													1						1	
明治40年 1907	1			2		3															
明治41年 1908		1		3																	
明治42年 1909				3																	
明治43年 1910	1			1					1					1							
明治44年 1911				2					2			1							1		
大正2年 1913				3																	
大正3年 1914				2																	
大正4年 1915				3																	
大正5年 1916				1																	
大正6年 1917																					
大正7年 1918	1				1							1									
大正8年 1919	1			1																	
大正9年 1920					1																
大正10年 1921																					4
大正11年 1922				1																	
大正12年 1923	1								1			1									
大正13年 1924																					1
大正14年 1925																					
大正15年 1926																1					
昭和2年 1927									1												
昭和3年 1928					1																
昭和4年 1929																					3
昭和6年 1931	1																				1
昭和7年 1932																					2
昭和8年 1933																					
昭和9年 1934	1	1																			4
昭和10年 1935	1																				4
昭和11年 1936	2																				4
昭和13年 1938	2													1			1				
昭和16年 1941	1	1																			
昭和17年 1942	1			1					1		2										
昭和18年 1943	1										1										
昭和19年 1944	1																				
昭和20年 1945								1	4							1	1				
昭和21年 1946	2				1																
昭和22年 1947	1		1					1	12		1	1									
昭和23年 1948			1	2	1			2		1	1										
昭和24年 1949	2							1													
昭和26年 1951	1	2			1																
昭和27年 1952		1											1								
昭和28年 1953	3	1																			
昭和29年 1954		1									1										
計	43	8	2	33	4	3	1	14	12	5	5	3	3	2	1	1	1	1	1	1	23

\*1: 1898年、1912年、1930年、1937年、1939年、1940年は山追いの記載がない。1950年は中止となった。「順廻帳」をもとに筆者作成

(三) 外的世界とかかわる臨時祭礼

三つの臨時祭礼は、郷社諏訪神社から御神幸があった記録である。すなわち、川内村あげての祝典に際して、諏訪神社から神輿を各集落へと渡御した事例である。これらの事例は、山之神講と直接的にかかわるものではない。けれども、全体社会の動向が、小さな集落にも影響したことを示しており興味深い。

このうち、最も古い大正八年の祭礼は、郷社諏訪神社から御神幸があったことは確かであるが、その目的は明確に記されていない。「大正八年閏七月廿八日御祭典執行、同日御神幸廿七日定祭タリ。然ルニ郡長田中得太郎殿臨祭都合ニ依リ一日延テ、即チ廿八日祭典トシ」と記されている。傍点を付した通り、祭典の日取りや郡長の参加が明示されている。諏訪神社については、『川内村郷土誌』に、つぎのような記載がある。

一、宝物

【中略】

幣一本 長三尺巾一寸八分厚八分 白木製

大正八年九月双葉郡長田中得太郎奉納

一、神饌幣帛料供進指定

大正八年九月十六日福島県ヨリ指定「川内村史編纂室編、

一九八五、二二八」

大正八年の臨時祭礼は、閏七月二十八日に執り行なわれており、

これは新暦九月二十二日にあたる。この一週間ほど前の九月十六日に、諏訪神社は神饌幣帛料供進社の指定を受けたことがわかる。また臨席した田中得太郎双葉郡長の奉納した御幣が、宝物に数え上げられている。

これらの事実から大正八年の臨時祭礼は、神饌幣帛料供進指定の記念祭と判断して良いだろう。ただ、「順廻帳」の同年の記事には、「大正八年旧閏七月廿八日、郷社御位、二付諏訪神社御神幸、小田代稲荷神社へ廿九日午前十時着、午後壱時目出度御帰社、紀念トシテ鳥居新築、後年参考の為め筆記ス」とあり、郷社指定にかかわるといふ。しかし、『川内村郷土誌』には「明治六年三月磐前県ヨリ山楢葉六ヶ村郷社ニ被定」「同、二二七」とあるため、やはり供進社指定にかかわるものであろう。

指定を受けた神社は、祈年祭・新嘗祭・例祭にあたって県より神饌幣帛料を供進される。すなわち、祭祀費用の一部を公費で負担する神社となる。それゆえに、地域社会にとって指定は、「自分たちの神社がその公認性を高くし、かつ他に対して優位に立つとの思いをいだかせる」「櫻井、一九九二、七六」ものであり、それを祝し臨時祭礼が催された。

三つの臨時祭礼における御神幸を比較すると、表8の通りとなる。いずれも下川内中を神輿渡御するため、大掛かりな祭礼である。大正八年祭と昭和十五年祭は、人力のみでの渡御であり、各所に御仮屋を立て、休息をとりながら実施された。対して、昭和四十三年祭は、これまで渡御したことなかった、八区を渡御する計画であったため、車も利用し各所を回った。「神社側の方針

表 8：御神幸の内容比較

	大正八年祭	昭和十五年祭	昭和四十三年祭
臨時祭礼の目的	神饌幣帛料供進指定記念	紀元二千六百年記念	明治百年記念
来賓	田中得太郎双葉郡長	記載なし	記載なし
御神幸ルート	諏訪神社→坂シ内→田沢→荒宿→原→東山→小田代→西山→堂小屋→宮渡→諏訪神社	諏訪神社→坂シ内→荒宿→東山→小田代→西山→堂小屋→宮渡→諏訪神社	諏訪神社→宮ノ下→堂小屋→西山→東山→熊越→毛戸→五枚沢→諏訪神社
御仮屋	①坂シ内 ②荒宿・元学校（小学校跡） ③東山・姥神社 ④小田代・稻荷神社 ⑤西山・八幡神社 ⑥堂小屋・馬橋ノ座元 ⑦宮渡・座元	①荒宿・佐久間長造氏庭 ②東山・姥神社 ③小田代・稻荷神社 ④西山・八幡神社 ⑤堂小屋・馬橋広場	①宮ノ下・せり場 ②西山・渡辺一氏庭 ③東山・七区公民館 ④熊越・福田哲之助氏宅 ⑤毛戸分校 ⑥五枚沢県道筋
日程	2日	1日	1日

「順廻帳」をもとに筆者作成

として、今日の御神幸は今迄一度も渡行のなかつた八区に行くこと、した為、小田代・宇津川方面へは時間の関係上行かず」とあるように、小田代集落への神輿渡御はなかつた。

大正・昭和前期の二つの臨時祭礼は、祭礼にあつたの負担が大きなものであつた。いづれも、集落内を清浄に保つように、細心の注意が払われた。大正十五年祭の場合には、「道掃除ハ三日間モ掛リテ、志賀ノ氏神稻荷社ニ御仮屋ヲ設、平梨ヨリ熊吉氏ノ門、久蔵氏ノ門、稻荷社マテ盛沙ヲ致

シ、屋敷中ハ所々ニ松ヲ立テ、縄ヲ張り、紙ヲハサミ、不浄ニハ青木ヲ立テ沙ヲマキ、又ハ布ヲ張り、糸立等ヲ廻シタルハ、実ニ心地能クアリマシタ」とある。「小屋敷ナルタメ、女中ハ糲コシライ、男ハ道掃除・御仮屋等ノ準備等、実ニ多忙デアリマシタ」というのは、偽らざる感想である。昭和十五年祭でも、「当日ハ早朝ヨリ平梨迄ノ道路ヲ掃キ、新宅入口ヨリハ両側ニ竹ヲ立テ注連縄ヲ廻シ、紙ヲ挟ミ、盛砂ヲシ、不浄ニハ杉等ヲ以テ囲ヒ、砂ヲ蒔キ浄メ」る対応がなされていた。

このように大正期から、外部世界の祝賀のために、集落として対応をする機会が設けられていったことがわかる。山の神は、その直接の舞台になつたわけではなかつた。だが、これらの臨時祭礼は、小田代集落として、いわばフォーマルに対応した経験であつた。それゆえに、集落全戸の担う山之神講の「順廻帳」に、これらの記録が綴じ込まれることになつたと思われる。

## 六、結語・祭祀の一般化

本稿の目的は、小田代集落に残された「順廻帳」を通じて、山の神への祭祀がどのように変遷していったかを検討することにあつた。

本稿の分析から明らかになつた、祭祀の変化をつぎの四つの時期に分けて整理してみる。それはすなわち、①明治中期（概ね一八九〇年頃）まで、②明治後期から大正期、③昭和前期から昭和三十年頃まで、④それ以降である。

①明治中期には、祭日は旧十月末日を基本としており、祭日の拡大が行なわれようとしていた。祭日は一日一夜から、二日一夜、二日二夜と増加していった。しかも祭日の拡大は、秋の祭祀のみならず、二月祭祀の実施というかたちでもあらわれた。ただし、二月祭祀は定着することはなかった。祭祀にあつては、当番が濁酒を自家醸造する慣行があつた。またイノシシ・シカが祭祀に使われていた。山から鳥獣を狩ってくる山追い行事は、この時期にも行なわれていた。一方で、全戸加入であつた山之神講から、数軒が離脱していった。祭祀をめぐる、何らかの対立が生じた可能性がある。

②明治後期から大正期にかけては、祭日はやはり旧十月末日を基本としていた。ただし、前期にみられた祭日の拡大傾向は見られず、祭日は一昼夜に限定された。これには当番が講員たちの共食する米の負担を負っており、祭日の拡大による負担が自覚されたこと、また明治後期の不作が影響したものと考えられる。

また当番が醸造していた濁酒は、自家醸造が政策的に禁止されたことを受け、清酒の購入へと切り替わった。さらに、山追い行事も継続されていたが、祭祀の場で用いられた野生動物がイヤマドリ・キジ・ウサギに変化した。明治後期までは、講員の減少が続き、最小の五軒にまで減少した。この時期に祭祀規約が確立したが、それは講員の減少という困難な状況への対応とみて良いだろう。「共同体が十全に機能しているときには、規制など不文律ですむ」〔岩本、一九八四、四一二〕からである。

③昭和三十年までの期間には、祭日が旧十月十七日へと移行し

ていった。新宅の加入など講員数は上昇し、移住者の加入もみられる。購入された物品をみると、魚や菓子などこれまであまりみられなかった、付加的な物品が継続的に購入されるようになった。この時期にはまた、祭祀に関わる負担の軽減が模索され始める。祭祀規約には当番を隣家が補助する規定が設けられた。それでも、負担の大きい山追い行事は、実施が困難になっていった。昭和十二年には、山祇神社の社地が移転された。

④それ以降の時期になると、祭日は旧十月十七日に固定される。祭日の流動性がなくなつたことは、当番にとって不都合が多かつたため、当番都合により祭日を変更できる規約が設けられた。山之神講は、かつてのような集落全戸加入に戻つたが、一方で祭祀を特徴づけていた山追い行事が、銃規制の強化の影響も受け、中止されるに至る。また山の鳥獣を祭祀の場で用いることはなくなり、むしろ、鶏肉や豚肉が購入されるようになる。また魚の購入費用は、経費の半額を占める程度にまで拡大していった。講の目的も信心から親睦へと変化したものと考えられる。

以上、明治初期からの山之神講の変化は、地域性に富んだ山の神祭祀が、徐々に失われていったことを示している。言い換えれば、「順廻帳」の記載は、山の神への祭祀から地域性・固有性が失われ、祭祀内容が一般化する過程を明らかにしてくれる。やがて山之神講は、天王講と統合されることになるが、それまでの間に、統合が可能になる程度に、山の神祭祀の独自性は失われていったのである。

こうした祭祀内容の一般化には、もちろん講員である小田代集

落の人びとの決断があつたに違いない。だが、それだけが唯一の要因であつたわけではないこともまた事実である。自家醸造や猟銃への規制といった政策的動向は、小集落の小さな祭祀にも大きな影響を与え、地域性に富んだ祭祀を一般的なそれへと変えてゆく要因となつていたのであつた。

注

- (1) 川内村の震災対応、その後の復興のプロセスについて論じた代表的な成果として以下のものがある。田中「二〇一六、二〇一七、二〇一九」、鳥越編「二〇一八」、藤川「二〇一八」など。
- (2) 厳密には、ヤシキⅡ班とはいえない事例もある。というのも班には、新規居住者を中心とする班など、新規に形成されたものも存在するからである。
- (3) 小牛田山神社については、鈴木「一九八三」を参照のこと。
- (4) 本史料は題箋を欠き、原題は不明である。「光山院代々略記」という後年の記載があるが、これは原題とは異なると考えられる。というのも、本史料の内容は、光山院のみの由緒を記したのではない。むしろ下川内村の寺社全体を記したものである。そのため、本稿では、仮題を「下川内村寺社由緒記」とした。成立も現時点では不明であるが、明治期と思われる。これらの点は、今後、義隣に関する研究が進むなかで解明されよう。
- (5) この記録が「順廻帳」と呼ばれたことは記載から確認できる。たとえば明治四十一年の記録には、「当前目出度相渡シ申候、志賀久三ヨリ順廻帳・有銭共志賀主殿へ」とある。
- (6) その際の成果は、金子編「二〇二〇」として公表した。
- (7) かつて炭焼の村として、著名であつた川内村は、外部から定着する人びとも少なくなかつた。こうした移住の様子を描いたものとして、「佐藤ほ

- (8) か、一九四九「鈴木、一九六五」「山口、一九三八」などがある。山追いについて、筆者は単なる狩猟行事ではなく、山の神祭祀における重要な儀礼であつたと考えている。詳細については別稿を期したい。

引用文献

- 岩本由輝、一九八四、「移住と開発の歴史—ムラの形成と変貌」網野善彦編『日本民俗文化大系第六巻 漂泊と定住』小学館
- 内菌惟幾、一九七八、「税務職員殉難小史—酒類密造等の沿革と併せて」『税務大学校論叢』(二二)
- 金子祥之編、二〇二〇、「川内村第七行政区東山の民俗—変わりゆく地域文化と原発災害」跡見学園女子大学地域文化研究会
- 川内村史編纂委員会編、一九八八、「川内村史第3巻民俗篇」川内村
- 川内村史編纂委員会編、一九八五、「川内村史第1巻通史篇」川内村
- 櫻井治男、一九九二、「蘇るムラの神々」大明堂
- 佐藤義弥ほか、一九四九、「林業調査実態報告（福島県双葉郡川内村製炭業調査）」林野庁
- 鈴木岩弓、一九八三、「小牛田山神社における現世利益信仰」渡辺信夫編『宮城の研究 第7巻民俗・方言・建築史篇』清文堂出版
- 鈴木貞夫、一九六五、「川内村高田島における土地利用と器業の変遷」『福島地理論集』(八)
- 田中正人、二〇一六、「原発被災地における居住者の避難プロセスと帰還／移住選択困難性の背景—福島県川内村萩・貝の坂地区の事例」『地域安全学会論文集』(二九)
- 、二〇一七、「原発被災地における居住者の帰還プロセスの実態とその背景—福島県双葉郡川内村の事例」『地域安全学会論文集』(三一)
- 、二〇一九、「原発被災地における居住者の帰還実態とその論点—福島県双葉郡川内村旧避難指示区域の事例」『地域安全学会論文集』(三五)

鳥越皓之編、二〇一八、「原発災害と地元コミュニティ―福島県川内村奮闘記」東信堂

日本の食生活全集宮城編集委員会編、一九九〇、「日本の食生活全集4 聞き書

宮城の食事」農山漁村文化協会

藤川賢、二〇一八、「福島原発事故における避難指示解除後の課題―あぶくま地

域の地域再生に向けて」『明治学院大学社会学部付属研究所年報』

(四八)

水谷類、二〇一七、「祭りのはじまり 村の歴史―オビシヤ文書の発見と課題」『千

葉史学』(七一)

水谷類・渡部圭一編、二〇一八、「オビシヤ文書の世界―関東の村の祭り」と記録」

岩田書院

山口弥一郎、一九三八、「阿武隈山地における縁故下戻の公有林に依存する山村

の経済地理―福島県双葉郡川内村(其二)』『地学雑誌』五〇(六)

山本明、一九八八、「小田代の山神講」川内村史編纂委員会編『川内村史 第3

巻民俗篇』川内村

## 付記

本研究はJSPS科研費JP17H0238、JP17KT0063の助成を受けたものです。

## 謝辞

本稿作成にあたっては、久保田幸男区長・志賀喜代登氏・久保田裕樹氏にご協力を賜った。また資料撮映では、加藤秀雄氏(成城大学)・庄子諒氏(一橋大学大学院)のお手を煩わせた。心より感謝申し上げます。

なお本稿のベースは民俗学調査入門の講義を通じて作成した。

コロナ禍のため、川内村での現地調査を楽しむにしていた履修者には、申し訳ない思いである。履修者のみなさんには、お詫びと謝意を表したい。

凡例

- (1) ここに翻刻するのは、福島県川内村小田代集落に残された山之神講文書「順廻帳」の一部である。「順廻帳」には、毎年の山の神祭祀の儀礼文書（横帳一冊）と、小田代集落の臨時祭礼の儀礼文書（横帳五冊）が一括して綴じられている。前者が本来の「順廻帳」であり、明治七（一八七四）年から、平成十七（二〇〇五）年までの記録が現存する。ここでは昭和六十三（一九八八）年までを翻刻した。後者は、「順廻帳」に綴じ込まれた五冊の資料、すべてを翻刻した。
- (2) 史料は古い順に配列し、「史料1」のように通し番号をつけた。このうち、本来の「順廻帳」の部分については、「史料1-1」のように、一回の祭祀記録ごとに枝番号をつけた。
- (3) 文書番号は、表2に対応している。
- (4) 漢字は常用漢字を使用した。
- (5) 変体仮名は仮名にあらためたが、助詞の「者」「江」「而」などは残した。
- (6) 適宜読点「、」と中黒「・」を補った。

また、長文にわたる記載事項については、句点「。」も使用した。

- (7) 判読できない文字は、該当する文字数を□で示した。文字数が判読できない場合には、「 」とした。内容が推定できる場合には（ ）で注記した。
- (8) 明らかな誤字は、正しい字を（ ）内に注記した。
- (9) 抹消箇所には、抹消線——を付した。抹消後に書き加えられた文字がある場合には、抹消線の直後に示した。ただし、「順廻帳」は、費用負担を記載する必要があったため、計算のメモや数字の誤記の修正が多くなされている。こうした費用負担にかかわる修正を反映すると、却って煩瑣になるため、それらについては再現しなかった。
- (10) 改行は再現しなかった。

〔史料1-1〕 明治七年

（表紙欠・横帳）

一、三〇〇式百文 酒代

一、拾壹〇文 鹿代

〆拾四〇式百文

内御祝儀

一、三〇〇〆四百拾文

老人二付

一、壹〇〆四百拾文宛

有銭

一、式〇〆百八拾文

戊十月廿一日

常陸戸右衛門方相渡シ

志賀久左衛門様

志賀熊治郎

常陸豊三郎

志賀孫左衛門

志賀豊藏

常陸戸右衛門

志賀久左衛門

猪狩亀吉

右之通り正二相渡シ申候、以上

〔史料1-2〕 明治八年

一、金壹円七銭五り 酒代

一、金壹円貳拾九銭 鹿代

〆式円三拾六銭五り

御祝儀

一、三〇〇三拾文

老人二付  
一、壹ノ五百四拾五文  
有錢  
一、貳ノ六百八拾文

右之通り正ニ受取申候也

志賀久左衛門方相渡シ引受

猪狩亀吉

亥十月旧廿六日

○志賀熊次郎

○常陸豊三郎

○志賀孫左衛門

○志賀豊蔵

○常陸戸右衛門

○志賀伊左衛門

○志賀久左衛門

メ猪狩亀吉

右之通り実正ニ相濟申候、已上

スندگان

〔史料1-3〕明治九年

一、壹ノ百文 鹿肉

一、九百六拾文 とうふ

一、四貫文 酒価

メ金壹円拾七錢六厘

老人二付  
壹ノ百拾七文

有錢  
一、貳ノ九百五文

御祝儀  
一、貳ノ八百三拾文

○亀吉

○孫左衛門

○初太郎

○熊二郎

○丹吾

○豊造

○登右衛門

○久左衛門

老人二附  
拾壹錢壹厘七毛宛

九年拾月廿七日

猪狩亀吉方

志賀孫左衛門引受

右之通り正ニ相渡申候、御賀

〔史料1-4〕明治十年

覚

一、鹿代 拾壹貫文也

一、豆腐代 八百九拾文

一、貳貫八百文 酒代

皆メ拾四貫六百八十文也

御祝儀壹ノ三百六十文

引メ拾三貫三百式十文

老人二付  
壹ノ六百六十文宛

有錢  
明次十年旧十月廿六日

一、三貫百三拾五文

順廻

○亀吉

○孫左衛門

○初太郎

○熊次郎

○丹吾

○豊蔵

○戸右衛門

○久左衛門

三貫百三拾五文

右之通り正ニ相渡シ申候也

志賀孫左衛門方

常陸初太郎殿

〔史料1-5〕明治十二年二月

記

一、壹円拾貳錢五厘 猪代

一、八錢 かしら鹿代

一、三拾錢 壹斗酒代

一、四錢 壹箱たうふ代

一、メ壹円五拾三錢五厘

一、拾五錢 隠居様御祝儀

引メ壹円三拾八錢五厘

老人二付  
拾七錢三厘貳毛

有錢  
三拾四錢九厘六毛

明治十一年旧ノ二月拾四日

順廻

- 亀吉
- 孫左衛門
- 初太良
- 熊次郎
- 丹吾
- 豊造
- 戸右衛門
- 久左衛門

有錢  
三拾三錢九厘六毛

志賀熊次郎方

秋迄借文 印

常陸初太郎 印

〔史料 1-6〕 明治十一年十月

諸掛

- 一、金貳拾八錢 雉子代
- 倉代
- 一、〃三錢 とふふ代
- 一、九錢三リ とふふ代
- 一、〃拾錢 左右衛門祝儀
- 一、四拾錢 神酒代
- 〃九拾六錢三リ、内拾貳錢四リ祝儀ヲ引
- 引〃金八拾四錢
- 拾錢五リ宛
- 〃八人ニ付
- 一、三拾六錢四リ三毛 有錢

○亀吉

- 孫左衛門
- 津右衛門
- 熊二郎
- 丹吾
- 豊造
- 登右衛門
- 久左衛門

合八名也  
右之通り御決候也

旧十月廿八日 宿熊二郎

〔史料 1-7〕 明治十二年二月

- 一、七〃貳百文 鹿代
- 一、六貫文 神酒代
- 一、九百文 とふふ
- 一、〃拾四貫八百文也
- 一、御祝義壹〃五百四拾文
- 長四郎御隠居
- 長内様
- 福次郎様
- 熊吉
- 〃八人ニ付
- 壹〃八百九十四文宛
- 有錢
- 一、三拾九錢八リ三毛
- 志賀丹吾方相渡シ
- 常陸戸右衛門殿

龜吉

- 孫左衛門
- 初太郎
- 熊次郎
- 丹吾
- 戸右衛門
- 久左衛門
- 明次拾貳年旧二月十日
- 壹番屋敷志賀丹吾宿

〔史料 1-8〕 明治十二年十月

- 一、拾貳錢 熊吉
- 一、拾貳錢八リ 豊三郎
- 一、拾錢 孫七
- 一、六錢四リ 松之介
- 一、四錢五リ 長四郎
- 〃金四拾五錢七リ
- 亀吉
- 孫左衛門
- 初多郎
- 熊二郎
- 丹吾
- 戸右衛門
- 久左衛門
- 豊造
- 〃八名也

旧十月廿二日  
有錢  
一、四〇百五十三文 戸右衛門方志賀豊蔵へ

記

一、金壹円九拾壹錢六厘 猪代  
一、〇八錢 とふふ  
一、〇九拾八錢 造酒代壹斗四升  
一、金貳円九拾七錢六厘  
内四拾五錢七引  
引、金貳円五拾壹錢四引  
老人ニ付  
金三拾壹錢五引

〔史料1-9〕 明治十三年二月

志賀孫左衛門  
〇猪狩亀吉  
〇常陸津右衛門  
〇志賀熊次郎  
〇志賀伊左衛門  
〇常陸豊治  
〇志賀久左衛門  
〇志賀豊蔵  
御祝儀  
一、拾錢 孫七  
一、拾錢 熊吉  
一、拾錢 松之助  
一、四錢八厘 長四郎  
一、六錢四厘 豊三郎

有錢  
一、四拾壹錢貳弍  
一、四拾四錢五引也

記

一、金壹円貳拾七錢八厘 鹿代  
一、六拾貳錢五引 神酒代  
一、九錢 とふふ  
一、拾九、九百三十文  
老人ニ付  
一、壹、九百八拾七文ツ、  
右之通り相済シ申候也  
志賀豊蔵方相渡シ  
志賀久左衛門殿

〔史料1-10〕 明治十三年十月

一、四円也 猪代  
壹、八百七拾五文 猪代まし  
一、壹円五十錢 神酒代  
一、金五円五十錢  
御祝儀  
一、十錢 孫七  
一、十錢 兼松  
一、十錢 熊吉  
一、八錢 長四郎  
一、八錢 豊三郎  
引老人分  
一、六十五錢三引五毛ツ、

有錢  
一、五十壹錢五引五毛

順廻

〇丹吾  
〇熊二郎  
〇孫左衛門  
〇初太郎  
〇戸右衛門  
〇豊蔵  
〇久左衛門  
〇亀吉

〔史料1-11〕 明治十四年二月

一、四円也 猪代  
壹、八百七拾五文 猪代まし  
一、壹円五十錢 神酒代  
一、金五円五十錢  
御祝儀  
一、十錢 孫七  
一、十錢 兼松  
一、十錢 熊吉  
一、八錢 長四郎  
一、八錢 豊三郎  
引老人分  
一、六十五錢三引五毛ツ、

一、同壹円三十七銭五リ

猪代

一、酒代

金壹円

一、豆腐代

金十銭七厘

メ金貳円九拾銭式リ

老人ニ付  
一、三メ六百三十宛

有銭五拾四銭八リ五毛

記

○亀吉

○孫左衛門

○初太郎

○登工門

○豊造

○熊次郎

○久左衛門

丹吾

亀吉ヨリ

孫左衛門江樋ニ相渡シ申候也

明治十四年

〔史料1-12〕明治十四年十月

御祝儀  
一、天保拾枚 長四郎様

一、拾銭 兼松様

一、拾式銭五リ 豊三郎様

メ金三拾銭五リ

一、金三円三拾三銭 鹿代

一、金壹円三拾五銭

酒代

一、金拾銭式リ

とふふ

引メ金四円四拾七銭七リ

老人ニ付  
一、金五拾六銭ツ、

○猪狩亀吉

志賀孫左衛門

○常陸初太郎

○同 戸右衛門

志賀豊蔵

○同 熊二郎

○同 久左衛門

○同 丹吾

明治十四年十月十四日

東山祝儀 孫太郎様金八銭也

有銭忍シ  
一、金六拾銭三リ

志賀孫左衛門方

常陸初太郎様へ相渡申候也

〔史料1-13〕明治十五年二月

○猪狩亀吉

○志賀久左衛門

○志賀孫左衛門

○常陸初多郎

○常陸戸右衛門

○志賀豊蔵

○志賀熊二郎

○志賀丹吾

サシ金壹人ニ付三拾九銭也

御祝儀  
一、金拾銭 猪狩兼松様

一、同拾銭 常陸豊三郎様

一、同五銭 同 長四郎様

一、同式拾銭 松本末吉様

一、同銭 茂左衛門様

青木伊重様

同 下たや

一、同拾銭

野田実造様

原辰吉様

惣メ金八拾五銭

記

御祝儀  
メ金八十五銭

一、金 貳円五拾銭 猪代

一、金 壹円三十五銭 神酒代

一、金 拾式銭 タウフ代

有銭  
一、金七拾壹銭六リ五毛

ヒキメ  
一、金三円拾式銭

明治十五年旧二月九日

津右衛門当前

熊次郎様エ相渡シ申候也

〔史料1-14〕明治十五年十月

記

- 一、金貳円貳拾錢 鹿代
- 一、金壹円貳拾錢 酒代
- 一、拾三錢式り トウフ代
- 惣メ三元五拾三錢式り
- 御祝儀 一、金四錢 つち□
- 同、金五錢 長四郎様
- 引メ 一人ニ付差 一、金三四拾四錢式り
- 四拾三錢五毛
- 有錢金七拾五錢八リ、又二錢

- 志賀熊次郎
  - 〃 丹吾
  - 同 豊造
  - 常陸戸右衛門
  - 志賀久左衛門
  - 猪狩亀吉
  - 志賀孫左衛門
  - 常陸初太郎
- 明治十五年十月廿五日
- 当前志賀熊次郎様宿ヌクシ
- 旧二月当前ハ志賀丹吾様相渡シ申候也

〔史料1-15〕明治十六年

記

明治十六未年  
一、金三元

鹿代

御神酒

- 一、金壹円五拾錢
- 一、錢壹メ六百八十文 トヲフ代
- メ而四円六拾六錢六リ
- 御祝儀 一、五錢 長四郎様
- 一、拾錢 伊左衛門様
- 引メ金四円四拾壹錢八リ
- 老人ニ付 五拾五錢式り宛
- 有錢八拾壹錢八リ

- 志賀丹吾
  - 同 豊藏
  - 常陸戸右衛門
  - 志賀久左衛門
  - 猪狩亀吉
  - 志賀孫左衛門
  - 常陸初太郎
  - 志賀熊次郎
- 順廻記
- 志賀丹吾
- 志賀豊造様江相渡シ申候也

〔史料1-16〕明治十七年

- 志賀豊造
- 常陸戸右衛門

○志賀久左衛門

○猪狩亀吉

○志賀孫左衛門

○常陸初太郎

○志賀熊次郎

○志賀丹吾

明治十七申年旧十月廿一日

- 一、金壹円貳拾六錢五リ 猪子代二枚
- 一、〃七錢六厘 くろから二疋
- 一、金貳拾六錢八リ とふ代

- メ金壹円六拾錢九リ
- 老人ニ付 一、金貳拾錢壹厘式毛
- 一、金八拾四錢八厘五毛 有錢 相渡シ
- 志賀豊造より当前
- 常陸戸右衛門江樋ニ相渡申候

〔史料1-17〕明治十八年

- 常陸戸右衛門
- 志賀久左衛門
- 猪狩亀吉
- 志賀孫右衛門
- 常陸初太郎
- 志賀熊次郎
- 志賀丹吾
- 志賀豊藏

老人ニ付八錢五リ

明治十八年旧十月卅日

御祝儀  
一、金拾錢 万吉  
一、金八錢 熊吉

一、金五拾貳錢五リ 猪子壹枚

一、八錢 鴨壹

一、貳拾五錢 とふふ

御祝儀拾八錢

差引  
メ金六拾七錢五リ

有錢  
一、金九拾錢九厘五毛

常陸戸右衛門ヨリ当前

志賀久左衛門江相渡シ申候也

〔史料 1-18〕明治十九年

記

○志賀久吉

○猪狩亀吉

○常陸初太郎

○志賀喜次郎

○志賀松之助

○常陸豊治

老人ニ付拾五錢七厘

明治十九年度旧十月三十日

有錢  
一、金七拾錢七厘壹毛

御祝儀  
一、金拾錢 青木喜惣太

御同  
一、金拾錢 志賀熊吉

一、金九拾五錢 女鹿壹枚

一、金拾九錢貳リ 豆腐四十八丁

メ金九拾四錢貳リ

老人ニ付十五錢七リツ、

明治十九年旧十月三十日

志賀久吉

猪狩亀吉様江当前正二相渡シ申候也

〔史料 1-19〕明治二十年

キ

一、金拾三錢 いわし代

一、同貳拾四錢 とふふ代六十丁

老人ニ付  
一、金七錢四リ 亀吉

喜治郎

松之助

豊治

久吉

明治二十年旧十月廿七日

有錢  
一、金七拾錢四リ六毛

右之有錢六名江配分致候也

老人ニ付  
一、金拾貳錢七毛ツ、当ル

猪狩亀吉

常陸初太郎

志賀喜治郎

志賀松之助

常陸豊治

志賀久吉

猪狩亀吉ヨリ常陸初太郎様江

秋ノ当前相渡シ申候也

明治二十年旧十月廿七日

右之通り相済シ候也

〔史料 1-20〕明治二十一年

猪狩亀吉

常陸初太郎

志賀喜次郎

松之助

常陸豊次

志賀久吉

明治廿一年子十月廿八日

常陸初太郎ヨリ

志賀喜治郎殿江当まい相渡候也

キ

一、金貳拾六錢四リ 豆腐代・六拾六挺

一、金七拾五錢 たこ式・鱈式

メ金老円志錢四リ

五人割<sup>老人二付</sup>金拾六銭九リ  
有銭貳錢五毛

〔史料1-21〕 明治二十二年

記

- 一、金九拾六銭 鹿代
- 一、金九銭六リ とふふ代
- 合金老円五銭六リ、五人割<sup>老人二付</sup>
- 一、金貳拾老銭壹リ貳毛 差シ
- 太鼓金割返シ利<sup>老人二付</sup>
- 一、金貳拾貳錢四リツ、
- そば金利<sup>老人二付</sup>
- 一、金三銭三リ二毛ツ、
- 有金<sup>老人二付</sup>
- 一、金五リ五毛ツ、

明治廿二丑年旧十月廿日ノ当まい志賀喜治郎

〔史料1-22〕 明治二十三年

記

- 一、金四拾四銭 肴代
- 一、金三拾五銭 酒代
- メ金七拾九銭
- 六人割<sup>老人二付</sup>
- 一、金拾三銭貳リ
- 太鼓金利<sup>子貳口</sup>
- 一、老円拾貳錢

五人割<sup>老人二付</sup>貳拾貳錢  
ソハ金ノ利<sup>子</sup>

六人割<sup>老人二付</sup>三銭三リ三毛

明治廿三年十月三拾日調  
有銭

一、老銭八リ五毛

志賀松之助  
常陸豊次

志賀久吉  
猪狩亀吉

常陸初太郎  
志賀喜次郎

明治廿三寅年旧十月三十日

右当前松之助殿ヨリ

右一飯ニ付五合宛時參致へき事

此規則ハ志賀松之助様当前ヨリ相定め候也

〔史料1-23〕 明治二十四年

記

- 常陸豊次
- 志賀久吉
- 猪狩田丸
- 常陸初太郎
- 志賀喜二郎
- 志賀松之助
- 明治廿四年
- 一、五拾六銭
- 酒代

一、四拾貳錢 さかな代

一、拾四銭 きち代

一、貳拾三銭式リ とふふ代

メ金老円三拾五銭式リ

一、酒料ハ其年ノ米相場ヲ以テ御勘定致スヘキ事

一、山神定日之義ハ一昼夜ニ付、飯米ハ二飯やと持ニ

相定メ

一、由ヒタシ差合等有之節者、此掛差金半額ヲ割まい

とス

明治廿四年旧十一月四日之ヲ決

一、老銭三リ 有銭

常陸豊次ヨリ

当前志賀久吉様江相渡し申候也

一、金貳錢六リ 有銭

〔史料1-24〕 明治二十五年

記

- 志賀久吉
- 猪狩田丸
- 志賀喜次郎
- 志賀松之助
- 常陸豊次
- 明治廿五年旧十月廿五日掛
- 一、金貳拾五銭
- 酒代
- 一、メ三拾四銭
- キジ老・カモ武

一、〇七銭 とうふ代

メ金六拾六銭

一、金拾三銭式リ 差シ 壹人分内

御祝儀差引メ  
一、金拾壹銭四リ 壹人分差シ

但シ定約例年ノ通り

一、金壹銭九リ五毛 在銭

志賀久吉方

猪狩田丸様江相渡シ申候也

一、金九銭 常陸初太郎殿方御祝儀

志賀久吉方

山ノ神当前 明治廿五年由十月廿五日

猪狩田丸殿江相渡シ申候也

〔史料 1—25〕 明治二十六年

酒料ハ其年之米相場ヲ以テ御勘定可致候事、山之神定

日之儀者二日ト夜ニ限ル、飯米ハ三度ヤト持トス

明治廿六年旧十月廿八日

志賀亀吉ヨリ

志賀喜次郎殿へ当前相渡シ申候也

○猪狩亀吉

○志賀喜次郎

○志賀松之助

○常陸豊次

○志賀久吉

一、金拾六銭 神酒代

一、〇式拾四銭 キジ壹把・山鳥壹把

一、〇拾五銭九リ とうふ代

計金五拾五銭九リ

壹人分  
一、金拾壹銭壹リ八毛ツ、

明治廿六年旧十月廿八日

一、金三銭三リ五毛 有銭

〔史料 1—26〕 明治二十七年

山之神規約之儀ハ左ノ如ク、酒料ハ其年ノ米相場ヲ以

テ御勘定可致候事、山之神定日ハ二日一夜ニ限ル、飯

米ハ三度ヤト持ト定メ、若シ差合等在之候節ハ、仲間

談事之上祭日ヲ定ムルコト

廿七年十一月六日雪フル、七日狩獵致シ候得共獵ナシ、

依テ山鳥壹把買

万々目出度叶ひ候也

明治廿七年旧十一月八日

志賀喜治郎ヨリ

志賀松之助殿へ当前相渡シ申候也

記

相済○志賀喜治郎

同 ○志賀松之助

同 ○常陸豊次

相済○志賀久吉

相済○猪狩太丸

一、合計金四拾五銭

一、金拾五銭 御神酒代

一、金拾六銭 山鳥壹把代

一、金拾壹銭 とふふ代

外二  
一、金八銭八リ 差シ 壹人分

明治廿七年度分  
一、金四銭九リ五毛 在銭

右有銭之儀ハ、志賀松之助殿江相渡シ申置キ候也

〔史料 1—27〕 明治二十八年

一、山之神規約之儀ハ左之如ク、酒料者其年ノ米相場

ヲ以テ御勘定可致候事、山之神祭日者二日二夜に

限り、飯米者四度ヤト持トす、若シ差合等有之候

節者、仲間談事之上祭日を相定メ可申候事

明治二十八年旧十月二十七日

志賀松之助方

常陸豊治殿へ当前相渡申候也

本年ハ狩獵壹日、山鳥男女打ち、とうふ三拾八丁・酒

四升、父駒ノ世話ニテ猪狩榮氏来ル、アイヅランサマ

黒鹿毛駒引来、イイ物ハ百式拾円、依テ八拾円ニ付ル

相談ニナラス引戻り候、又当日山西紋蔵氏戸渡父馬世

話ニ来ル。之ニ付廿八日三名ニテ戸渡ニ駒見參ルハツ

ニテ、相談は整ハリ候、午后十時敗会ス、天気ハ晴天

也。

キ

○志賀松之助

○常陸豊次

○志賀久吉

○猪狩積

○志賀喜治郎

一、金四拾銭 御神酒代

一、〃式拾八銭 山鳥二羽

一、〃拾九銭 豆腐代

計金八拾七銭

一人分差  
金拾七銭四リ

一、金六銭四リ五毛 有銭

右有銭之義者、志賀松之助より常陸豊治殿へ相渡シ申候也

〔史料 1—28〕 明治二十九年

記

○常陸豊治

○志賀久吉

○猪狩積

○志賀喜治郎

○志賀松之助

一、金三拾四銭 御神酒代三升

一、同拾八銭 豆腐代三十六丁

一、同四拾五銭六リ たこ壺杯

二日山追致、中間にて山鳥一羽狩獵あり。

メ合計金九拾三銭六リ

一人二付差  
金拾八銭八リ、明治廿九年十月晦日

一、金八銭 有銭 有銭配分

右有銭之義ハ、常陸豊治ヨリ志賀久吉殿へ相渡申候也

一、山之神規約之儀者、左之通り定メ候事

一、神社祭日者二日二夜二限り候事

一、飯米ハ四度家宿持トス

一、御神酒代ハ其年の米相場ヲ以定むべき事

一、加名者之内差合等有之節ハ、中間協儀之上祭日を

定むべし

右之通り相定メ候也

明治二十九年旧十月晦日

常陸豊治より当前

志賀久吉殿へ相渡申候也

〔史料 1—29〕 明治三十年

記

○志賀久吉

○猪狩田丸

○志賀喜治郎

○志賀松之助

○常陸定之助

一、金五拾五銭 御神酒代三升

一、金拾五銭六リン とふふ代

一日山追致、中間にて山鳥壺把狩獵あり。

メ合計金六拾六銭六リン

有銭五銭六リン

老人二付  
一、金拾三銭三リン五毛ツ、

一、山之神取極メ候事

酒代者其年之米相場ヲ以御勘定可仕候事、祭日者二日

二夜二限り、飯米者四度宿持トス、差合等有之候節者、

仲間談事之上祭日を定む可き候事

明治三十拾年旧十月廿九日

猪狩亀吉ヨリ

此年久吉殿差合ニテ、亀吉当前引受申候

〔史料 1—30〕 明治三十一年

キ

○志賀久吉

○猪狩積

○志賀喜治郎

○志賀松之助

○常陸留五郎

一、金六拾銭 御神酒代濁酒五升

一、金四拾五銭 とうふ代三箱

一、金八銭 ゆはな代八疋

メ金壹円拾三銭

一人二付差式拾式銭六厘づ、

一、金三銭五リ 有銭

一、山之神取極メ之事

一、酒代ハ其年ノ米相場ヲ以テ御勘定可仕候事

- 一、祭日ハ二日二夜ニ限り
- 一、飯米者四度宿持トス

一、仲間にて差合等有之節ハ、談事之上祭日を定むべき事

明治三十一年旧十月廿九日

志賀久吉より当前

志賀喜治郎殿へ相渡申候也

〔史料 1-31〕 明治三十二年

覚

志賀喜次郎

志賀松之助

常陸留五郎

志賀久蔵

猪狩積

一、金六拾四銭 御神酒代清酒式升

一、〃参拾銭 豆腐代式箱

一、〃拾五銭 目出鯛壹

三日山追致シ、仲間にて山鳥式羽狩獵あり。

合計金壹円〇九銭

一人ニ付差金式拾壹銭八厘ツ、

一、金四銭九厘 有銭配分

山神規約

一、酒代濁酒之節者、其年の米相場にて御勘定可仕候

一、祭日者二日二夜ニ限り、飯米者四度宿持トス

一、仲間にて差合等有之候節者、談事之上祭日を定む事

明治卅貳年十月晦日

志賀喜治郎方当前

志賀松之助殿へ相渡申候也

此年山神宮立換致候

世話人 志賀熊吉

一、御宮

大工 渡職人

代金壹円六拾銭

一、遷宮御初穂 神官 久保田安之助

金五拾銭

一、御神酒 清酒壹升

代金三拾式銭

祭祀シテ投餅致候、但シ一戸ニ付米壹升ツ、

立換費用合金式円四拾式銭

一戸ニ付金式拾六銭八厘八毛ツ、

一、小田代氏子 九戸

右之通御座候也

〔史料 1-32〕 明治三十三年

順廻

〇志賀松之助

〇常陸留五郎

〇志賀久吉

〇猪狩積

〇志賀喜次郎

〇志賀孫三郎

一、金九拾銭

御酒三升代

一、〃参拾銭

豆腐代二箱

一、連中ニ而山追致、二日ニシテ兔六羽狩獵あり

差金〆壹円式拾銭

此内兔式羽壳 代金四拾七銭六厘

差引金七拾式銭四厘

一人分拾四銭五厘

規約

一、祭日者二日二夜ニ限り、飯米者四度宿持トス

一、山神連中ニ而差合等有之候節ハ、談事之上祭日を定むへき事

明治参拾三年旧十月廿二日

一、金壹銭九厘 有銭

当前有銭共、志賀松之助方

常陸留五郎殿へ相渡申候也

〔史料 1-33〕 明治三十四年

順廻

〇常陸留五郎

〇志賀久蔵

〇猪狩積

〇志賀主殿

○志賀孫三郎

○志賀喜治郎

○志賀保

一、金壹円拾七銭三厘 御酒三升四合代

一、〃四拾五銭 豆腐三箱代

〆金壹円六拾貳銭三厘

老人ニ付差  
金貳拾七銭壹厘ツ、

一、金四銭貳厘 有銭

規約

一、祭典ハ二日二夜ニ限り、飯米者四度宿持トス

一、山神連中ニテ差合等有之候節ハ、談事之上祭日ヲ

定ヘキ事

一、連中ニテ二日山追致シ、山鳥三羽狩獵アリ

明治卅四年旧十月晦日、目出度相済

右有銭共志賀久蔵方

当前常陸留五郎殿へ相渡申候也

〔史料1―34〕明治三十五年

順廻

○猪狩積

○志賀主殿

○全 孫三郎

○全 喜治郎

○全 保

○常陸留五郎

本年当兩相済

○志賀久蔵

一、金七拾銭 清酒貳升代

一、金拾七銭 豆腐一箱代

〆金八拾七銭

老人ニ付さし  
金拾貳銭四厘貳毛

一、金五銭八厘 あり銭

規約

例年ニ相かはらず候

本年寅之不作ニ付、飯米者老度宿持トす。仲間ニテ山

追半日致シ、山鳥二羽狩獵あり。此年旧十月廿九日山

追ニ参リ、ツ、ジ之花所々有之候也。

明治三十五年旧拾月廿九日、目出度相すまし候なり

右有銭とも常陸留五郎ヨリ

当前猪狩積殿へ相渡候也

〔史料1―35〕明治三十六年

順廻

猪狩○積

志賀○主殿

〃 ○孫三郎

〃 ○喜治郎

〃 ○保

常陸○留五郎

志賀○久蔵

有銭配分差引老人ニ付三十一銭九リツ、

一、金壹円六拾四銭 御神酒四升代

一、金貳拾銭 蛸一杯目量六百八十匁

一、金四拾八銭 豆腐二十四丁代

計金貳円三拾貳銭

老人ニ付さし  
金三十三銭一厘余

一、金八銭九厘有銭 是ハ配分ス

規約

一、祭典ハ二日二夜ニ限り、飯米者四度宿持トす

一、仲間ニテ差合等有之候節ハ、談事之上祭日定ムベ

キ事

一、仲間ニテ二日山追致、山鳥五羽・鴨壹羽狩獵アリ

明治卅六年旧十月二十四日、目出度相すまし

当前猪狩積ヨリ

志賀主殿へ相度し申候也

〔史料1―36〕明治三十七年

順廻

○志賀主殿

〃 ○孫三郎

〃 ○喜次郎

〃 ○保

○常陸留五郎

○志賀久蔵

此年差合ニ付休  
猪狩積

有銭配分差引老人ニ付二拾五銭九厘

一、金九拾九銭 清酒三升

一、金六拾銭 豆腐三箱代

メ金壹円五拾九銭

一、金貳銭三厘あり銭配分

二拾五銭九厘ツ、  
老人ニ付差

規約

一、祭典ハ二日二夜ニ限り、米ハ四度宿持とす

一、仲間ニテ差合等有之候節ハ、談事之上祭日ヲ定ム

ルコト

一、仲間ニテ壹日半山追いたし、漸ク免壹羽狩獵アリ。

又堂小屋菅波西治氏ヨリ、御祝儀トシテ清酒壹升

被下、皆目出度相済ス。

明治廿七年旧拾月廿九日鳥居立換氏子中

廿七年旧拾月廿日

当前志賀主殿ヨリ

志賀孫三郎殿へ相渡ス申候也

〔史料 1—37〕 明治三十八年

小田代山神講人名

一、当前 志賀孫三郎

一、引受 部部 志賀喜次郎

一、其次 志賀保

一、次ノ一 常陸留五郎

一、次ノ二 志賀久蔵

一、次ノ三 猪狩積

一、次ノ四 志賀主殿

一、金七拾八銭 当年御神酒代

一、金參拾六銭 豆腐貳箱

メ金壹円拾四銭

老人ニ付差拾六銭 是ハ本年有配分ノ為メ消ス

本年宿ニテ差合ニ付山追ニ出ズ。狩獵金分式銭貳厘出

ス。是ヲ都合ニ抛リ有銭とす。

外ニ金四厘有銭、メ金貳銭六厘

規約

本年は不作ニ付、飯米者老度宿持とす

一、仲間ニ而山追壹日致、免壹羽狩獵あり、本日ノ狩

獵仲間、宿ヲ除クノ外六名

一、仲間ニテ差合等有之節者、談事之上祭日定むべき

事

明治參拾八年旧拾月式拾七日、目出度相済申候

当前志賀孫三郎方有銭貳銭六厘共

志賀喜治郎様へ相渡申候也

本年不作ニテ皆無届出

一、大豆 金

一、白米 金拾九銭 但シ壹升代

一、ランゲー 金拾六銭

一、本年ノ如キハ雨風もあたらずして皆無に相成候ハ

如何と云ふに、土用中ハ非常に寒くして火の傍を

去る難し

〔史料 1—38〕 明治三十九年

順廻

一、当前 志賀喜次郎

一、当前引受 志賀保

一、其次 常陸留五郎

一、其ノ一 志賀久蔵

一、其ノ二 猪狩積

一、其ノ三 志賀主殿

一、其ノ四 志賀孫三郎

一、金壹円貳拾九銭 御神酒料

一、メ參拾六銭 豆腐貳箱代

一、メ金壹円六拾五銭、有銭ハ配分差引

老人ニ付差 金貳拾貳銭六厘四毛

一、金參銭參厘 有銭

規約

本年半作ニ付、飯米ハ式度宿持トス

一、本年ヨリ規約改正シテ、飯米ハ式度宿持トス

一、仲間ニテ差合有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭日ヲ

定ムル事

一、仲間ニテ山追壹日致シ、山鳥式羽青シ壹羽ミ、

ヅク壹羽狩獵あり。

明治廿九年旧十月晦日、当前目出度相済シ

志賀喜次郎方順廻帳共当前有銭共

志賀保殿へ相渡候也

〔史料1-39〕 明治四十年

順廻

- 志賀保
- 常陸留五郎
- 猪狩積

此年差合ニ付山追迄合  
ズ換テ猪積代出ス

- 志賀久三
- 志賀主殿
- 志賀孫三郎
- 志賀喜次郎

- 一、金一円参拾八銭 御神酒三升代
- 一、金三十三銭 豆腐代十八丁
- 金式拾四銭五厘ツ、  
老人ニ付
- 一、式拾参銭式厘 有銭

規約

- 祭典ハ改正ノ通り壹日一夜限り、飯米ハ二度宿持トス
- 一、仲間ニテ差合等有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ルコト

- 一、仲間ニテ山追ニ日致シ、山鳥一羽・兔二羽・パンドリ小三羽狩猟アリ

此年ハ平作ニ御座候。山追ニ出テ、先ツ山ノ模様ソチコチニ雪チラ〜アリ。空ハ余リ暖ニ非ズ。平ナルベシト云フ。

明治四拾年旧十月廿九日、当前目出度相すまし  
志賀保ヨリ順廻帳並ニ有銭供<sup>共</sup>  
常陸留五郎殿へ相渡し申候也

〔史料1-40〕 明治四十一年

順廻

- 常陸留五郎
- 猪狩積
- 志賀久三
- 志賀主殿
- 志賀孫三郎
- 志賀喜治郎
- 志賀保

- 一、金壹円四拾五銭 御神酒参升代
- 一、金参拾二銭 豆腐拾六丁代
- 差メ金壹円七拾七銭
- 一、金拾参銭 兔壹羽代 宿ニ譲ル
- 一、金式拾六銭五厘 有銭配分
- 右差引メ金壹円三拾七銭五厘
- 老人差金拾九銭七厘

規約

- 祭典ハ改正ノ通り壹日一夜限り、飯米ハ二度宿持トス
- 一、仲間ニテ差合等有之、出合ザル節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ルコト

- 一、仲間ニテ山追壹日致シ、(キジ)壹羽・兔三羽狩猟あり

今年ハ六分ノ作ニ御座候。山追ニ出候。当地方ニハ雪無之候得共、大瀧根山ニハ一面白シ。風多くして寒さなり。秋纏は未だ終りならざれ共、あらく〜に相成申

候

明治四拾壹年旧十月晦日、当前目出度相済シ  
常陸留五郎ヨリ  
猪狩積殿へ順廻帳共相渡し申候也

〔史料1-41〕 明治四十二年

規約

- 祭典ハ列年ノ通り、壹日一夜限り、飯米ハ二度宿持トス
- 一、仲間ニテ差合等有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ルコト
- 一、仲間ニテ山追壹日致シ、兔三羽狩猟アリ
- 今年ハ八分ノ作ニ御座候。秋纏ハ先月中ニ大尾と相成、毎日ノ晴天暖気ノ為め、土もシミ申サズ候。富岡町ニ於テ新十一月廿日ヨリ品秤会、一昨日迄テ壹廻間アリタリ。

明治四拾貳年旧十月十六日、当前目出度相渡シ

猪狩積ヨリ

志賀久三殿へ順廻帳・有銭共相渡し申候也

順廻

当前 猪狩積

次前 志賀久三

志賀主殿

志賀孫三郎

志賀喜治郎

志賀保

常陸留五郎

有銭十三銭八厘

メ金沓円八拾七銭

沓人二付  
差金參拾壹銭沓厘六毛

一、金沓円也 酒式升五合代

祭典ハ列年ノ通り、沓日一夜限り、飯米ハ二度宿持ト

志賀久蔵・志賀孫三郎・常陸留五郎ノ三氏、山追ニ出

一、メ四拾銭 豆腐式箱

ス

合ス。狩獵代割前ヲ出ス。

メ金沓円四拾銭

一、仲間ニテ差合等有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭日

但シ沓人ニ付差式拾銭宛

ヲ定ルコト

祭典規約例年ノ通り

一、金四銭 有銭

一、仲間ニテ山追ニ日致シ、山鳥一羽・免沓羽・カケ

本年孫三郎氏山追ニ出合ス。付テ免一羽代拾參銭ノ割

ス一羽・ミミック一羽狩獵アリ

合ニ勘定仕候。孫三郎氏ヲ除ノ外、一人ニ付差拾九銭

今年者半作にて御座候。秋纏者前日迄に終ル。旧七月

沓厘宛出ス。

七日大洪水、其後も毎日〳〵日の雨天なりしが、十月

中者雨少しもなし。

〔史料 1—42〕 明治四十三年

明治四拾參年旧十月晦日、当前目出度相渡シ申候

順廻

志賀久三ヨリ

順廻帳有銭共志賀主殿へ

〔史料 1—44〕 明治四十五年・大正元年

〔史料 1—43〕 明治四十四年

順廻

○志賀久三

○志賀主殿

○志賀孫三郎

○志賀喜治郎

○志賀保

○常陸留五郎

○猪狩積

一、金沓円四拾四銭 御神酒參升代

一、メ四拾銭 豆腐式箱

メ金沓円八拾四銭

但シ沓人ニ付差金式拾六銭三リ

本年春掃星至りて度々出る。本年山追に出合ず、孫三

郎・積氏、免一羽代拾四銭の割合にて勘定仕候

順廻帳有銭共志賀主殿へ

一、金拾九銭九厘 有銭

式銭消ス印

順廻

○志賀主殿

○志賀孫三郎

○志賀喜義

○志賀保

○常陸留五郎

○猪狩積

○志賀久蔵

一、金沓円四拾七銭 酒參升代

一、金四拾銭 豆腐式箱代

志賀久蔵・志賀孫三郎・常陸留五郎ノ三氏、山追ニ出

合ス。狩獵代割前ヲ出ス。

祭典規約例年ノ通り

仲間ノ内四人ニテ山追一日致シ、免式羽・長ま沓羽・

ひよ鳥式羽・かけす式羽獵あり。

明治四拾四年旧十月廿九日

志賀主殿より

志賀孫三郎殿へ有銭共相渡シ申候也

一、金拾九銭九厘 有銭

式銭消ス印

一、金拾九銭九厘 有銭

式銭消ス印

一、金拾九銭九厘 有銭

式銭消ス印

二、○志賀喜義

三、○志賀保

四、○常陸留五郎

五、○猪狩積

六、○志賀久蔵

七、○志賀主殿

当前一○志賀孫三郎

一、金沓円六拾八銭 酒參升代

一、金四拾銭 豆腐式箱代

一、金六拾銭 鳥參羽代

金式円六拾八銭  
老人二付  
差金参拾八銭五厘

祭典規約例年ノ通り

大正元年旧十月廿九日、芽出度相済

有銭式拾九銭 印

志賀孫三郎より

当前志賀喜義殿へ有銭共相渡候也

有銭参拾四銭式厘

〔史料1—45〕大正二年

順廻

○志賀喜義

●志賀保

●常陸留五郎

○猪狩積

○志賀久蔵

●志賀主殿

○志賀孫三郎

一、金壹円八拾銭 御神酒料

一、金四拾銭 豆腐式箱代

金式円式拾銭

老人二付  
差参拾壹銭参厘宛

一、金五拾五銭九厘 有銭

規約

一、祭典ハ一日一夜夜ニ限り、飯米ハ式度宿持トス

一、仲間ニテ差合等有之候節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ム

ルモ差間ナキ事、但シ出合ザル者へハ会費掛ザル

コト

一、連中ニテ山追一日致シ、兔三羽及ケ一・リ一ノ狩

猟アリ

今年志賀孫三郎氏、山追ニテ免壹羽手捕ニ致シ、大手

柄など言語ニ尽シ難シ。本年ハ大洪水ノ為メ、半作以

下ナリ。此出水ハ六七ノ老翁ハ知ラザル出水ノ由。

今日ニ至リテ(タンボム)ノ花開キタルアリ。

一、金参拾九銭九厘 有銭

右有銭共志賀喜義より

当前志賀保殿へ

〔史料1—46〕大正三年

大正三年旧拾月七日祭

順廻

○常陸留五郎

○猪狩積

○志賀久蔵

○志賀主殿

○志賀孫三郎

○志賀喜義

当前 ○志賀保

一、金壹円五拾七銭五厘 御神酒参升五合代

一、金参拾九銭 豆腐代

計金壹円九拾六銭五厘

有銭六拾式銭配分ス

老人二付差参拾九銭式厘式毛、金式拾銭ツ、出金

余金有銭トス金五銭五厘

規約

一、例年之通り

祭典ハ壹日壹夜ニ限り、飯米ハ式度宿持トス。連中ニ

テ山追壹日致シ、免式羽狩猟あり。

本年度ノ作者上作なり。暖氣ニテ旧九月下旬頃(ツ、

ジ)ノ花大に咲く。ニイロフ、ドラドの大戦争にて、

不景氣ヲ見る。生糸者三円三四十銭、白米拾三四銭。

当前志賀保ヨリ

常陸留五郎殿へ目出度相渡シ申候

〔史料1—47〕大正四年

大正四年十月廿七日祭

宿廻

○猪狩積

○志賀久蔵

○志賀主殿

○志賀孫三郎

○志賀喜義

○志賀保

当前 ○常陸留五郎

一、金五拾銭 豆腐式箱代

老人二付差金七銭ツ、出金

一、金拾弍銭 有銭

一、酒五升 ③ 豆腐<sup>（煎）</sup>阿氏ヨリ寄贈、御阿氏招待ス

規約

一、祭典ハ耆日耆夜ニ限り、飯米ハ尺度宿持トス

一、氏子ニテ（連名）差合等有之候節ハ、談事ノ上祭

日ヲ定ムルモ差岡ナキ事

一、出会ザル者ハハ会費掛ザル事

本年連中ニテ山追一日致シ、免參羽狩獵アリ。

当前常陸留五郎ヨリ

猪狩積殿へ芽出度相渡シ候也

〔史料 1—48〕 大正五年

大正五年旧十月廿二日祭

順廻

○志賀久蔵

○志賀主殿

○志賀孫三郎

○志賀喜義

○志賀保

○常陸豊

当前 ○猪狩積

一、金五拾銭 豆腐式箱代

一、〃〃壹円拾弍銭 正宗四本代

一、〃〃五拾銭 御神酒壹升代

合金式円拾弍銭也

有銭金拾八銭五リ配当ス

差引メ金壹円九拾三銭五リ

老人二付差式拾八銭、余分有銭トス

規約例年之通り

連中ニテ山追致シ、免参羽狩獵あり。本年者暖氣にし

て、野草多く木葉あり。為めに獵事は難氣<sup>（難）</sup>なり。先月

頃者梨花（ツ、ジ）の花ありたり。

当前猪狩積ヨリ巡廻帳・有銭式錢五リ共

志賀久蔵殿へ目出度相渡シ申候也

〔史料 1—49〕 大正六年

規約例年の通り

連中ニテ山追半日致シ、獵ナク山鳥式羽買ヒ受、山神

仕候。本年ハ諸物高直ニシテ、生繭耆メ目九十円位、

白米耆升式拾八銭ナリ。目下木炭込耆俵代金五十銭以

上、誠ニ金廻り能く富貴ニ御座候。作ハ十分ニ御座候。

当前志賀久蔵ヨリ

志賀主殿ニ廻<sup>（通）</sup>順長・有銭共目出度相渡シ申候也

大正六年旧拾月廿八日

順廻

○志賀主殿

○志賀孫三郎

○志賀重喜

○志賀保

○常陸豊

○猪狩積

当前済○志賀久蔵

一、金八拾銭 豆腐式箱代

一、金壹円六拾銭 御酒三升代

一、金六拾銭 山鳥式羽代

合金三元〇五銭五リ

一人に差金四十三銭六リツ、有銭分配ス

〔史料 1—50〕 大正七年

小田代山神講ニテ、山追耆日。狩獵ハ山鳥耆羽・リツ、

耆羽・チヨマ耆羽、其他ハ茸アリシノミ。下町高野鉄

三郎殿ヨリ、正宗五本代四五〇寄贈アリ。本年ハ狩獵

又ハ地方ノ肴ナクシテ、高野殿ヲ招待セズ。

記

一、金八拾銭也 酒壹升代

一、〃〃壹円也 豆腐二箱代

メ壹円八拾銭也

老人二付差金式拾六銭ツ、

講中ニテ会費出サ、ルトキハ、講中ニテ出会費スル事

トス

大正六年旧十月廿一日祭典

順廻

例年之通り

志賀主殿殿ヨリ

志賀孫三郎様へ当前御□□候也

有銭金六錢五厘

○孫三郎

○重喜

○豊

○亀丸 保代り

○積

久蔵

主殿

〔史料1-51〕大正八年

一、規約例年之通

小田代山神連中ニテ、山追壹日半。兔壹羽・山鳥壹羽ノ獵アリ。本年ハ暖氣ニシテ、未ダ土モ(シミズ)木葉モ青キケ所諸々ニアリ。浜方地方ニハ(ツ、ジ)花咲キ居リ候由。川内ノ如キ寒村ハ、誠ニ幸福ニ候。然共諸物価騰貴ナルニハ恐入申候。山鳥壹羽代金壹円、兔拾三割、白米壹升六十三錢、大豆三十錢、木炭壹俵込七十錢、生糸百目込貳拾円位、手掛壹反貳円、砂糖白百目三十錢、玉貳十七錢、反物諸物追々直上ニ御座候。

大正八年旧閏七月廿八日、郷社御位ニ付、諏訪神社御神幸。小田代稻荷神社へ廿九日午前十時着。午後壹時目出度御帰社。紀念トシテ鳥居新築。後年参考の爲め筆記ス。

大正八年旧十月十七日、祭典

一、御神酒壹升

代金壹円貳十錢

一、豆腐壹箱貳十丁

代金壹円四十錢

一、金三円六十錢

御神酒三升代

一、々壹円四十錢

豆腐貳箱

合計金五円也

一、金三円也 是レハ山神松樫木代、屋敷九名ニテ割、

有銭十二錢

一人分三十三錢三リツ、

連中七人分有銭共

一、金貳円四十五錢差引

引メ金貳円五十五錢七人ニ割

一人分三十六錢四リツ、出金

順廻

当前○志賀孫三郎

○全 喜義

○全 保

○常陸豊

○猪狩積

○志賀久蔵

○全 主殿

志賀孫三郎ヨリ志賀喜義殿へ当前有銭共目出度御渡申候也

〔史料1-52〕大正九年

順廻

○志賀喜義

○志賀保

○常陸豊

○猪狩積

○志賀久蔵

志賀主殿

○志賀孫三郎

会費

一、金貳円四拾錢

御神酒貳升代

一、金貳円也

豆腐貳箱代

一、金壹円三拾錢

山鳥壹羽代

一、金五拾錢

イカ壹束代

合金六円貳拾錢也

壹人ニ付差金壹円○三錢三リ余

本講へ酒貳升、池田工業会社田村忠太郎殿ヨリ寄贈

規約

一、祭典ニ付飯米ハ宿持

一、祭日ハ一日一夜ニ限ル

一、連中ニテ差合等有之、出会セザル者へハ会費掛サルコト

一、差合等有之候節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルコト、但シ祭日ハ十月中ニ祭典執行ノコト

本年山追一日シテ、リツツ壹疋狩獵。オト、ワタシトス。

当前志賀喜義ヨリ

志賀保殿へ有銭六錢五厘共相渡シ済

志賀保殿へ有銭六錢五厘共相渡シ済

〔史料 1—53〕 大正十年

順廻

- 志賀保
- 常陸留五郎
- 猪狩新
- 志賀久蔵
- 志賀主殿
- 志賀兵蔵
- 志賀孫三郎
- 志賀喜義

会費

- 一、金参円九拾銭 御神酒三升代
  - 一、金壹円也 豆腐式箱代
  - 一、金貳円也 山鳥二羽代
  - 計金六円九拾銭也
  - 老人ニ付割当金八拾六銭五厘ツゞ
  - 御祝儀として猪狩積様より一、金壹円也、志賀熊吉様より金一円也、志賀松之助様より五拾銭頂戴仕候也
- 大正拾年旧拾月廿六日

規約

- 一、祭典ニ付飯米ハ二度宿持トス
- 一、祭日ハ一日一夜ニ限ル
- 一、連中ニテ差合等有之、出合ハザル者ヘハ会費掛サルコト
- 一、差合等有之候節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルコト、

但シ祭日ハ旧十月中ニ祭典執行ノコト

本年山追一日半、小鳥四羽狩猟アリ。当年ハ何分降雨多クシテ、作柄ハ平年ヨリ幾分取オチナリ。大瀧根山ニハ雪一面ニ白クシテ、誠ニ寒ジ非常ナリ。ソラスンダヅくく

当前志賀保ヨリ

常陸留五郎殿ヘ有銭金拾参銭五厘供相渡し、目出度済す

〔史料 1—54〕 大正十一年

順廻

- 常陸豊
- 猪狩新
- 志賀久蔵
- 志賀主殿
- 志賀兵蔵
- 志賀孫三郎
- 志賀喜義
- 志賀伝

会費

- 一、金参円六拾銭 御神酒参升代
- 一、金壹円也 豆腐ニヶ箱代
- 一、金貳円貳拾銭 山鳥・キジ女男代
- 計金六円八拾銭也
- 老人ニ付七拾銭也、アテ
- 外ニ猪狩積様ヨリ当講ニ金五十銭御祝儀被下、難有頂

戴致候、志賀保様より五拾銭御祝儀頂戴仕り候

大正拾壹年旧十月十六日 速記者 志賀久蔵

〃 伝

きやく

一、祭典に付飯米は二度宿持とす

一、祭日は一日一夜に限る

一、連中にて差合等有之、出合はざる者ニは会費掛ざる事

一、差合等有之候節者、談事の上祭日を定むる事、但

シ祭日者旧拾月中に祭典執行の事

本年山追一日致し、兔一羽狩猟あり。当年者暖かにして、ツ、じ及びあけびなどの花、所々に開花あり。作柄者例年より幾分増収あり。白米者一升金三拾四五銭に候  
有銭無シ

当まへ常陸豊氏より

猪狩新殿へ目出度相渡し候也

ソラスンダヅくく

〔史料 1—55〕 大正十二年

順廻

- 猪狩新
- 志賀久蔵
- 志賀清記
- 志賀兵蔵

〔史料1—56〕大正十三年

順廻

志賀清記殿へ御渡し申候也

ソラスンダゾくくく

〔史料1—57〕大正十四年

順廻

○志賀孫三郎

○志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

会費

一、参円七拾五銭 御神酒参升代

一、金壹円也 豆腐二箱

計金四円七拾五銭

一人差シ金六十銭

規約例年ノ通り

山追二日、山鳥一羽狩猟アリ。祝日ノ朝、小鳥二羽カ

ケス・テフマ猟アリ。電気前川事務所ヨリ御神酒壹升

頂戴ス。速記者志賀伝。

有銭拾参銭也、内八銭サイ銭・五銭サシ残金、壹円参

拾参銭共相渡申候

大正十二年旧十月廿一日

ソラスンダゾくくく

本年ハ暖気にして、未だ雪なし。九月一日(午後)午京浜地

方大震災、前古未曾有損害約二十億。当時東京地方ハ

一面ノバラック建なりと。本年降雨なく、大根菜ハ不

作。

当まへ猪狩新方

志賀久藏殿へ目出度相渡シ候也

〔史料1—56〕大正十三年

順廻

○志賀久藏

○志賀清記

○志賀兵藏

○志賀孫三郎

○志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

会費

一、金貳円四拾銭 御神酒貳升代

一、金壹円也 豆腐二箱

一、金壹円貳拾銭 兔一羽

一、金壹円也 砂糖五百目

計金五円六拾銭

有銭一円参拾参銭配当ス

差引金四円二拾七銭

一人差金五拾四銭

規約例年ノ通り

山追一日、小鳥一羽ノ猟アリ。

有銭拾参銭(八銭ハサイセン、五銭有銭)

大正拾三年十月廿三日

当前志賀久藏氏より

志賀清記殿へ御渡し申候也

ソラスンダゾくくく

〔史料1—57〕大正十四年

順廻

○志賀清記

○志賀兵藏

○志賀孫三郎

○志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

○志賀久藏

記

一、金貳円四拾銭 御神酒貳升代

一、金五拾銭 豆腐壹箱代

一、金壹円也 キジ壹羽代

一、金七拾銭 缶詰式個代

一、金四拾銭也 砂糖参百目代

メ金五円零銭也

御老人前差金六拾銭也(昨年度有銭十三銭、本年度

サイ銭十銭アリ、四、七七円)

規約例年之通り

祭典当日山追半日ス。猟ナシ。本年未ダ降雪ナク、大

根菜は並作ナリ。当部落□兵清記君一人の入宮アリ。

双葉軌道貫通工事の最中ナリ。不景気風ハ依然其手ヲ緩メズ。本年ハ米作ニ適セザル気候ニヤ。本村トシテモ平均年ヨリモ減少セリ。有銭參銭。

大正拾四年十月十七日執行

当前志賀清記より

志賀兵藏殿へ目出度く御渡し申候也

〔史料 1—58〕 大正十五年・昭和元年

順廻

○志賀兵藏

○志賀伝三郎

○志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

○志賀徳衛

○志賀主殿

費用之部

金式円四拾銭也 御神酒貳升代

金式円四拾銭也 山鳥參羽代

金七拾五銭也 豆腐壹箱半代

金四拾銭也 砂糖參百目代

計金五円九拾五銭也

忝人割当金七拾參銭也（昨年有銭三銭、本年サイ銭十

銭アリ）

規約

一、祭典ニ付飯米ハ二度宿持トス

一、祭典ハ一日一夜二限ル

一、連中ニテ差合等有之、出合ザル者ニハ会費掛ザル

事

一、差合等有之節ハ、談事ノ祭日ヲ定ムル事、但シ祭

典ハ旧拾月中ニ執行ノ事、以上

本年山追一日致シ、キツ、キ一羽ノ獵アリ。今年モ暖

ニシテ、未ダ降雪ナドノ模様ナク、作物モ並ニシテ雨

量少シ。米一升廿八銭。木炭檜根〇九十銭、檜根□込

ノ七十五銭、檜根△込ノ六十五銭ノ相場ナリ。本年モ

依然不景気甚シク、狩獵税ハ十五円、証明手数料・村

県税・双葉獵友会会費、併セテ參円五拾銭。以上メテ

拾八円五拾銭也、有銭貳銭。

大正拾五年旧十月廿七日祭典執行

当前志賀兵藏ヨリ

志賀伝三郎殿へ目出度く相渡申候

〔史料 1—59〕 昭和二年

順廻

○志賀伝三郎

○志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩積 代理人 菅野清

○志賀徳衛

○後 志賀兵藏

○前 志賀清記

費用之部

金式円參拾銭也 御神酒貳升代

金壹円也 豆腐二箱代

金七拾銭也 いわし伍五ツ代

金七拾銭也 雉子一羽代

金五拾四銭也 砂糖三百目代

金五拾四銭也 さげ缶二ツ代

計金六円八銭也

忝人割当金七拾五銭也（昨年有銭貳銭、今年ノサハ

鐵木鐵アリ）

規約

例年ニ同ジ、以上

本年ノ山追モ一日致シ、カケス一羽獵アリ。今年ノ山

追中に雷雨ニ降ラレ炭コヤニ入り、後チ山ニ出掛ケタ

リ。

全ク暖ナ年デ、豊年テモアツタ。田一反ニ付キ、一

二俵位ズ、取レ増シテ居ル。檜根丸九十五銭、雜丸八

十銭。木炭ハ不景気ノ割合ニ、高値ニ売ル事ノ出来ル

ノハ、共有地ノ賜ナリト思イマス。誠ニ有難キ。御神

酒三升猪狩誠氏ヨリ受ケ賜ハリマシタ。有銭ナシ。

昭和二年十月廿四日祭典執行

当前志賀伝三郎ヨリ

志賀喜義殿へ目出度く相渡し候也

〔史料1—60〕昭和三年

順廻

○志賀喜義

志賀伝

○常陸豊

猪狩新

志賀久蔵

○志賀兵蔵

○志賀清記

○志賀孫三郎

費用之部

一、金式円式拾銭也 御神酒二升代

一、金壹円也 豆腐二箱代

一、金七拾銭也 雉子一羽代

一、金七拾銭也 菓子代

一、金壹円四拾銭也 兔四羽代

計金六円也

一人分割当金一円也(但シ六人ニテ)

規約

例年ニ同ジ、以上

本年ノ山追モ一日行ナイマシタ。木ネズミ一羽獵有リ。

山追日ニ雨少アリテ、寒氣身ニ冷タリ。又爺様の炭小

屋ニテ暖マリシ。今年ハ得ニ御大礼ノ栄典、十一月十

日ニ行。国民一擲ノ祝賀会盛大ナリキ。今年ノ作ハ半

凶作ニシテ、誠ニ人々ノ驚異トナル所トナレリ。異ニ

高田島の事キハ異大ナリ。一反歩ヨリ二斗位ノ收穫ト

ハ、殆ト皆無ト同様ナリ。之即チ五月ヨリ六月十日頃

迄テ雨続ノ為ナリ。聞バ六十以上ノ人モ知ナイ位ダト。

半凶作ノ為、村デハ救済トシテ、家業用薪炭材一人分

ヲ配当サレタ。炭ハ安ク不景氣同様。有銭四十四銭也。

昭和三年十月十七日祭典執行

当前志賀喜義ヨリ

志賀伝殿へ目出度ク相渡シ候也

季節デナイ時、九月末カラ十月中頃ニ、梨・ツ、ヂ等

ノ花見ルハ近年ニ無キ事ナリ。

〔史料1—61〕昭和四年

順廻

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

志賀久三

○志賀清記

○志賀兵蔵

○志賀孫三郎

○志賀喜義

費用之部

一、金式円四拾銭也 御神酒二升代

一、金壹円也 豆腐二箱代

一、金壹円三拾銭也 雉子二羽代

一、金五拾四銭也 砂糖三百目代

計金五円式拾四銭也、有銭五拾銭差引

一人分割当金六拾八銭、但シ七人ニテ

本年ノ有銭三十四銭

速記者 志賀清記

規約

例年ニ同ジ、以上

本年ノ山追モ一日執行イタシマシタ。小鳥三羽内二羽

ハ伝君ガ射オトス。自慢デ大得意。山追日ニハ雲リ、

寒氣少シクアリ。本年ハ新内閣ノ成立ナルヤ、現内閣

ハ緊縮方針ニヨツテ、節約ノ声ハ全国一擲ニ渡リ、当

村ニ於テモ緊縮ノ方針ヲ実行イタシ、実行員ヲ立テ節

約ニ務メテオル。次ニ山神祭典モ其ノ方針ニ於テ、執

行イタシタ積リ。今年ハ一昨年ニ倍シテ、農作物ノ豊

作ナル事ハ、百姓一擲ノ喜ビ一方ナラズ。但シ四ツ倉

方面ニ於テハ、浜風ノタメ、昨年ヨリハ他少收穫ハ少

ナカツタト。豆ハ取レル、粟ハ取レル、麦モ同様。又

タ近年ニ無ク、粟ハ大変ニナツタト。一日三斗以上モ

拾ツタ人モアル。一日一人平均一斗以上ハ拾ハレタ。

食物ハ豊富ニアルケレド、金ノ不廻リナル事ハ、一昨

年ヨリ以上ニ不景氣ニテ、實際生活ニハ苦難ナリ。殊

ニ小田代ニテハ共有地モ全伐イタシ、金取リニハ不自

由ニ相成リ、由ツテ一層生活苦難ト相成ツタ。有銭

昭和四年十月廿一日祭典執行

当前志賀伝ヨリ

常陸豊殿へ目出度ク相渡ス候也

スタンダ〜

〔史料1-62〕昭和五年

順廻

- 常陸豊
- 猪狩新
- 志賀久蔵
- 志賀清記
- 志賀熊吉
- 志賀孫三郎
- 志賀喜義
- 志賀伝

費用

- 金貳円也 御神酒貳升代
- 金壹円貳拾錢 オリ酒貳升代
- 金八拾錢也 豆腐二箱代
- 金七拾錢也 イカ二把代
- 金五拾錢也 玉砂糖代
- メ金五円貳拾錢也
- 御一人前割当金（但シ遷宮費ヲ加ヘ）壹円〇七錢也
- 祭典費一人分廿八錢也、但シ前年度有錢四五錢差引
- 昭和五年旧十月十五日
- 本年ヨリ当前前後ニテ世話スルコトニ定ム
- 有錢四錢

此年山神宮立換致候 世話人 常陸留五郎

志賀喜義

- 御宮 代金四円也 大工 渡邊定智
- 遷宮御初穂 金壹円也 神官 久保田保之助
- 祭祝シテ一戸ニ付糶壹升五合ヅ、出シ、投餅シ、大根
- 菜・人蔘・里芋・吊シ柿其他ヲ供ヘタリ
- 一、釘貳百匁 志賀保様ヨリ寄附サル
- 一、金五拾錢也 志賀保様ヨリ御祝儀頂戴ス
- 費用金七円也
- 小田代氏子九戸、一戸ニ付七十八錢也
- 本日宿ヨリ砂糖餅ノ馳走アリ

〔史料1-63〕昭和六年

順廻

- 猪狩新
- 志賀久蔵
- 志賀清巳
- 志賀熊吉
- 志賀孫三郎
- 志賀喜義
- 志賀伝
- 常陸豊

費用

- 一、金貳円也 御神酒貳升代
- 一、金五拾錢 豆腐二箱
- 一、金四拾五錢 白砂糖三百匁
- 計金貳円九拾五錢也、前年度有錢拾貳錢

差引メ金貳円八拾三錢也

- 御一人差シ金三拾六錢也
- 昭和六年旧十月十六日
- 有錢五錢アリ

規約

例年ニ同ジ、以上

本年ハ山追一日執行シマシタ。山鳥一羽志賀喜義君射落シ、小鳥一羽ハ志賀清記君。兩人共大得意也。本年九月拾八日午前貳時半、我ガ国所有満鉄線ヘ北大宮ヨリ千二百米北方ニアタリ、支那正規兵破壊ヲ計リシヲ起点ニ事變ハ拡大化シ、理事会ニテ平和的解決ヲ計ルベク、世界ハ協力シツ、アルモ、今夕ニ解決ヲ見ズ。如何ニ其ノ後廻転スルヤ、国民ノ予則ヲ許サ、ルモノ也。稲作ハ田植後三拾五日余雨天ト、出穂ニアタリ毎日ノ旱天ニテ、作ハ面白カラズ。昨年ニ比シ七分ヨリ五分作位ニ終ル。

当前猪狩新より

志賀久蔵殿へ目出たく御渡し申上候也

すんだぞ〜

〔史料1-64〕昭和七年

順廻

- 当前○志賀久蔵
- 志賀清記
- 志賀孫三郎

○志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

費用

一、金老円八拾銭 御神酒式升代

一、金八拾銭 豆腐二箱

一、金一円 魚代

一、金八拾銭 菓子代

計金四円四拾銭、前年度有銭十二銭

差引金四円二十八銭

御一人差金六拾一銭

昭和七年旧十月二十一日

有銭二銭

規約例年二同ジ、以上

例年の通り山追一日執行、小鳥二羽 志賀伝・猪狩新

両君射落ス。本年ノ農作物ハ上結果。農家ノ満足此ノ

上ナシ。十月十七日大暴風雨ニテ、各所ノ損害得大ナ

リ。福島県ノ損害五十万円トハ驚イタ。

当前志賀久蔵ヨリ

志賀清記殿へ目出度く申渡シ候也

スندگانゾ

〔史料1-65〕昭和八年

順廻

○志賀清記

○志賀孫三郎

○志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

費用 八年休ミ 志賀久蔵

一、金一円五拾八銭 魚代

一、金一円也 豆腐二箱

一、金五拾銭 お菓子代

有銭八銭差引キ

合計金三円也

一人差金五拾銭也

昭和八年旧十月十七日

有銭五十銭

規約例年二同ジ、以上

山神社鳥居建替旧十月期日

例年通り山追一日執行、狐ナシ。本年度農作物ハ昨年

ニ比シ、一割以上ノ増収。小田代平均七俵。

一、御神酒式升 渡辺虎夫氏ヨリ寄贈サル

一、御神酒式升 石田克巳氏ヨリ寄贈サル

目出度く当前へ志賀清記より

志賀孫三郎殿へ

〔史料1-66〕昭和九年

順廻

○志賀孫三郎

差合ニテ休ミ 志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

費用 山鳥伝 志賀泰明

○志賀清記

一、金五拾銭 魚代

一、金一円也 豆腐一箱

一、金式拾銭 砂糖代

一、金式円也 御神酒代

計金參円七十銭

有銭五拾五銭差引

一人差シ六拾三銭

昭和九年旧十月十七日

有銭無シ

規約例年二同ジ、以上

例年通り山追半日執行。

一、キジ 一羽 常陸豊

一、山鳥 一羽

一、小鳥 四羽 大狐

志賀清記ニ猪狩新両君

順廻

〔史料1-66〕昭和九年

山鳥ハ志賀清記・伝トシクブチ

計金四円七拾銭也

目出度当前へ志賀喜代治ヨリ

本年度ハ雨量多ク夏土用、華氏六十二度自至六十五度

一、金三円 酒三升代收入

志賀「伝殿<sup>（七）</sup>へ御力」渡シ

位イノ冷氣ニシテ、雨天四十二日ノ長キニ、稲開花出

差引残金一円七拾銭

来ズ。其レニ「キスイイモチ」「肥料イモチ」「イシク

一人差シ二拾五銭也、

〔史料1-68〕昭和十一年

病」等ノ稲病ニカ、リ、平年ノ四分作。昨年ニ比シ小

有銭拾一銭、五拾銭、合計金六十一銭有銭

順廻

田代ハ他部落ヨリ良く、平均一反三俵半位ニシテ、川

昭和拾年十月十日

○志賀伝

内村へ救済トシテ、サツマ・白米・金等ガ来マシタ。

規約例年ニ同、以上

○常陸豊

一、御神酒一升 渡辺虎夫氏より寄贈サル

例年ノ通り山追半日執行。

○猪狩新

目出度ク当前へ志賀孫三郎ヨリ

狐

○志賀泰明

志賀喜義殿へ

一、山鳥一羽 伝様

○志賀清記

〔史料1-67〕昭和十年

一、小鳥四羽 若連

○志賀孫三郎

順廻

本年度雨量多ク昨年同様不作。三分作ト云フ甚シ。種

○志賀喜代春

○志賀喜代治

類ニ依テハ、六・七分作位ノモノモアル。

○矢内鹿蔵

○志賀伝

種類別

○三瓶忠美

○常陸豊

一、白志

費用

○猪狩新

一、陸羽一三三号 早手

一、金貳円貳拾銭也

志賀泰明

一、関山一合

一、金壹円也

○志賀清記

五六分作

一、金壹円拾銭也

志賀孫三郎

一、無穂

一、金五拾銭也

○矢内鹿蔵

一、愛国二十号 後手

計金四円八拾銭也

費用

二分作

有銭四銭也

一、金二円也 御神酒代

一、御神酒一升 矢内鹿蔵様

有銭差<sup>（六十一）</sup>銭加<sup>（八）</sup>へ

一、金一円也 豆腐代

一、御神酒一升 志賀泰明様

一人差シ割当四拾六銭也

一、金一円也 菓子代

一、御神酒一升 高野商店様

昭和拾壹年拾月拾七日

一、金七拾銭也 山鳥一羽代

以上三人様ヨリ頂ク

規約例年ニ同シ、以上

例年ノ通り山追一日執行。

瓶

一、山鳥二羽 喜義・忠美両氏

一、小鳥四羽 若連一同

御神酒一升 三瓶忠美殿

御神酒一升 菅野清殿

御神酒一升 志賀長門殿、ヨリ頂ク

本年ハ天候順調ニシテ、農作物ハ良好。二間年<sup>(備カ)</sup>間ノ不  
作ヨリ恵レ、明ク生麥ツタ様ナ感ガイタサレタノデ、  
人民ノ嬉<sup>喜</sup>ビ一方デナイ。之ニ依テ、幾分<sup>(備カ)</sup>之カラ景気モ  
恢復スルモノト思フ。(日独協定ガ成立ス)

万歳

明年度ヨリ御庭ノ掃除ヲ行フコト

以上三人様ヨリ御神酒頂戴仕リ候

目出度当前志賀伝ヨリ

常陸豊殿御渡申候

〔史料1—69〕昭和十二年

順廻

○常陸豊

○猪狩新

○志賀泰明

○志賀主殿

○志賀孫三郎

○志賀喜義

○矢内鹿造

○三瓶忠美

○志賀伝

費用

一、金貳円參拾錢也 御神酒貳升

一、金壹円也 豆腐二箱

一、金壹円八拾錢 御魚代

一、金五十錢也 御菓子代

計金五円六十錢也

一人差金六拾參錢也

有錢貳拾貳錢

昭和十二年拾月廿六日

規約例年ニ同ジ

本年度ハ氣候順調ニシテ、農作物良好段当七俵余ノ豊  
作也。本年七月七日支那兵ノ不法射激<sup>害</sup>ニヨリ、日支事  
変起リ、本村内ヨリ八十六名ノ出征兵ヲ出シ、当部落  
ヨリハ志賀清記君・志賀満君ノ二名ヲ出シ、原ヨリハ  
渡辺寅久君。第七区内ヨリ三名。同君等ノ身体健固ノ  
祈願等、国家総動員ニテ急也。軍馬徴発アリ。豊氏ノ  
春風号、新氏ノ小澤号ノ二頭出征セリ。七区内ヨリ十  
七頭徴発サル。楢根○二等品ニテ、目下小田代渡シ九  
○錢也。然カモ十五錢下落セル値ナリ。本年度十二月  
十日ニ志賀栄君ハ朝鮮歩兵ニ現役志願トシテ、又來年  
一月十日ニハ志願喜代治君ガ歩二九ニソレノ入営ノ  
筈ナリ。今月一杯ニテ補充兵特別教育ノ第一期終了ス。  
非常時

目出度々当前ヨリ

猪狩新殿へ御渡シ申候也

〔史料1—70〕昭和十三年

順廻

○猪狩新

○志賀泰明

○志賀主殿

美富ス 志賀孫三郎

○志賀喜義

○矢内鹿造

○三瓶忠美

○志賀伝

○常陸豊

費用

一、金貳円六十錢也 御神酒貳升

一、金參円 豆腐二箱

一、金參拾五錢 兔一羽代

一、金五十錢 菓子代

一、金四十七錢 ライスカレ材料代

計金四円九十二錢

一人差金七十錢、有金六拾八錢

計金七拾七錢也貯金トス

昭和十三年拾月十二日

規約例年ニ同ジ

本年ハ冷氣ニシテ、稲作思シカラズ。七分作トス。野  
菜ハ上作、白菜一ノ目最初十五六錢、後十錢位ニ下落

ス。昨年ノ日支事変ハ今年ニナルモ終ラズ。出征兵士等一部原隊ニ帰リタルモ、部落出征者ハ未ニ帰ラズ。

川内出征者中ヨリ、菅波辰夫・猪狩安信・矢内良助・

秋元信一ノ四君ノ戦死者ヲ出ス。榎ネ〇ハ二等品一円

十銭、物価協定ト同ジニ物品ノ調整アリ。ゴム靴・ゴ

ム足袋等ノ不足ハ申シヨウナク、ゴム靴ハ一足四円五

十銭、足袋ハ一円二十五銭。昨年度ニ比シ四割以上ノ

高値ナリ。

御神酒一升 藤田浅雄氏ヨリ

今年度ハ 山鳥一羽 常陸豊氏

山鳥一羽 伝氏ト忠美氏

フクロウ一羽 常陸豊氏

ミ、ズク一羽 三瓶忠美氏

入営兵ハ 十二月十日 志賀喜代治君

明年三月一日 ヌ 正美君

〔史料1-71〕昭和十四年

順廻

○志賀泰明

○三瓶忠美

○菅野清

○矢内鹿造

○志賀清記

志賀伝三郎

志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

猪狩新

費用

一、金参円六十銭 御神酒式升

一、金参円也 ニワ鳥二羽

一、金式円也 豆腐二箱

計金八円六十銭也

一人差金八十六銭也

六十銭貯金ス

昭和十四年十月十六日

規約例年ノ通り

本年度ハ暖カニシテ、氣候順調也。農作物良好ニシテ

増収也。日支事変ハ終局トナラズ。欧州戦争起リ其ノ

新展振ハ驚ク程也。木炭槽丸一と一、金七十八銭、前

代ノ高値也。物品トウセイアリ（全部）。綿物ナク、

スフバカリナリ。地下足袋不足ガ平口ス。

当前より三瓶忠美殿へ

目出度く相渡し候也

本年十月十二日、志賀清記君目出度戦地ヨリ帰還ス

〔史料1-72〕昭和十五年

順廻

○三瓶忠美

○矢内鹿造

○菅野清

○志賀清記

○志賀伝三郎

○志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

休 志賀久蔵

費用

一、金五円五十銭 御神酒式升

一、金式円也 豆腐二箱

一、金壹円 御茶菓子

計金八円五十銭

一人当差金壹円也

五十銭貯金、式拾八銭御サイ銭

メ有銭七十八銭（貯金）

昭和十五年十月十七日

規約例年通り

皇紀二千六百年、全国式典ヲ行イ、皇紀アル我帝国ノ

前途ヲ盛大ニ祝セリ。我方村ニテモ、諏訪神社ニ於テ

ハ御神幸ヲ執行イタシ、各氏子部落ヲ御廻リニナリ、

各氏子モ御供奉レリ。作ハ例年ヨリ平均四分落チ。

目出度終リタリ。目出度く

三瓶忠美ヨリ

矢内鹿蔵君御渡し候

山鳥（雄）壹羽 三瓶忠美氏ヨリ寄附サル

〔史料1-73〕昭和十六年

順廻

○矢内鹿造

出生 菅野清

○志賀清記

○志賀伝三郎

○志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

休養 志賀久蔵

○三瓶忠美

費用

一、金六円四拾銭也 御神酒貳升

一、金貳円也 豆腐二箱

一、金壹円也 御茶菓子

計金九円四拾銭也

一人差シ金壹円貳拾銭

式十銭貯金、参十銭御サイ銭

計金六十一銭貯金

昭和十六年十月七日

規約例年ノ通り

天候不順ニヨリ作柄二分作、野菜上結果也。白米一升

四十三銭。食糧ハスベテ配給ニテ、大人一人当四合、

女ハ三合四勺、子供ハ五才以下一合、六才以上拾才迄

テ一合六勺。一般労働ニ従事セザルモノ三合一勺ノ配給也。事變四年近衛内閣改造、東條大将内閣生レ、日米間ノ交渉野村大使・来栖大使当リ、大洋洋問題ノ平和解決ニ努力申也。出征ノタメ会ヒカケザルコト。山

追、山鳥一羽・キシ一羽、志賀喜義氏捕獲ス。

当前矢内鹿造ヨリ

菅野清殿へ目出度ク相渡シ申シ候也

〔史料1-74〕昭和十七年

順廻

○菅野清

○志賀主殿

○志賀伝三郎

○志賀喜代治

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

○志賀泰明

○三瓶忠美

○矢内鹿蔵

費用

一、金四円六拾銭也 御神酒貳升代

一、金壹円五拾銭也 豆腐一箱代

一、金壹円七拾銭也 山鳥(雌)壹羽

メ金七円八拾銭也

老人当八拾五銭也

御養錢四十六銭、有錢七十銭  
菅野清氏ヨリ金壹円也寄附サル  
計貳円拾六銭也貯金ス

昭和十七年旧十月十七日

規約例年之通り

本年ハ稀ナル豊作ニシテ大喜ビナリ。茲ニ大東亞戦争一周年ヲ迎ヒントシ、皇軍ノ戦果大イニ挙リ。銃前銃後一丸トナリ、英米倒ス最後ノ日マデ、何ガナンデモヤリ抜ク意気旺ナリ。食糧増産・木炭増産ノ奨励積極的ニシテ、過日モ炭山慰問ニ飴玉・塩引等を持参シ、役人達出張セリ。本年ハドコニテモ、サツマ芋タクサン收穫セリ。早魃ノ為、菜大根ハ思ハシカラズ。精米ノ石油モ配給少ナク、当部落ニテモ電気設置ノ運動ニ努力申ナリ。支那事變ニ続イテ、大東亞戦争ボツ発ノ為、極度ニ物資ハ欠乏シ、白米・麦・豆類ハ勿論、マツチ・片栗粉・塩・醤油・手拭・ズボン・紺地下タビ・餅・シヤツ等一切ハ隣保班ヲ通ジテ配給ナリ。「戦争ニ困難ハ付キモノナリ。国民ハ是非デモ、戦争ニ勝ツ為、資源不足ヲ克服シテ、更ニモ増産ニ力メラレタシ」東條英機首相ハカク訓ヘリ。目下昨日ヨリ警戒警報中ニシテ、夜間ハ灯火管制ス。看モ菓子モメッタ二口ニ入ラヌ時代トナリ。

ハト二羽 志賀喜代治・忠美

兔一羽 菅野清

山鳥一羽 三瓶忠美

カケス一羽 志賀泰明

前日一日山追シ、山鳥一・兔一・カケス三ノ狩猟アリ。

当前菅野清ヨリ

志賀主殿殿へ目出度相渡申候

〔史料 1-75〕 昭和十八年

順廻

志賀清記

○志賀伝三郎

○志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

○志賀泰明

出証 三瓶忠美

休ミ 矢内鹿造

出証 菅野清

費用

一、金六円九拾銭 御神酒式升

一、金参円也 豆腐二箱

一、金貳円参拾銭 山鳥一羽

計金拾貳円貳拾銭也

一人差金壹円六拾銭

一、金七拾八銭也貯金

昭和十八年旧十月二十四日

昭和拾八年度稲作は平年作の三割落ち、干害のため甚

だしき所有り。昭和拾八年拾月十一日小田代に電灯付

く。昭和拾八年十月二十七日より十一月八日迄のプー

ゲンヒル鳥仲海戦第五次迄統キ其の戦下、一、戦艦

四隻 撃沈、二、空母 三隻 轟撃沈、三、其ノ他軍

艦二十数隻轟撃沈、四、飛行機五百余機撃ツイ。ハワ

イ海戦ニ続く大戦下である。昭和十八年、比島・ビル

マ・印度が独立す。十一月万四十才以下の国民兵教育

有り。又兵役は万四十五才迄と成る。本年は例年より

寒は早し。十一月十八日夜る雪降る。初雪にて一寸ぐ

らへ。

山鳥一羽 志賀喜義

鳩一羽 菅野清

喜義・豊・伝の諸氏は山に狩、残り人は小田代・東山

間の道路修理。道路も今迄に無く完全に作る。

出証 志賀清記ヨリ

当者志賀伝三郎殿に目出度相渡申候也

〔史料 1-76〕 昭和十九年

順廻

○志賀伝三郎

○志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

○志賀泰明

出証 三瓶忠美

○矢内鹿造

出証 菅野清

○志賀清記

費用

一、金拾円 御神酒代

一、金四円 豆腐二箱

計金拾四円也

一人差金二円也

有錢四拾銭、之ハ会計預リ、次回ノ祭典ニ合計貯金ス

ルモノトス。

昭和十九年旧十月十七日

本年十月ヨリ特別攻撃隊生レ、米英両国ニ対シ痛撃ヲ

加へ、現今迄ニあたへたる戦果左ノ如シ、空母撃破六

十余、戦艦二十数艦余、其他艦多数。(山鳥一羽志賀伝)

本年ノ稲作ハ前年通り豊作ナルモ、取上不足成リ。一

段ト増産並馬力ガ入り、木炭ハホウシヨウ金付ニテ、

何所ニテモ木炭増産の様テアル。此時日本は数日ニ亘

リ空襲ヲ受ケテ居リ、重大以上ノ重大テアル。決戦ハ

最後ノ段階ニ入ッて居る。時昭和十九年ノ冬デアル。

本年度政府共出出来、小田代ニテ割当六十俵ナリ。然

ニ部落民協力一到シ目出度完了ス。十一月一日ヨリ煙

草ハ隣保班配給トナリ、一人一日卷六本・刻五瓦トナ

リ、煙草不足ニテ困難ヲ来ス。

当前志賀伝三郎殿ヨリ

志賀喜義殿へ目出度相渡候也

昭和二十年八月十四日

大東亜戦争ハ米・英・ソ・支ニ対シ、無条件降伏セリ。

○三瓶忠美  
○菅野清

〔史料1—77〕昭和二十年

順廻

○志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

○志賀泰明

○三瓶忠美

○矢内鹿造

○菅野清

○眞方秀義

○志賀清記

○志賀伝三郎

費用

以上

一、金拾七円也

一、金式拾円也

一、金參拾円也

計金六拾七円也

一人差金六円式拾銭也

眞方秀義氏新加入ニ付キ、一、金拾円也 寄付有リ

有銭計金拾四円式銭

イタチ皮一枚五円五十銭、計金十九、五二銭

○志賀泰明

○猪狩新

○常陸豊

宿○志賀伝

順廻

〔史料1—78〕昭和二十一年

大東亜戦争ハ此上終結セリ。聯合軍ニヨツテ陸海空軍、

並ニ陸軍省・海軍省・大本営ハ姿ヲ消シテ、今ハ大日

本建設ニ七千万国民が第一歩ヲ進ミ始メマシタ。今ハ

日本モ平和ニ立替ラントシテ居ル。物価ハ同テ高イ。

木炭ハ今所一俵八円七八十銭ナリ。日本ハ終結ト共ニ、

タイワン・満州・カラフト・チヨウセンヲ元通りニ返

還、本州・北海道・九州・四国ノミトナリ、食糧ハ配

給米麦ニ合五勺迄行カズ、食糧難ニ合ツテ居ル。例年

ニ無ク農作物ハ肥料不足ニテ、半作ニモ行カズ。

本年ノ山追ニハ、シギー・カケスニ

ケラー

イタチ一・カケス一

カケス一

山追ニハ山鳥ニモ出合ツテモ、獵ナク本日・

当前志賀喜義殿ヨリ

志賀伝殿へ目出度相渡候也

眞方秀義

三瓶忠美

志賀泰明

規約

一、祭典ニ付飯米ハ二度宿持トス

一、祭典ハ一日一夜ニ限ル

一、連中ニテ差合等有之、出合ハザル者へハ会費掛ケ

サルコト

○菅野清

○中川一郎

○志賀清記

○志賀伝三郎

○志賀喜代治

費用

一、金六拾式拾円也

〃 壹百円也

〃 九円參拾銭

メ金壹百七拾壹円式拾銭

老人当拾七円式拾銭也

差引一人さし十四円也

昭和二十一年旧十月十七日

前日山追致し、木鼠沓羽・菅野清氏、三瓶忠美・菅野

清両氏にて山鳥沓羽。更に当日志賀泰明・三瓶忠美両

氏にて山鳥沓羽の狩獵ありたり。本日新加入ノ為、中

川二郎氏ヨリ金參拾円也寄附ありたり。豆腐二丁売却

金拾円也、サイ銭八十一銭、有銭十九円五十銭貯金ス。

新加入

眞方秀義

御神酒式升

豆腐式箱代

酒參合代

御神酒式升

豆腐式箱代

酒參合代

一、差合等有之節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルコト。但シ祭典日ハ旧十月中ニ執行ノコト

以上

記録

本年ハ一般ニ豊作年ナリシモ、肥料不足ト水不足、加フルニ本年三月末迄ノ保有米ヲ全部供出シテ、ソノ為七・八・九月ハ特ニ食糧難ニ陥リ青刈セシ為、予想外ノ收穫ハ見ラレズ。夏頃ハ南瓜一メ目二十円セシモ、目下ハ甘藷等豊作ノ為買手モナキ様ナリ。白米一升八十円モセシガ、目下其ノ半値モセズ。木炭一俵二十五円、塩モ一升全値。米ハ配給値一升五円、サツマーメ目同値ナリ。大根公定一メ目三円五十銭。山鳥・キジ一羽壹百円。柿（小田代産）一メ目（公）二十円。林檎一個十円。地下タビ一足百五十円ヨリ二百円。衣料品ニ於テハ古着ト雖モ三四百円ヲ下ラズ。目下小田代ニ土方二十人程滞在、割山廿四尺掘下ケノ工事ニ着手中ナリ（坂ノ上リ口ヨリ平梨迄工費三万七百元）。終戦以來在外軍人並邦人ノ引揚ハ大体終了セシモ、未ダ南方殊ニ満州及ビシベリヤニハ何十万ト復員セザル者アリ。十一月三日ヲトシ、新憲法発布ニナリ、各戸祝酒ニ合宛配給ニナリタリ。敗戦後各地ニ鉄道ゼネスト：電産ゼネスト・教組ゼネスト、其他新聞ダトカ、炭鉱ダトカノ爭議猛烈ニ起コリ、或ハラヂオニ放送シナカツタリ、或ハ電気ヲ消灯シタリシテ騒立テタリ。戦後目立ツコトハ、食糧ノ欠乏ト闇売買ノ流行。若者方髪ヲ伸バスコト、煙草ヲ配給ダト言フノニ誰彼ナシニ

吸フコトダ。猟銃ノ修繕費ハ七百元〜千円ナリ。

志賀伝

常陸豊殿へ相渡申候

〔史料 1—79〕昭和二十二年

順廻

常陸豊

○猪狩新

○志賀泰明

○三瓶忠美

○菅野清

○眞方秀義

○中川一郎

○志賀清記

○志賀伝三郎

○志賀喜代治

○志賀伝

費用

一、金貳百六拾円也

々貳百円也

計金四百六円也

一人差金四拾円也

有銭サイ銭四、四〇銭、計三八、四十銭貯金

昭和二十二年十月二十三日

山追一日、山鳥一羽・カモ一羽・ス、メ六羽。志賀泰明・眞方秀義・菅野清・中川一郎狩猟。外ニ泰明君カ

ケス一羽、第一組ノ猟。第二組タカ一羽・ス、メ六羽・

チヨマー一羽。三瓶忠美・志賀喜代治・志賀伝三郎ノ狩

猟。近年ニナキ猟。本年度ノ作柄ハ、冷氣ニシテ水量

多ク、一般平年作也。肥料ノ方ハ、昨年ヨリハヤ、良

ロシキモ、反当八百匁位ニテ、結果ハ思フ様ニナラズ。

米ノ値段ハ供出一石一千八百円。木炭一俵五十五円

七十銭。雑五十三円五十銭。運賃ハ政府ニ於テ、一俵

七円ノ補助金ヲ出ス。キシ・山鳥一羽二百円、塩一メ

目（約三升）一百十円位、地下足袋ハ三百八十円ヨリ

四百貳拾円位。白米一升ノ暗値段ハ百貳拾円位。昨年

十一月二十三日、農地委員会設立。農家一家ノ耕作面

積、二町五反ノ制限ヲ受ケ、二町五反ヲ越ル田畑ハ、

小作者ニ売渡ス事トナリ、相当地主・小作間ニ争イア

ル事ト予想サレル。供出米ハ川内一千貳拾七俵、昨年

ノ約三倍トナル。十一月二十三日、各区ノ割当キマラ

ズ、同シ各戸ノ割当モ出来ナイ。供出モ相当困難ガ予

想サレル。

常陸豊より

猪狩新殿ニ相渡シ申候也

常陸隠居様ヨリ金拾円也

御祝儀トメ金四拾八円四拾銭貯金トス

〔史料 1—80〕昭和二十三年

順廻

○猪狩新

●志賀泰明

○三瓶忠美

○菅野清

●志賀清記

○志賀伝三郎

●志賀喜代治

○志賀伝

○常陸豊

費用

一、金七百六拾円也 御神酒貳升

〃四百円也 豆腐二箱

〃參百五拾円也 キジ一羽

計金壹千五百拾円也

差一人宛金壹百七拾円也

有錢貳百拾円也貯金

昭和二十三年旧十月十七日

山追一日、カケス二羽・ハト一羽。当日午前中、志賀泰明君、兔一羽・タカ一羽・リス一羽・チヨマー一羽ノ大獵。三瓶忠美君ハ兔一羽ノ獵。二人共獵天狗デ大イバリ。本年度ハ六・七月ニケ月、冷氣雨天続キニテ、稲發育悪ルク、作柄モ相当氣ツカカワレタガ、肥料昨年ニ倍スル配給ニテ、八月ヨリノ天氣ニ順々ト持チナホシ、平年作。米ノ供出ハ、昨年ヨリ少シスクナク、小田代部落デ四拾九俵供出。供出代金ハ早場米一石三千八百五拾三円也。山鳥一羽三百五拾円。地下足袋一足公定貳百円、圍値ハ六百五拾円。木炭一俵櫻壹百拾

六円、雜老百六円ノ高値ナリ。昭和二十三年十一月十

四日、日米戦争犯罪人東條大将、以下貳十五名ノ判決

云渡シ有リ。国際裁判檢事キーナン主席、絞死刑東條

大将以下七名、無期刑小磯大将以下十五名、七年体刑

等云渡サル。歴史の裁判ノ終リ。

猪狩新より

志賀泰明殿ニ目出度ク相渡シ候申也

今回ノ申合セデ、以後豆腐ハ志箱トスルコト

〔史料1—81〕昭和二十四年

順廻

志賀泰明

○三瓶忠美

○菅野清

○志賀栄

○志賀清記

○志賀伝三郎

○志賀喜代治

○常陸豊

○猪狩新

費用

一、金四百円也 御神酒二升

一、金四百円也 豆腐二箱

一、金貳百七拾円也 魚一貫匁

計金壹千七拾円也

差一人宛金百拾円也

有錢參拾円也貯金

昭和二十四年旧十月十七日

志賀栄氏ヨリ御神酒一升寄附あり

十六日山追一日行へ

三瓶忠美氏

志賀利之氏

菅野清氏ノ犬

山鳥一羽、狩獵アリ。

本年度ヨリ志賀栄氏加入スル。昭和二十四年度ノ狩獵

税金・村税共二四千貳百円納メル。近年ニ無ク大風ガ

強ク「キテイ」「アイロン」と名付ケラル。大風ノ為

ニ稲作ハ小田代ニテ三割落ニテ、全国ニテ貳百參拾万

石ノ減収ナリ。天皇様モ「キテイ」台風ニテ、屋根等

ガ吹キ飛バサレタ。

志賀泰明ヨリ

三瓶忠美殿ニ目出度相渡シ申候也

順廻

○三瓶忠美

○菅野伊佑

○志賀栄

○志賀英記

○志賀伝三郎

○志賀喜代治

○志賀弘

○常陸豊

○猪狩新

○志賀泰明

費用

一、金六百元也 御神酒二升

一、金四百元也 豆腐二箱

一、金貳百五十拾円 山鳥一羽

一、金壹百円也 肴

一、金壹百円也 お茶菓子

合計老阡四百五十拾円也

差一人宛金百五十拾円也

有錢五拾七円五十拾銭

昭和二五年旧十月十七日

十六日の山追は取やめ。現住猟者は三瓶忠美氏一人にして、山追出来ず、取やめとす。本朝横根山に積雪五分程度有。霜は後<sup>⑤</sup>かつたが、寒さは早い様だ。本年農作物は平年以上なり。木炭は目下檣極上二百五十拾円、山代金は一百四十拾円から五十拾円。

当前三瓶忠美氏ヨリ

菅野伊佐殿へ目出度相渡候也

〔史料1—83〕昭和二十六年

順廻

菅野清

・志賀栄

・志賀英記

・志賀伝三郎

・志賀喜代治

・志賀伝

・常陸豊

・猪狩俊二

・志賀貞夫

・三瓶忠美

費用

一、金八百円也 御神酒貳升

一、金四百元也 豆腐二箱

一、金貳百円也 肴

一、金参百円也 御茶菓子

計金壹千七百円也

一人当老百七拾円也

有錢参貳拾六円七拾銭也貯金トス

昭和二十六年旧十月十七日

十六日山追ヲ実施スル。

志賀喜義氏 山鳥一羽・リス一匹

志賀貞夫氏 キジ一羽

三瓶忠美氏 キジ一羽、以上ノ狩猟アリ。

本年度作柄ハ二割落チ。大東亜戦争終戦後六年目ニ、講和条約方成ル。昭和二十六年九月九日、米国「サンフランシスコ」ニ於テ行ハレタ。

菅野清ヨリ

志賀栄殿ニ目出度相渡申候也

〔史料1—84〕昭和二十七年

順廻

志賀栄

志賀留夫

志賀伝三郎

志賀喜代治

志賀弘

常陸茂

猪狩新

志賀貞夫

三瓶忠美

菅野清

費用

一、金壹阡壹百参拾円也 御神酒二升

一、金四百元也 豆腐二箱

一、金貳百七拾円也 肴

一、金 参百円也 御茶菓子

計金貳阡壹百円也

一人当り金貳百拾円也

有錢参拾六円也貯金

昭和二十七年旧十月十七日

前日ハ山追ヲ実施スル。三瓶忠美氏 キジ一羽・カモ

一羽、右ノ狩猟あり  
昭和二十三年度ノ申合せニヨリ、豆腐ハ壹箱トスルコト

志賀栄ヨリ

志賀留夫殿ニ目出度相渡シ申候

〔史料1—85〕昭和二十八年

順廻

志賀留男

志賀孫三郎

志賀喜義

志賀伝

常陸茂

猪狩充司

志賀貞夫

三瓶忠美

菅野清

志賀栄

費用

一、金貳千壹百貳拾円也

内訳

一、金九百七拾円也

一、金四百円也

一、金參百円也

一、金四百五拾円也

本年は山追の捕獲量豊富の為、キジ一羽常陸豊氏に金

參百円にて売渡す。志賀伝、都合上、久保田清記代人として山追に出猟せず。御茶菓子二百円に決る。

昭和二十八年旧十月十七日

前日山追を実施す。三瓶忠美、キジ雄・山鳥雄二羽、

志賀貞夫、山鳥雄一羽。何れも大猟。本年度は冷気甚

だしき為、冷害関係にて、本村は稲作其他の作物は、

皆無状態なり。恵たる事に<sup>(註)</sup>わ当部落に<sup>(註)</sup>わ、祖先以来相

続したる共有地あり。是は志賀松之助・志賀巳与松・

志賀久左衛門の三氏が、明治三十五年の大凶作を屈服

シ、納税を完納せしめ、其後大正九年志賀喜治郎世話

人として、植林に活動し、右三ヶ所に杉・檜を植樹し、

部落九名共同一<sup>(註)</sup>到して、其手入を完了したるものなり。

本年度大凶作に当り、此一部を薪炭材・用材とも、一、

金九百六万円にて売払へ、本年の凶作<sup>(註)</sup>機厄を掃解せり。

但シ志賀久三持を売払ふ。本年は全村に亘り、共<sup>(註)</sup>出米

は全免、闇米は一升金百八十円也が相場。

会費一人貳百円也、有錢貳百五拾八円也貯金ス

規約例年の通

志賀清記より

志賀伝三郎殿へ目出度相渡申候

昭和二十八年旧十月十七日

〔史料1—86〕昭和二十九年

順廻

○志賀伝三郎

○志賀喜代治

○志賀弘

○常陸豊

○猪狩充司

○志賀貞夫

○三瓶忠美

○菅野清

○志賀栄

○志賀留男

費用

合計金貳千壹百六拾円也

内訳

一、金壹千拾円也

一、金貳百五拾円也

一、金四百円也

一、金貳百円也

一、金參百円也

一人当り二百二十円

有錢百貳拾円貯金

山追ニ依リテ、三瓶忠美氏

志賀喜代治氏

志賀伝氏

志賀栄・猪狩俊二・志賀主殿氏ハキノ

コトリ

規約

一、来年度ヨリ山追ハ一時中止スルコトニ申合せスル

一、祭日ノ世話ハ宿ノ後光ニテスルコト

記録

六、七、八月中頃迄ハ非常ニ冷害ニテ心配シテ居タガ、其ノ後天候ハ良クナリ、二割落等ニ上リ、何ントカ減作ニテ収カクシタ。

志賀伝三郎ヨリ

志賀喜代治氏ニ目出度相渡シ候也

昭和二十九年旧十月十七日

〔史料1—87〕昭和三十年

順廻

○志賀喜代治

○志賀弘

○常陸茂

○猪狩俊二

○志賀泰明

○三瓶忠美

○菅野清

○志賀栄

○志賀英記

○志賀伝三郎

費用

合計金参阡貳百六拾円也

内訳

一、金壹阡拾円也

一、金貳百円也

一、金壹千四百五拾円也

御神酒

豆腐一箱

サカナ全部

一、金参百円也

一、金貳百参拾円也

一人当り差金参百参拾円也、余り四拾円也

一有銭六拾六円也

合計金壹百六円也

右に山下り代七拾円加イテ、有銭共壹百七拾六円也

一、前年の申合により山追はやらす

一、祭日の世話は宿の後光にてスル

記

一、本年は相変らず毎年の金つまりにて、思ふ様に金

は入らず。しかし、今年の豊作は全国的にて、農

作物は豆・小豆迄が今迄になく取れ、農家のケ一

キは何よりである。本年十一月末ワラビたいら方

面、小田代部落の山わけをやり、一人当り貳拾万

位にて各自切ったり、売ったりしました。本年は

豊作にて、川内村下川内にて御神幸有、前迄は小

田代迄来たるも、本年は東山迄しか来ず。

志賀喜代治ヨリ

志賀弘殿ニ目出度相渡シ候也

〔史料1—88〕昭和三十一年

順廻

宿○志賀弘

○常陸茂

○猪狩俊二

○志賀泰明

菓子代

山トリ壹羽

○菅野伊祐

○志賀栄

○志賀英記

○志賀伝三郎

○志賀喜代治

費用

一、金壹千拾円也

一、金五百円也

一、金貳百五拾円也

一、金壹千貳百八拾円也

一、金五百円也

一、金参阡五百四拾円也

一人当り差金参百五拾円也

有銭金六十六円也貯金す

昭和参拾壹年旧十月十七日

規約

一、祭典は一日とし、飯米は式度宿持とす

一、祭典は旧十月十七日とするが、差大旨等有之場合は、

談合の上祭典日を決することを得

一、連中にて差合等有之出会せざる者へは、会費掛さ

ること、以上

記録

本年は冷害にて、約五分作なり。目下大滝根は白く、

稲刈は早期に終りしも、三日毎の雨にて、ようやく昨

日・今日に至り、川内一帯に脱穀を初めたり。大小豆

共不作なれど、柿は毎多ク作あり。川内もオートバイ熱盛にして、時折事故もあり。小田代共有地も本年度松・モミ・栗材を売却して、愈々全伐の姿となれり。川内小学校講堂、目下鉄筋にて建設中なり。鳩山総理大臣自ら日ソ交渉におもむき、過日帰国せり。川内診療所にも、昨年より優秀外科医にて、可成の手術もする様になれり。

当前志賀弘より

常陸茂殿へ目出度相渡申候

〔史料1-89〕昭和三十三年

順廻

宿○常陸茂

○猪狩俊二

○志賀泰明

○三瓶忠美

○菅野伊祐

○志賀栄

○志賀英記

○志賀伝三郎

○志賀喜代治

○志賀弘

費用

一、金壹仟拾円也

一、金六百元也

一、金貳百五十拾円也

御神酒貳升

山鳥式羽

豆腐壹箱

一、金八百円也

一、金五百円也

メ金参阡壹百六拾円也

御祝儀金壹百円也、隠居として招待せるに付、常陸留

五郎翁より頂戴す

以上御賽銭共引、一人差シ金参百円也

有銭五拾五円なるも、金四拾五円也を志賀伝三郎氏御

寄付下され、金壹百円也として貯金す

昭和卅二年旧十月十七日

規約例年之通り

記録

本年は豊作なり。総理大臣岸信介、農業委員山井委員其他区内の幹部改選ありたり。八月には福島県知事佐藤善一郎氏当選せり。目下米は百十円。榎○上四百五十円が山渡しなり。大工賃金四百三十円にて、昨年より三十円高なり。バス賃も富岡迄十五円値上にて、一百五十円なり。一般に物価は騰りたるも、農家の懐具合芳しからず。二ヶ月前ソ聯にて人工衛星打上げは世界注視の的にて、本年の特筆すべき一つでせう。本年高沢巡査・板倉担当区主任がそれ／＼赴任せり。

当前常陸茂方

猪狩俊二殿へ目出度相渡シ申しました

〔史料1-90〕昭和三十三年

順廻

宿○猪狩俊二

御肴

御菓子

○志賀貞夫  
○三瓶忠美  
○菅野伊祐

○志賀栄

○志賀英記

○志賀伝三郎

○志賀喜代治

○志賀弘

○常陸茂

新加入 鈴木豊

費用

一、金九百八拾円也

一、金貳百五十拾円也

一、金貳百五十拾円也

一、金壹仟四百八拾円也

一、金五百円也

メ金参阡四百六拾円也

御祝儀 金五百円也 鈴木豊氏ヨリ頂戴スル

差引金貳仟九百六拾円也

一人当り参百参拾円也

有銭五拾八円也貯金スル

昭和三十三年旧十月十七日

〔史料1-91〕昭和三十四年

順廻

志賀貞夫

御神酒貳升

キジ一羽

豆腐一箱

御肴

御菓子

〔史料 1-92〕昭和三十五年

菅野伊祐殿二目出度相渡シマシタ

順廻

○三瓶忠美  
○菅野伊祐

三瓶忠美

○志賀主殿

菅野伊祐

○志賀泰臣

志賀栄

○志賀喜代治

志賀英記

○志賀伝

志賀伝三郎

○常陸豊

志賀喜代治

○鈴木豊

志賀弘

○猪狩新

常陸茂

費用

御祝儀たこ及さんま 鈴木豊氏より

一、金九百八拾円也 御神酒貳升

一、金貳百五拾円也 キジ一羽

一、金貳百五拾円也 豆腐一箱

一、金壹仟円也 ブタ肉

一、金五百円 御菓子

合計金貳仟九百八拾円

有銭金七拾貳円也

一人当り金參百參拾円也

貯金八拾貳円也

昭和三十四年旧十月十七日

志賀貞夫から

三瓶忠美殿二目出度相渡し申しました

〔史料 1-93〕昭和三十六年

順廻

○菅野清

○志賀栄

志賀栄

○鈴木豊

○志賀英記

○志賀伝三郎

○志賀喜代治

○志賀弘

○常陸茂

○猪狩俊二

志賀泰明

○三瓶忠美

費用

一、金壹仟拾円也 御神酒二升

一、金參百五拾円也 トリ一羽代

一、金貳百五拾円也 豆腐代

一、金六百六拾円也 ブタ肉代

一、金百貳拾円也 サンマ代

一、金五百円也 お茶菓子代

合計金貳仟八百九拾円也

一人当り差費金參百貳拾円

昭和三十五年旧十月十七日

記録

本年は豊作なりしも、台風で耕地整理の田圃も一面こ

われた所を見られた。今朝初雪。

昭和三十六年旧十月十七日

菅野清氏ヨリ

志賀栄殿へ

〔史料1-94〕昭和三十七年

順廻

○志賀栄

○鈴木豊

○志賀清記

○志賀伝三郎

○志賀喜代治

○志賀弘

○常陸茂

○猪狩新

○志賀貞夫

○三瓶忠美

費用

一、金九百弍拾円也 御神酒二升

一、金七百五拾円也 山鳥二羽

一、金弍百五拾円也 トーフ代一箱

一、金五百円也 御菓子代

一、金壹仟円也 魚代

合計金参仟四百弍拾円也

一人当り費用参百四拾円

有錢弍拾八円、①氏カラ六拾円頂戴スル

記録

小田代道割山を七米をさげる工事が始め、伝氏ノ門口  
迄道路幅をひろげる事ははれて居る。耕地整理第二年  
後になり、米の収入が多く成りました。道ノ下川線工  
事四百五拾万ノ大和田建設に依り、作業が進められて  
居る。

一、オリンピック十月十日ヨリ開会ス。

昭和三十七年旧十月十七日、十一月十三日

〔史料1-95〕昭和三十八年

順廻

宿 鈴木豊

志賀英記

志賀泰臣

志賀喜代治

志賀弘

常陸茂

猪狩俊二

志賀泰明

三瓶忠美

志賀栄

費用

一、金九百七拾円也 御神酒二升代

一、金七百弍拾円也 兎肉代

一、金百弍拾五円也 豆腐五丁代

一、金五百円也 御茶菓子代

一、金壹仟六百元也 肴代

合計参千九百拾五円

一人当り四百五拾円也

有錢百八拾参円也

①氏ヨリ酒一升・生菓子頂戴ス

記録

一、ケネディ大統領暗殺サレル。

昭和三十八年旧十月十七日

〔史料1-96〕昭和三十九年

順廻

志賀英記

志賀伝三郎

志賀喜代治

志賀弘

常陸茂

猪狩俊二

志賀泰明

三瓶忠美

志賀栄

鈴木豊

費用

一、金九百七拾円 御神酒

一、金四百五円 サトウ代

一、金七百六拾五円 袋菓子

一、金壹百五十拾円

○猪狩俊二

猪狩俊二

一、金壹百貳拾五円

○志賀泰明

○志賀泰三

一、金壹阡五百円

○三瓶忠美

三瓶忠美

一、金七百円

○志賀栄

○志賀栄

一、金壹百五十拾円

○鈴木豊

鈴木豊

一、金貳百五十拾円

○志賀英記

○志賀英記

一、金貳百五十拾円

費用

○志賀伝三郎

一、金壹阡貳百円

タコ

一、金壹阡五十拾円也

御神酒代

費用

一、金六百円

魚

一、金五百円也

袋菓子代

一、金壹阡貳拾円也

御神酒

合計金七阡六拾五円

魚

一、金豆腐

参百円也

一、金五百円也

袋菓子

差費一人当り五百円

一、金タコ・魚代（イカ）

壹阡五百円

一、金参百円也

トーフ代

差引式千六拾五円ハ遷宮費ヨリ負担スル

一、金ブタ肉

壹阡円也

一、金壹阡七拾円也

魚代

費用一切ヲ遷宮費ヨリ負担スルコトヲ決定スル

合計金四阡参百五十拾円也

一、金壹阡四百円也

ブタ肉代

有銭参拾円

一人当り五百円也、有銭貳百円也

一、金壹阡四百円也

トリ二羽

記録

記録

計金五阡貳百七拾円也

昭和三十九年旧十月十七日、金比羅神社・山祇神社、  
雨覆修理遷宮ヲ行フ。昭和三十九年十月十日、東京オ  
リンピック開幕スル。本日祭典に有銭参拾円を加へ、  
金五阡四百七拾五円也貯金す。

本年度の前半期は低温にして、稲作完全でない。然し  
後半は日照多く、大豊作の夢を見る。  
一、福島ニテ博覧会ガ開ク（九、二四日）

一人当り出費五百五十拾円、有銭六拾五円也  
貯金参百貳拾五円也  
御神酒壹升 志賀伝三郎氏ヨリ

〔史料1-97〕昭和四十年

順廻

順廻

記録

- 志賀伝三郎
- 志賀喜代治
- 志賀弘
- 常陸茂

- 志賀喜代治
- 志賀盛
- 志賀盛
- 常陸茂

〔史料1-98〕昭和四十一年

志賀喜代治氏に目出度ク相渡シ申候也  
異議ナク欠席シタル者ニ差費ヲ附加エルモノトスル。  
今年カラ実施スルコトニ決議スルモトスル。午前中金  
員ニテ神道造リヲ実施スル。八雲神社迄の間ヲ行ツタ。  
小田代供米ハ史上最高ノ二八四俵テアル。其ノ代金一  
九八八、〇〇〇円トナル。  
昭和四拾壹年旧十月十七日

〔史料1-99〕昭和四十二年

順廻

志賀弘

○常陸茂

○猪狩新

差合 志賀泰明

○三瓶忠美

差合 志賀栄

○鈴木豊

差合 志賀英記

○志賀伝三郎

○志賀喜代治

費用

一、金壹仟壹百円也

一、金参百六拾円也

一、金参百円也

一、金壹仟四百貳拾円也

一、金五百円也

一、金六百円也

合計四二八〇円也

一人当り六〇〇円也

有銭五〇円也

御神酒壹升 志賀伝三郎氏より戴く

記録

(地方自治法 学校教育法) 自治制及中学校施行二十周年記念行事アリ。福島県水

稲史上最高の取量である。小田代では四斗俵三三五俵

供米スル。永雨の為発芽スルモ其ノ代金八一俵七八〇〇円。

昭和四十二年旧十月十七日

〔史料1-100〕昭和四十三年

順廻

常陸茂

✓猪狩俊二

✓志賀泰三

✓志賀栄

✓志賀美

✓鈴木豊

✓志賀英記

✓志賀泰臣

✓志賀喜代治

✓志賀弘

費用

金壹仟壹百六拾円 御神酒二升

金五百円也 御菓子

金参百円也 トーフ

金壹仟八百円也 タコ・イカ

金五百円也 ブタ肉

メ四仟貳百六拾円也

一人当り五百円也

有銭参百拾壹円貯金

御祝儀清酒壹升 久保田寿郎氏

一、金五百円御祝儀 三瓶忠美氏  
記録

川内村議補充選挙アリ。第七区ヨリ久保田寿郎氏当選スル。明治百年行事。大学フン争アリ。第三次佐藤栄作内閣出来ル。

昭和四十三年旧十月十七日

〔史料1-101〕昭和四十四年

順廻

○猪狩俊二

○志賀泰三

○三瓶忠美

○志賀栄

○鈴木豊

○志賀英記

○志賀泰臣

○志賀喜代治

○常陸茂

費用

金壹仟壹百六拾円也 御神酒二升

金五百円也 御菓子

金参百円也 トーフ代

金五百円也 ブタ肉代

金壹仟貳百円也 魚代タコ

合計金参仟六百六拾円

一人当り四百円也

有銭二十円也

記録

本年度七月廿三日、川内村に農業電話開通した。去七月十六日アポロ十一号が月表面に初の人類着陸した。十一月十八日アポロ十三号が第二回目着陸した。

当前猪狩俊二宅ヨリ

志賀泰明氏へ目出度相渡シ申シ候也

〔史料 1—102〕 昭和四十五年

順廻

志賀泰三

三瓶忠美

志賀栄

鈴木豊

志賀英記

志賀泰臣

志賀喜代登

志賀盛

常陸茂

猪狩俊二

費用

一、金壹千参百六拾円

一、金壹千円也

一、金参百円也

一、金貳千円也

一、金五百円也

合計五千壹百六拾円也

差し一人当り六百円也

貯金参百円也

記録

一、川内村役場新築八月竣工式。  
一、三年連続の大豊作。

一、米一升二百円にて豊富にあり、減反調製する段階に入る。一割減反する。

一、佐藤内閣第四選成立スル。

一、川島正次郎死去、四五、十一月。

例年になき大雪が本日降り始め、七五三のお祝慶々、現在の積雪は十裡内外になる見込なり。本年は寒さ雪とも早々来て、出稼は皆村を離れて県外へ転出してゐる現況なり。

志賀泰三氏より

三瓶忠美氏、目出度相渡シ申シ候也

昭和四十五年十月（旧）十七日

〔史料 1—103〕 昭和四十六年

順廻

宿 三瓶忠美

志賀英記

志賀泰臣

志賀喜代登

志賀盛

志賀盛

志賀盛

志賀盛

志賀盛

志賀盛

プタ肉代

常陸茂

猪狩俊二

志賀泰三

費用

一、金壹千参百六拾円也

一、金参百五拾円也

一、金参阡円也

一、金七百円也

一、金参百円也

計五阡七百拾円也

老人さし七百貳拾円也

有銭壹百参円也

昭和四十六年旧十月十七日

規約

一、祭典は一日とし、飯米は式度宿持とす

一、祭典は旧十月十七日とするも、差合等有之場合は、談合の上祭典日を決することを得

一、氏子にて差合等有之出会せざる者へは、会費かけざることを、以上

記録

台風二十三号（八月三十日）の被害は、曾てなき豪雨にて、水の氾濫は村内、特に七区八区をおそい、山崩れ、道路の決壊、家屋の浸水は遂に知事・建設省より

の大きかりな調査となり、川内村の被害総額は実に三億五千万円のボー大なる数字を記録するに至り。河川・道路・耕地の復旧は、向ふ四ヶ年を要す工事となれり。

御神酒貳升

豆腐壹箱

御肴代

豚肉

鶏壹羽

雨量五百七ミリ、台風前からの不順天候は、又稲作も五分作とゆう凶作となり、大根一本六、七十円も値上がりし、耕作意欲をそぐこと甚だし。目下秋までも終り、供出米は四等・五等或は等外と品質も悪く、大興電気の入夫に出たりして、現金収入をはかつて働いて居る。小田代の蕨平方面の橋も七ツも大興電気で架替へてくれるわけだ。本日は新暦の十二月四日、あと幾日もなくして、お正月となる。各自の健康をのぞむ。

当前三瓶忠美より

志賀英記殿へ目出度たくお渡しいたしました

〔史料1—104〕昭和四十七年

順廻

宿 志賀英記

志賀泰臣

志賀喜代登

志賀盛

常陸茂

猪狩俊二

志賀泰三

三瓶忠美

費用

一、金壹阡参百貳拾円

〃参百五拾円

一、金御倉代

一、金鶏・ウサギ代

御神酒貳升代

豆腐一箱代

参阡円也

参千円也

一、金御菓子代 四〇〇円也  
一人当り差シ壹阡円也

昭和四十七年旧十月十七日

規約例年の通り

記録

田中首相の第一次選挙を十二月十日に行ひ、当第三区にても七人立候補に対し、三人の議席を争ふ段階となりました。今年の作柄は、例年になく天候も良く、品質・量ともに勝り、供米も大幅に上廻り、農家もほくく〴〵の情勢なり。

当前志賀英記より

志賀泰臣殿へ相渡候也

〔史料1—105〕昭和四十八年

順廻

宿 志賀泰臣

志賀喜代治

志賀盛

常陸茂

猪狩俊二

志賀泰三

三瓶忠美

志賀英記

費用

一、金七百五拾円也

一、金五百円也

御神酒一升代

豆腐一箱代

御神酒一升代

豆腐一箱代

一、金八百円也 菓子代  
一、金壹阡円也 肉代

一、金貳阡四百円也 魚代一式

一、金八〇〇円 トリ一羽代

一人当り八〇〇円

昭和四十八年旧十月十七日

規約例年の通り

記録

夏期に雨量少く、近年に無い水不足と成るが、米作はまた近年に無い大豊作である。一昨年の二十三号台風による被害は、小田代部落内も復旧致しました。

価格表

- ・米一俵 一万円也
- ・一日日給 二阡円〴〵二阡五百円等がある
- ・タバコは反 一九万〴〵二一万等
- ・蚕キロ 二阡円〴〵二阡二百円
- ・有銭 二百二十円也

〔史料1—106〕昭和四十九年

順廻

○志賀喜代治

○志賀盛

○常陸茂

○猪狩俊二

○志賀泰三

○三瓶忠美

○志賀英記

○志賀泰臣

費用

一、金壹阡八百六拾円也

一、金六百円也

一、金貳阡四百円也

一、金壹阡貳百円也

一、金壹阡壹百參拾円也

一、金九百四拾四円也

合計八一三四円

一人当り一三〇〇円

有錢五一六円也、トリ一羽二二〇〇円

酒二升 久保田寿郎、酒二升 菅波長吉氏ヨリ頂戴す

る。

記録

今年度の作況は半作の米作で、一大凶作である。物値は米一俵一五〇〇円、日級は三三〇〇円。

昭和四十九年十一月三十日、旧十月十七日

志賀盛氏に申送るもの也

志賀喜代治

〔史料 1—107〕昭和五十年

順廻

○志賀盛

○常陸茂

○猪狩俊二

○志賀泰三

○三瓶忠美

○志賀英記

○志賀泰臣

○志賀喜代治

費用

金貳千円也

金六百円也

金菓子代

金壹阡七百円也

金參阡六百円也

合計九一〇〇円也

一人当一三〇〇円也、有錢七〇円也

酒代一二八〇円也

右は諏訪神社ヨリ御神酒代として頂戴する

貯金一三六〇円也

規約は例年通りとする

記録

一、小田代線工事にして三月完成見込

一、産業文化祭 一一、十四、十五日

例年になく夏は異常乾燥にして、秋は不順にして取込

順調ならず。

昭和五〇年十月十七日

志賀盛氏より

常陸茂氏目出たく相渡シ申し候也

〔史料 1—108〕昭和五十一年

順廻

常陸茂

猪狩俊二

志賀泰三

三瓶忠美

志賀英記

志賀泰臣

志賀喜代登

志賀盛

費用

金貳千円也

金六百円也

金菓子代

金壹千六百円也

金七百円也

金參千五百円也

合計九千六百円也

一人当り壹千貳百円也、有錢一五〇円

御祝儀箭内西治氏より清酒一升頂き

記録

・昭和二十八年の大不作を生じ、川内村でも米・タバ

コの大減収を見るに至て、又小田代でも舗装工事と

交通は一段と便利を良くした。

・村長任期満了になり、当部落より志賀清記氏立候補

し、当選する。

・国会も改選あり。三区より齊藤邦吉・菅波茂・上坂

昇当選ス（十二月五日投票）。

昭和五十一年旧十月十七日

当前常陸茂氏より

猪狩俊二宅へ目出度く相渡し候也

〔史料1—109〕昭和五十二年

順廻

宿 猪狩俊二

志賀泰三

三瓶忠美

志賀英記

志賀泰臣

志賀喜代登

常陸茂

費用

一、金貳千六百六拾円也 御神酒二升分

一、金七百円也 豆腐十丁分

一、金壹千六百円也 豚肉一K分

一、金六百円也 鳥肉代

一、金貳千円也 御菓子代

一、金魚代 五千六〇〇円也

合計金壹万貳千六百六拾円

一人当り差費千八百円也

御祝儀として西治魚店より一升頂戴致しました

有銭一〇〇円、貯金は一五一〇円とする

規約は例年通り

記録

一、史上六番の豊作とか、余り米の消化、来年度の減

反調整と農家には深刻なり。

一、二〇〇カイリ漁業問題、魚はかつてない高値を呼

ぶ。

一、村にて産業文化祭を開催。

日当は五〇〇〇円にて、米は一万七〇〇〇円、ガソリ

ンレ一二〇円。世は正に不況の波を押し寄せる現況なり。

注、一人当りの差し一八〇〇円なりしも、二〇〇〇円

にし、残一四〇〇円を有銭とも貯金する

昭和五十二年旧十月十七日

当前猪狩俊二より

志賀泰三氏に目出度く相渡候也

〔史料1—110〕昭和五十三年

順廻

志賀泰三

三瓶哲夫

志賀英記

志賀泰臣

志賀喜代登

志賀盛

常陸茂

猪狩俊二

費用の部

金、御神酒代二升分 二一六〇円也

金、七〇〇円也 トーフ代

金、豚肉代一K分 二五〇〇円也

金、菓子代 二四〇〇円也

金、鳥肉代 一五〇〇円也

金、魚代 三一五〇円也

合計金額一万三千九〇〇円也

一人当り差し二千円也

有銭二四〇〇円、一人当りの差し残り九〇〇円にて、

併せて、貯金三三〇〇円也

記録

近年にない豊作にして、米・タバコも大収入なり。目

下米代金六〇K当り一七〇〇〇上にして、五〇万トン

の余り米を政府は処分に頭痛の種とか？日当は男六千

円前後也。葉タバコは上位級は一六〇〇円位、五等な

どは値下げとなり四〇〇円前後なりし。本日は箭内西

治氏、又志賀盛氏より御祝儀一升つ、頂戴致しました。

昭和五十三年十月十七日（旧）

志賀泰三氏より

三瓶哲夫氏目出度相渡申し候也

〔史料1—111〕昭和五十四年

順廻

三瓶哲夫

志賀英記

○志賀泰臣

○志賀喜代治

○志賀盛

常陸茂

○猪狩俊二

○志賀泰三

費用

御神酒代二升分 金二二六〇円

御魚代 金五五〇〇円

肉代 金一一六〇円

トウフ代 金七〇〇円

山鳥代金 金一五〇〇円

御菓子代 金一二〇〇円

合計一二三二〇円

一人当り金一五二七五〇銭

御祝酒老升 とのぶ魚店

有銭金二九〇円、貯金五七〇円

今年度は差合一人あり、七人会計一人当り一八〇〇円

貯金に三五〇円加算する

昭和五十四年旧十月十七日

三瓶哲夫氏より

志賀英記氏に目出度相渡しました

〔史料1-112〕昭和五十五年

順廻

志賀英記

○志賀泰臣

○志賀喜代登

志賀盛

○常陸茂

猪狩俊二

○志賀泰三

○三瓶忠美

費用

御神酒代二升一□ 三阡式百円

御魚代 八五六〇円

肉代 一四五〇円

トウフ代 七〇〇円

山鳥代金 三七〇〇円

御菓子代 二四〇〇円

ガソリン代 三〇〇〇円

一人当り三七〇〇円也

合計二一八一〇円

御祝儀酒一升 トノブ魚店

有銭百七拾円、貯金五六〇円

記録

本年は村長・村議の選挙、衆議院・参議院選挙、六月二十二日。七月より異状<sup>㊦</sup>気象で、稲作は大凶作、皆無同様であった。反当り五k〜一〇kであった。十月十一日小田代共有林五〇五立木売却、一阡二百六拾八万也。

志賀泰臣に目出度く相渡し候也

〔史料1-113〕昭和五十六年

順廻

志賀泰臣

○志賀喜代治

○志賀盛

○常陸茂

○猪狩俊二

○志賀泰三

○三瓶忠美

○志賀英記

費用

御神酒代二升 三千六百六拾円

御魚代 一〇五〇〇円

豚肉代 二二五〇円

トリ肉代 一〇〇〇円

お菓子代 二七五〇円

トーフ代 八〇〇円

合計二〇九六〇円

一人当り一六〇〇円也

有銭五五〇円、貯金三九〇円

志賀清記様より金三〇〇〇円御祝儀戴ました。

猪狩忍様より御清酒二升・金五〇〇〇円戴きました。

佐久間彦一様御清酒二升戴きました。

酉治魚店より御清酒一升戴きました。

記録

本年は二年連続凶作<sup>㊦</sup>と思つたが、天候快福<sup>㊦</sup>して、村平

均七分作となった。志賀盛氏ユカ板寄布、志賀泰明氏ユカ板カンナカケてくれた。

昭和五十六年旧十月十七日、新暦十一月十三日

〔史料1-114〕昭和五十七年

順廻

志賀喜代治  
志賀盛  
常陸茂  
猪狩俊二  
志賀泰三  
三瓶忠美  
志賀英記  
志賀泰臣  
費用

清酒三升 前年度クリ越の事  
トリ肉 一六〇〇円  
カシ代 二五〇〇円  
フタ肉 二〇〇〇円  
焼トウフ 四四七円  
トウフ 九〇〇円  
魚代 一〇一〇〇円  
計一七五四七円  
一人当り二五〇〇円  
有銭共に貯金三〇六三円  
御神酒老升 元部屋様

三年続けて不作であった。今年は六十%の収入であった。

昭和五十七年十二月二日

当前志賀喜代治より

志賀泰臣殿へ目出たくお渡しいたしました

〔史料1-115〕昭和五十八年

順廻

宿 志賀盛  
常陸茂  
猪狩俊二  
志賀泰三  
三瓶忠美  
志賀英記  
志賀泰臣  
志賀喜代登  
費用

清酒二升代 二千七〇〇円也  
トリ肉代 一〇〇〇円也  
豚肉代 二〇〇〇円也  
トーフ代 八〇〇円也  
魚代 八〇五〇円也  
御菓子代 二〇〇〇円也  
合計老万六千五百五拾円  
一人当二一〇〇円也、御養錢一〇〇〇円  
残金二二五〇円を貯金する

御祝儀チップ会社ヨリウイスキー二本、西治魚店ヨリ一升頂戴する。

記録

一、三年連続の不作に今年はなんとか？平年作になり、

農家にも明るい表情となる。

一、田中角栄の最終判決になり、国会は解散する見通

する多く、十二月一八日選挙の段階に入る公算多

し。

現在の日当は男八〇〇〇円、女は五〇〇〇円位。米は一万八〇〇〇円也。台風も少くまずくの年でありました。

昭和五十八年十月十七日(旧)

志賀盛宅より

常陸茂宅へ目出度相渡シ候也

〔史料1-116〕昭和五十九年

順廻

常陸茂  
猪狩新  
志賀泰三  
三瓶忠美  
志賀英記  
志賀泰臣  
志賀喜代登  
志賀盛  
費用

豚肉 一五〇〇円

とり肉 一〇〇〇円

トーフ代 八〇〇円

お菓子代 二四〇〇円

肴代 九九二〇円

計一五六二〇円也

有銭七〇〇円、一人当り二〇〇〇円、貯金一〇八〇円

御神酒ハ猪狩忍氏より清酒三升・ウエスキーボトル二

本、酉治魚店清酒一升戴きました。

記録

今年は春より異状<sup>（注）</sup>気象で心配されたが、五年ぶりの大豊作と成り、明るい表情で秋の取入れを見る事が出来た。夏は猛暑が続き、八王子子では観測史上最高と三九・四度を記録、本村でも三五・七度を記録した。

昭和五十九年旧十月十七日（旧暦）

新暦十一月九日（金曜日）

常陸茂宅より猪狩新宅へ、目出度く相渡し候也

〔史料117〕昭和六十年

順廻

宿〇猪狩新

志賀泰三

〇三瓶忠美

〇志賀英記

〇志賀泰臣

〇志賀喜代登

志賀盛

〇常陸茂

費用の部

一、御神酒式升 二七六〇円

一、とうふ一箱 八〇〇円

一、とり肉 一〇〇〇円

一、豚肉 一五〇〇円

一、お菓子 二四〇〇円

一、肴代 七四〇〇円

計一五八六〇円

一人さし二二〇〇円也

有銭八百八拾円也

清酒一升 酉治肴屋より頂戴しました

規約

一、祭典は旧暦十月十七日とし、宿は順廻りとし、二

回の食事は宿持とし、費用は頭割とす

一、出会せざる者へも割当てること

一、祭典の十七日前の日曜日を祭日と決定し、宿に

都合ある場合は後日日曜日とする。

一、八雲神社祭日は、二月第一日曜日と決定する

記録

二年続きの豊作で大いに助かった。アマチャヅルの栽培が今年より盛んになった。共有地の立木を川内森林に売却（字小田代）、一戸当り九十万円。新聞の報ずるところによれば、来年は更に減反するようなり。上越新幹線及東北新幹線の上野来入は三月十四日実施す

る。築波<sup>（注）</sup>化学万博は三月十六日から九月十四日迄実施する。二阡万人を越す。

昭和六十年旧十月十七日

宿猪狩新より

志賀泰三様へ目出たくお渡しいたしました

〔史料118〕昭和六十一年

順廻

宿〇志賀泰三

〇三瓶忠美

〇志賀英記

〇志賀泰臣

〇志賀喜代登

〇志賀盛

〇常陸茂

〇猪狩新

費用

一、御神酒二升 二七六〇円

一、トーフ 八〇〇円

一、とり肉・豚肉 二五五三元

一、魚代 七二〇〇円

一、お菓子代 二四〇〇円

計一五七二三元

有銭一阡四百拾円也、一当り<sup>（一人前）</sup>二〇〇〇円也

貯金一七〇〇円

清酒一升 酉治魚店より頂戴しました

昭和六十一年は稲は普作<sup>（普通作）</sup>。一番国内で困った事は、円高と言やつかいな事情が続き、各家庭では多少の電器<sup>（電器）</sup>料や電話代が四割ぐらい安く成り、ガソリン類も安く成り良い様ですが、全般的には不凶<sup>（不凶）</sup>続で新しい進歩は見られそうも有りません。供出米は昨年と同様でした。

昭和六十一年十一月十六日

志賀泰三より

三瓶忠美様江目度相渡し候也

〔史料1-119〕昭和六十二年

順廻

宿 三瓶忠美

志賀英記

志賀泰臣

志賀喜代登

志賀盛

常陸茂

猪狩サク

志賀泰三

費用

一、御神酒二升 二七六〇円

一、トフ一〇ヶ 八〇〇円

一、和菓子代 二四〇〇円

一、魚代 七〇〇〇円

一、トリ肉・豚肉 二五〇〇円

計一五六〇〇円也

有銭六八〇円、有銭共一〇八〇円也

一人当り二〇〇〇円也、貯金一〇八〇円也

清酒一升 西治商店ヨリ

記録

一、今年は例年にない。十一月廿八日初雪五ミリぐらい降って、十二月一日朝から雪が降って、夕方まで十五糎ぐらい積った。又、十二月六日昼までに十七糎積って、まだ降り続いて居る。

一、国会は十一月六日、中曽根内閣から竹下登氏に内閣<sup>（内閣）</sup>変った。

一、米・たばこが値下りした。米一俵一ト米、一八〇七〇円。

昭和六十二年十二月六日、旧十月十六日

三瓶忠美氏より

志賀英記宅に目度度く相渡し候

〔史料1-120〕昭和六十三年

順廻

志賀英記

志賀泰臣

志賀喜代登

志賀盛

常陸茂

猪狩サク

志賀泰三

三瓶忠美

費用

一、御神酒二升 二七六〇円

一、トフ代 八〇〇円

一、御菓子代 一六〇〇

一、魚代 四五〇〇円

一、トリ肉代 二四二五円

一、豚肉代 一五〇〇円

計一四三八五円、有銭七六〇円也

有銭差引き  
一人当り一七〇〇円也

貯金なし

規約

一、例年通り

記録

一、今年も例年にない初雪が、十一月十八日、一寸ぐらい積った。福島気象台では作<sup>（昨年より）</sup>より六日早く、平

年より一週間早いとゆう。

一、今年は五十五年冷害より下廻る。川内村は二分作

なり。たばこは三分作ぐらい。

一、川内村長選挙

現 遠藤一雄 一三? ? 票

議長 渡辺尊之 一四? ? 票

渡辺尊之、村長の座にすわった。川内高原開発

株式会社<sup>（公社）</sup>発足。会長は村長・渡辺尊之、代表取締役、

議長・秋元彊、山口實、監査役・山下和正。

右記の通り

昭和六十三年十一月二十日

志賀英記宅より

志賀泰臣宅に目度度く相し候なり

〔史料2〕大正八年・御神幸記録

(表紙・横紙)

大正八年七月二十八日

御神幸記録

猪狩積謹記

大正八年閏七月廿八日御祭典執行、同日御神幸、廿七日定祭タリ。然ルニ郡長田中得太郎殿臨祭都合ニ依リ一日延テ、即チ廿八日祭典トシ、郡長外式名ノ供随員(郡書記)、郷社々司久保田保之助殿外六名ノ神職臨席祭典執行。種々ノ供物沢山・捧(数不明)、社司・来臨ノ神職、奉詞奏シテ夫ヨリ御神幸、坂シ内御飯屋ニ御休、町組ニテ御神酒献、夫ヨリ田沢マテ行、安良宿元学校ニ御宿リ、供随員ハ佐久間長造氏宅ニ御休ミ帰ル。学校ニ御飯屋ヲ設ケ、庭内ニ(ヤケラ)ヲ立テ、大踊リ等アリテ賑々敷御座イマシタ。廿九日ハ朝原屋敷ヲ廻ツテ、東山姥社へ御休、朝<sup>□</sup>御神酒捧ケ、尚供方へ連レトモ御神酒頂戴アリ。夫ヨリ小田代へ御神幸。

小田代御神迎寄附及御飯屋設置記録

一、男女ノ別ナク一致協力ヲ以奉迎スルコト

一、掃除等ニハ一戸一名ニ限ラズ、心神ヲ旨トシ出来得ル限り手伝スルコト。

道掃除ハ三日間モ掛リテ、志賀ノ氏神稲荷社ニ御飯屋

- |  |        |       |
|--|--------|-------|
| ヲ設、平梨ヨリ熊吉氏ノ門、久蔵氏ノ門、稲荷社マテ盛沙ヲ致シ、屋敷中ハ所々ニ松ヲ立テ、縄ヲ張り、紙ヲハサミ、不浄ニハ青木ヲ立テ沙ヲマキ、又ハ布ヲ張り、糸立等ヲ廻シタルハ、実ニ心地能クアリマシタ(他ノ屋敷ニテモ松立テメ張りマシタ)。 | 貳升     | 猪狩亀吉  |
| 一、御神幸ノトキハ蒔糯スルコト  | 貳升     | 常陸豊治  |
| 一、御神酒悉升供ルコト  | 壹升     | 志賀久蔵  |
| 一、供物ヲ献スルコト   | 貳升     | 志賀タネ  |
| 一、神職社司一人、其他役廻リ御供方一同ニハ、砂糖糯ヲ馳走スルコト   | 貳升     | 常陸タメ  |
| 一、準備宿心神志賀保宅  | 貳升     | 猪狩タキ  |
| 一、御供致シテ帰り其他計算等ニ酒壹斗宛ルコト   | 貳升     | 志賀チヨ  |
| 一、御神還幸後八年老ノ方、又ハ女中御飯屋ニテ御神酒頂戴シテ帰ルコト(但シニシメ等ハ二三戸ヅ、寄合テ、思ヒ <sup>〱</sup> ニ供イルコト)  | 貳升     | 志賀トリ  |
| 一、小屋敷ナルタメ、女中ハ糯コシライ、男ハ道掃除・御飯屋等ノ準備等、実ニ多忙デアリマシタ   | 貳升     | 志賀サクヨ |
| 志賀松之助・常陸豊治・猪狩積、御巡代表トシテ、姥神社へ参リマシタ。手スキ次第追々御迎ニ出マシタ。   | 貳升     | 志賀ウメ  |
| 午前九時御神幸御供方三百人余、砂糖糯八百人分出来、沢山余リマシタ。  | 貳升     | 志賀ムラ  |
| 一、糯米 壹戸貳升宛割当   | 小豆有志   | 志賀タネ  |
| 九戸分  | 一、壹升   | 志賀タネ  |
| メ壹斗八升蒔餅ニ当ル   | 一、壹升   | 志賀セシ  |
| 寄附   | 一、壹升   | 猪狩タキ  |
| 三升   | メ参升    | 金有志   |
| 貳升   | 一、金壹円  | 志賀熊吉  |
| 志賀巴与松  | 一、七拾銭  | 松崎徳治  |
| 志賀松之助  | 一、壹円   | 志賀主殿  |
|  | 一、〃五十銭 | 志賀松之助 |
|  | 一、〃貳円  | 志賀里み  |
|  | 一、〃貳円  | 猪狩積   |
|  | 一、〃五十銭 | 志賀保   |
|  | 一、〃五十銭 | 常陸豊治  |

- 一、〃壹円 常陸留五郎
- 一、〃壹円五十銭 志賀喜治郎
- 一、〃五拾銭 志賀孫三郎
- 一、〃五拾銭 志賀久蔵
- 一、金壹円 猪狩亀吉
- 一、五十銭 志賀久吉
- 一、〃貳円 常陸初夜

内寄附八米下り

計金拾四円貳拾銭

- 一、酒貳斗 但シ壹斗代拾壹円
- 一、拾銭 紙代
- 一、貳円五拾銭 砂糖壹メ目

- 一、壹円五拾銭 是ハ七区ニテ部落〳〵ニ割当タル、

社司ニ初穂小田代分

メ九戸ニ割

供物

- 御神酒・大備餅 氏子
- ナス・ナシ五ツ 保
- 大根・稲 留五郎
- 人参 主殿
- 牛蒡 孫三郎
- 菜・ナシ五ツ 久蔵
- キウリ・ハタイモ 喜治郎
- タマナ・ネギ 積
- タマナ 里み
- マイタケハツモノ 熊吉

御祈祷・シシ舞スミテ、蒔餅之御神酒・砂糖餅等ノ御馳走ヲシテ、大ニ供方及屋敷一同歡ビ、御神送西山屋敷ヲ廻リ、八幡社へ御飯屋、酒、赤飯等ノ御馳走アリ。夫ヨリ堂小屋組ハ馬橋ノ座元ニ御飯屋ヲ設ケ、堂小屋中道ヲ通り宮渡ニ行、座元ニ御飯屋、夫ヨリ御還幸郷社ニテ御祝目出度。

〔史料3〕昭和十二年・山津見神社々御移記録

(表紙欠・横線)

小田代山津見神社々御移記録

- 一、昭和十二年七月ニ至リ、小田代大山津見神社ノ境内、松樅等数年前ヨリ枯レ、石段ハ其形ナク崩レ、

之ガ暴風アルニ於テハ根ヨリ倒ル、ハ勿論、人家ニモ及ス恐レアル為メ、山神尊ヲ他ニ御移シスル事ヲ、小田代氏子一決シ、調査ノ上金比羅神社々宅ニ御移シスル事トナリ、社司久保田保之助氏ヲ頼ミ御祈祷ヲ致シ、境内ノ木ヲ小宅武四郎氏ニ金百貳拾円ニテ売却シ、雨屋及石段ヲ新築スルコト、シ、御宮ヲ御移シ、鳥居ヲ建替へ、石段ハ三瓶惣吉氏ニ金貳拾四円ニテ渡シ、屋根ハ富岡町川端豊次郎氏ガ造ル。雨屋ハ志賀孫三郎氏金拾四円四拾銭に渡、今年旧六月十五日ヲ以テ遷宮式ヲ挙行シ、神職ヲ招聘シ、又石出シ手伝及部落ノ年老者等ヲ招キ、女衆ノ手伝ニテ撒餅ヲシ、盛大ナル遷宮式ヲ挙行後、区长志賀喜義氏宅ニテ夜ノ九時頃迄大宴会アリ。此日夕方ヨリ雨降ル。地固ルセ

メン固ル。

昭和十二年七月二十二日(旧六月十五日)

社司 久保田保之助

第七区代理区长 志賀喜義

御移ニ付臨時会計 猪狩積

山神御移ニ付経費

一、金百貳拾円 木代

内訳

惣経費金壹百〇四円四拾七銭  
 差引金五円五拾參銭残  
外ニ金四米代付

之ヲ小田代部落会計志賀伝氏ニ渡シ引継

右遷宮撒餅致ニ付、寄附人名

- 一、酒一升 道谷タン
- 一、糯米一升・小豆一升 志賀ウメ
- 一、糯米三升・小豆一升 志賀ハツヨ
- 一、糯米二升 志賀ヨシイ
- 一、全二升 全ヤエ
- 一、糯米二升 志賀ムラ
- 一、全三升 志賀キシエ
- 一、全一升 全タネ
- 一、全二升 常陸アキエ
- 一、全一升 全タメ
- 一、全一升 猪狩ワカ
- 一、全二升 全タキ
- 一、全一升 志賀チヨ
- 一、全一升 志賀伝三郎

石川配下

一、全 一升 熊谷三郎  
忌中ニ付遠慮 矢内喜藏  
小田代山神講人名

- 常陸豊
- 志賀正親
- 猪狩新
- 志賀泰明
- 三瓶忠美
- 志賀清記
- 矢内喜藏
- 志賀伝三郎
- 志賀喜代治
- 志賀熊吉
- 志賀伝

〔史料4〕昭和十五年・御神幸記録

（表紙・横帳）

「 紀元二千六百年奉祝祭典

御神幸記録

昭和十五年十一月十一日

猪狩新謹記

紀元二千六百年奉祝御神幸記録

勅語（十一月十日）茲ニ紀元二千六百年ニ膺リ、百僚衆庶相会シ、之レカ慶祝ノ典ヲ奉ケ、以テ肇国ノ精神ヲ昂揚セントスルハ、朕深ク焉レヲ嘉尚ス。今ヤ世局ノ激変ハ、実ニ国運隆替ノ由リテ以テ判カル、所ナリ、

爾臣民其レ克ク嚮ニ降タシシ宣諭ノ趣旨ヲ体シ、我カ惟神ノ大道ヲ中外ニ顕揚シ、以テ人類ノ福祉ト万邦ノ協和トニ寄与スルアランコトヲ期セヨ。

勅語（十一月十一日）爰ニ紀元二千六百年慶祝ノ謙ニ臨ミ、各国代表者並ニ朝野ノ代表者ト欲テ馨クシ楽ヲ借ニスルハ、朕ノ深ク憐レ所ナリ。今ヤ一大世変ニ際会スルモ、平和ノ日ナラスシテ恢復セラレ、万邦ト俱ニ其ノ慶ニ頼ランコトヲ望ム。

皇紀二千六百年ヲ奉祝記念スベク、全国各地ニ於テ各種ノ計画・催シ物等アリ。宮城外苑ノ会場ニハ、十日ハ式典、十一日ハ奉祝会デ、両日共両陛下臨御、未曾有ノ盛大且森厳ナル、曠古ノ大盛典ヲ举行セラレタリ。即チ当村ニテハ、十一月十日郷社ニ於テ祭典ヲ執行、翌十一日午前八時、郷社出御御神幸アラセラル。各戸ハ国旗ヲ掲揚シ、御道筋ヲ清掃シテ、御待申上グ。郷社々司久保田保之助氏、外一般供奉参列シ、坂シ内ヲ経テ、荒宿佐久間長造氏庭ニ御仮屋設ケ奉迎ス。原・荒宿部落ハ道路ノ両側ニ松ヲ建テ、注連繩ヲ廻シ、奉迎ノ誠ヲ示ス。更ニ御神輿ハ東山姥神様ニ御休ミアリ。此処ニテ昼食ヲ済マシ、小田代ニ向フ。是ヨリ曩、小田代ニテハ、前日部落民男女協力、道路修繕及御仮屋ノ設置ニ誠意奉仕セリ。第七区代理区長志賀喜義氏宅ニ於テ、部落民全員ニテ一切ノ準備ヲ整ヒタリ。当日ハ早朝ヨリ平梨迄ノ道路ヲ掃キ、新宅人口ヨリハ両側ニ竹ヲ立テ注連繩ヲ廻シ、紙ヲ挟ミ、盛砂ヲシ、不浄ニハ杉等ヲ以テ囲ヒ、砂ヲ蒔キ浄メタリ。時刻二ハ一

同東山或ハ割山迄奉迎セリ。「奉祝皇紀二千六百年」ノ旗ヲ先頭ニ、大太鼓・御賽銭箱、「郷社諏訪神社」ノ旗、之ニ続キ稚児・獅子供奉員ト、美々シクモ又崇厳極リナク、入御ナサレタリ。時正ニ正午ナリ。小学校長渡邊義唯氏ハ、職員ト共ニ旗行列ノ生徒ヲ引率シ、多数賑々シク御供ニナレリ。東ハ志賀熊吉氏門迄、南ハ志賀久藏氏門迄、御神幸ニナリ、其ヨリ稲荷様境内ノ御仮屋ニ安置申シタリ。御供多数ノ為境内ニ溢レ、御道筋及ビ屋敷内ニテ御待申上グ者多数アリ。殊ニ小田代ハハ初メテノ人モ見受ケタリ。部落民ノ真心込メシ供物ヲ奉リ、御灯明ヲ上ゲ、神官祝詞ヲ奏上シ、終ツテ投餅致シ、御神酒・オ煮メ・赤飯ノオ握リ等ヲ一般ニ馳走セリ。午後一時小田代出発、何レモ奉送多数御供仕ル。太鼓・御賽銭箱ハ何レモ二名宛、小田代組ニ於テ次ノ御仮屋迄御送り申シタリ。西山ハ屋敷端シヨリ引返シ、八幡神社境内ノ御仮屋ハ御休ミニナリタリ。小田代同様ノ式後、投餅（及ビ蜜柑）・御神酒ノ馳走ニナリ居ル内、予定ノ午後二時十五分ニナリ、恰モ東京ニ於テ宮城外苑ノ会場ニハ両陛下臨御、両日重ネテ勅語ヲ賜リ、奉祝会総裁宮御代理高松宮殿下ノ御発声ニテ、万歳三唱セラル、管ニ付、我々一同毛輝ク盛儀ニ感激漲ル。赤城ニ精一杯唱和シタノデアツタ。其レヨリ一同帰路ニツク。猪狩積氏部落代表シ、氏子総代トシテ最後迄御供仕リ、堂小屋ハ馬橋広場ニ御仮屋設ケ、堂小屋ヲ一巡シテ宮渡迄御神幸。夕方郷社ニ日出度御還幸ニナレリ。一同帰宅後、志賀孫三郎氏新

宅ヲ借受、今日ノ盛儀ヲ歎ビ合ヒ祝宴シ、供物ノ餅(オゴク)ヲ頒チ、供物ノオ米ヲ夕飯トシ、剰余金貳拾円八拾銭ハ、之ヲミ山神社ノ基本貯金ニ積立テ、目出度解散セリ。

寄附(四十四円也)

- 一、金五円也 志賀保
- 一、金五円也 猪狩積
- 一、金五円也 志賀伝
- 一、金五円也 猪狩新
- 一、金五円也 志賀喜義
- 一、金五円也 常陸豊
- 一、金五円也 志賀主殿
- 一、金五円也 志賀孫三郎
- 一、金参円也 三瓶忠美
- 一、金参円也 矢内鹿藏
- 一、金貳円也 志賀久藏
- 一、糯米壹戸貳升宛割当メ貳斗参升
- 撒餅及ビ赤飯ニ当ル
- モチ米貳升 志賀孫三郎
- 〃 志賀喜義
- 〃 志賀伝
- 〃 志賀主殿
- 〃 志賀ヨシエ
- 〃 猪狩新
- モチ米参升 志賀久藏
- 〃 貳升 三瓶忠美

〃 矢内鹿藏  
 〃 志賀久吉  
 〃 常陸留五郎  
 〃 猪狩積

小豆寄附者

- 五合 志賀ハツヨ
- 〃 志賀ヤイ
- 〃 志賀ウメ
- 供物献上
- 雄壹羽 志賀喜義
- 牛蒡・人参 志賀ハツヨ
- 大根 猪狩ワカ
- 白菜 志賀キシエ
- 牛蒡 志賀ヤイ
- 白米 志賀ハツヨ
- 御神酒 氏子
- 御供餅
- 費用之部
- 一、金拾六円五拾銭 御神酒六升
- 一、金八拾八銭 削粉・醬油一升
- 一、金拾八銭 半紙三帖
- 一、金五円 御肴
- 一、金四拾五銭 白米一升
- 一、金貳拾銭 豆腐二丁
- 合計金貳拾参円貳拾壹銭也
- 差引残金貳拾壹円八拾銭貯金ス

メダシくく  
 『史料5』昭和三十九年・雨覆修繕遷宮記録  
 (表紙・横帳)

金毘羅神社

山祇神社 雨覆修繕遷宮記録

昭和三十九年旧十月十七日

本年度落雷のため、境内の松立木二本を損傷し、ついで雨屋の柱二本、及びツカ等を裂傷せしめたため、これが修理に右赤松を売却すべく、氏子総出で伐採搬出に当り、屋曲りをスジカイを入足して直し、周囲の雨しぶきを防ぐため、三方をトタン張となしたり。たまたま山ノ神講の祭典を期し、宮司久保田税氏を招聘し遷宮せり。当日部落の古老連も招待し、宿に於いては婦人達も総出で投餅を作り、あんこ餅を馳走し、盛大裡に散会せり。

取入

- 一、金壹万九仟五百円也
- 赤松八石五斗七升代(但し工場渡しの値段)
- 支出
- 一、金壹仟円也 御折袴料
- 一、金四百八拾五円也 御神酒壹升
- 一、金壹仟八百円也 御肴代
- 一、金壹仟九百円也 白浪トタン十枚代
- 一、金壹百円也 釘一寸二分一キロ

一、金八百八拾五円也 修理当日慰労代

一、金貳阡円也 伐採運賃

一、金壹百四拾円也 小豆壹升

一、金五阡貳百六拾五円也 酒二升・鶏二羽・卵二十

五ヶ・豚肉五百匁一五〇

〇円・豆腐一箱・菓子・

ハム・コンニャク・さつ

まあげ

一、金四百八拾円也 袋菓子・雑品代

計金壹万四阡五拾五円也

差引金五阡四百四拾五円也貯金す

寄附者

一、モチ米壹升宛 氏子一同

一、柱及びツカ 御札材料及び製造 志賀泰明殿

一、製材及びびサン等

一、清酒貳升 丸川工業株式会社

一、落雷除のアース設置 志賀喜義殿

一、御肴 ①魚店殿

有銭參拾円を加へて、貯金五七五円也

記録係 猪狩新

〔史料6〕昭和四十三年・御神幸記録

（表紙・横帳）  
一、明治百年を記念して

御神幸記録

昭和四十三年九月七日

猪狩新謹記

本年は明治以来百年目に当り、これを記念すべく全国に各種の事業計画あり。諏訪神社に於いても、これの記念事業として、又本年の史上稀な豊作を祝つて、旁神威の高揚とも相俟つて、御神幸の運びとは相成つたものである。時勢の波はお祭の祭典日の変更も余儀なくされ、春は新暦の五月五日、秋は同じく九月七日と一昨年より改正せり。九月六日の宵祭には台風十三号の発生も懸念され、ボンボリも取はずした様な次第だったが、七日の当日ともなれば、朝から夜の踊までシけ、空も一時晴れ間さい見せて、誠に好都合でした。先ず午前八時祭典執行、同九時半神輿渡御のため神社を出発、先導は猿田彦・神官・賽銭箱と続き、神輿の直後には四人の浦安舞の舞姫・町獅子・西山獅子の笛太鼓、更には宝物奉持者・氏子惣代・祭典係・各区長・各種団体長・一般崇敬者と数多続く。神社側よりは各御仮舎に対し、御神酒五升（内二升はミコシかぐ人・草履八足・口紙・シメ縄のシテ八本・三五七ヶ（同数紙）を持参すること、し、各区よりは神輿かぐ人八人・同白足袋・神饌物の準備、玉串奉典者等を依頼す。かくて最初の御仮舎は宮ノ下はセリ場の一角に設け、待機せる部落民の奉迎を受けたり。神饌物（酒・米・野菜・肴・果物・水・塩・モチ）等を供へ、紅白の投餅で一般を喜ばせ（一御仮舎の休憩時間を約三十分と定む）、第六区に向ふ。局前にて肩代りし、堂小屋を経

て西山は渡辺一氏の庭先にて安置、昼食として同家に休憩、三十分余分にかゝる。御仮舎は、せり場・西山・七区公民館・熊越・毛戸分校・五枚沢県道筋と六ヶ所とす。神社側の方針として、今日の御神幸は今迄一度も渡行のなかつた八区に行くこと、した為、小田代・宇津川方面へは時間の関係上行かず、東西橋より七区公民館へと向かつたものである。小田代にても大多数東山まで出向いて参拝せり。七区民は東西橋附近まで皆お迎ひし、直ちに公民館前の御仮舎に安置申上ぐ。御神酒数多く奉納あり。米・野菜・鯉・ブドウ其他数々のお供ひ物で賑々しく執行せり。殊に紅白の投餅は、両手に余る人もある程。一番の賑やかさと奉迎の誠を尽くした七区は、やがて口紙をくわいた若人の一斉にかつぎ出す頃は、近日にない青空も見えて汗ばむ。熊越は福田哲之助の入口にて休憩。こゝにて汗をぬぐい自動車にシメを廻してミコシをのせ、自動車三台に分乗して八区に向ふ。毛戸分校にては渡御初めてとあつて、目づらしさも加へ感激一しほ。獅子役者が疲れると言つたが、たつての頼みで西山獅子だけ奉納する。毛戸分校を見送られて五枚沢入、五枚沢にては揃ひの子供はつぎに豆しほりの手拭・鉢巻で奉迎、こゝでも獅子舞を見せ、浦安舞はレコード持参せぬため行はず。かくてそれく自動車に分乗して神社へ帰還せり。この時夕方の五時三十分、あらゆる閉式の行事終つて社務所にて祝宴。夜は七時より豊年踊を境内にて行ふ。あらかじめ地元青年にて櫓の設備を美々しく飾り、十時

まで櫓の周囲を三重にもなつて踊る。神社より各部落の婦人会へ慰勞として金三千円宛贈る。かくて例祭日を期したる明治百年の意義ある行事としての御神幸を目出度くも賑々しく終了したのであつた。

昭和四十三年九月七日、秋の例大祭日

小田代より神輿かく奉仕者 志賀喜代登

志賀泰三